

平成26年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 9 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 4 号
案～審議

提

第 6 議案第 5 号～議案第 10 号
案～付託

提

第 7 議案第 11 号～議案第 17 号
案～審議

提

第 8 議案第 11 号・議案第 17 号
論～採決

討

出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年 9月 1日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労様です。

梅雨が明け、一時、記録的な高温の夏となりましたが、その後、8月上旬に台風が上陸し、天候不順が続き、集中豪雨や台風の大雨の被害が、南木曾町や広島をはじめ、各地で大きな災害が発生しております。例年に比べ、日照不足と言われておりますが、幸いにも、稲作は平年並みとの報道がありました。他の作物のよりよい生育のため、これから秋らしく晴れ上がった天候を待ち望むところであります。

本日は、何かと御多用のところ、大変御苦労様です。

ただいまから、平成26年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、百瀬輝和議員、2番、久保村義輝議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成26年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案17件であります。なお、審議の都合上、議案第11号及び議案第17号を即決といたします。請願・陳情は、請願1件、陳情7件が提出されております。

会期は、本日9月1日から9月12日までの12日間とし、この間で2日から9日までを休会といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月1日から9月12日までの12日間に決定いたしました。

た。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、平成26年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席の中、開会できますことにお礼を申し上げます。

ことは、冷夏も予想されていたところではありますが、関東甲信越地方の梅雨明けは、例年より1日遅い、7月22日に発表されたところでもあります。

しかし、台風8号、11号、12号、また前線の停滞により、広島市をはじめ、全国各地で災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。本県でも、7月9日には、台風8号の影響により、南木曾町で大規模な土石流が発生し、尊い人命が失われました。私も、県治水砂防協会の副会長として、国土交通省等に対し、防災災害関連の緊急事業を早急に実施するよう、強く要請をしてきたところでもあります。亡くなられた皆様の御冥福をお祈りし、また災害に遭われました皆様には、一日も早く復興がかないますよう願うところでもあります。

このような状況でありましたが、本村では、おかげさまで大過なく安堵したところでもあります。今後、台風シーズンを迎え、一段と気を引き締め、万全な対策を講じられるよう心がけてまいります。

さて、8月10日の長野県知事選挙では、現職の阿部守一氏が当選され、2期目の阿部県政がスタートしました。1期目の実績と経験が評価された結果だと感じておりますが、台風の影響もあり、本村でも投票率が50%を割り込むという残念な結果となりました。阿部県知事には、選挙中、県民の皆さんと約束しました五つの県づくりの実現に向け、期待するところでもあります。特に、本村としましては、長野県工科短期大学の開校をはじめ、地域経済、人口問題等々、課題も多く残されておりますので、責任ある県政を推し進めていただきたいと願うところでもあります。きょうの新聞報道でも、支持率が90%を超えておるといような報道がなされました。県民の期待も大きいところでもありますので、しっかりと県政運営をしていただくよう望んでおるところでもあります。

さて、景気の動向ではありますが、先月と同様に、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるとし、判断を据え置いております。また、先行きにつきましても、当面、駆け込み需要の反動により、一部に弱さが残るものの、緩やかに回復していくことが期待されています。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしております。

一方、地元金融機関が公表しております伊那谷の経済動向であります。上伊那地

区内の状況を総合的に分析しておりますが、消費税増税前の駆け込み需要の反動により、よかったとする企業は15.7%、また悪かったとする企業は48%と増加し、その差が32.3%の減、前期よりも7.9ポイント悪化傾向が強まったと見込んでおります。しかし、来期の業績では、4.4ポイント、水面下ながら改善すると予測しておりますので、今後も景気の動向を注視しながら、対応をまいります。

昨年、国立社会保障人口問題研究所では、2040年の人口推計を公表しておりますが、県内で唯一本村だけが人口が増加すると推計しております。この公表により、平成25年度は、北海道の根室町村会を皮切りに3件、また、ことしの2月には、当議会が全国町村会議長会の特別表彰を受賞されたことによりまして、全国各地の市町村議会などから視察が殺到しております。年末までに19件を予定しております。視察内容のほとんどが、人口増加対策と子育て支援となっております。地理的条件に負う面が大きいところではありますが、一方では、就任当初の公約でもあります日本一の子育て村が徐々に評価されてきているものと理解しております。こんな点は、大変ありがたいことでもあります。

続きまして、6月定例議会以降の主な事業につきまして報告させていただきます。初めに、今年度の事業の進捗状況であります。

7月末時点の執行率でございますが、主なハード事業関係では41.1%となっております。このうち、伊那消防署建設に伴う負担金や大型事業も現在進行中でありますので、おおむね順調だと判断をしているところであります。また、ソフト事業につきましては、執行率30.3%と低い数字であります。扶助費、補助金といったような、実績に応じて執行する性質のものであり、また、その他の事業も計画的に進めておりますので、特に問題ないものと判断をしているところであります。

ことしの2月に計画をしておりました南箕輪村の日制定記念式典は、大雪のために順延を余儀なくされたところではありますが、改めまして仕切り直しし、6月22日に開催することができました。村内外から多くの皆さんに御出席をいただき、盛大にできましたこと、この場をおかりして感謝を申し上げます。先人の皆様方の一つ一つの行動が、138年の歴史を積み重ね、豊かな村が生まれたことに感謝をするのであります。この豊かな大地を後世に残していくのも私たちの使命であります。シンポジウムの中でもありましたが、村を育むためには、人材の育成が最も重要であると感じております。今後も、村を愛する心を持ち続けていただけたらと願うところであります。

次に、まっくん生活支え愛事業でございますが、村民参加による地域助け合いの精神を基調に、有償ボランティアによる、高齢者及び障害者の在宅福祉サービスをさらに推進するため、ごみ出し、除雪、蛍光灯の交換、買い物、灯油の供給などの作業内容を限定し、10月から有償ボランティアサービスを実施してまいります。先月から、ボランティアに携わっていただく皆さんを募集し、現在、細部の調整をしているところであります。しかし、このボランティアに携わっていただく方が、な

かなか多くなならないという悩みもあるところであります。したがいまして、ボランティアに要する費用につきまして、今議会に計上させていただきましたので、御理解をお願いするものであります。

近年、資源エネルギーの関心が高まってきておりますが、大規模発電施設の設置に関し、設置箇所周辺の皆様とのトラブルなく、円滑に事業が進むよう、環境審議会へ諮問し、答申をしていただいたところであります。村では、この答申を尊重し、事業者から設置計画等の届け出や、近隣の住民や地権者に対し、説明会をすることを努力目標としたガイドラインを策定し、8月1日から施行しております。今後、村で進めています景観計画等との整合性を図る必要もありますので、さらに検討をしてみたいと思います。

農業委員会の委員の改選に伴い、7月20日から新体制がスタートしておりますが、議会推薦を含めまして、16人中11人が新人の委員となりました。言うまでもなく、農業を取り巻く環境は年々厳しさが増してきており、農業の担い手、荒廃農地の解消など、課題が山積しております。特に、本村の特徴であります混住化が進行する中で、農地と宅地の調和のとれた村づくりを期待するものであります。

今年度から、農地水保全管理支払交付金から、多面的機能支払交付金に制度が変更になりました。今までの久保、田畑、神子柴、大泉に加え、新たに塩ノ井農地保全会が取り組みを初め、8月29日に協定を結んだところであります。地域の皆さんが地域を守る、この取り組みは、協働の村づくりの原点であります。他の地域でも、積極的に活用されることを願っているところであります。

景観計画の策定でございますが、平成25年度に南箕輪村景観計画策定委員会の景観計画の素々案がまとまり、県との事前協議を行っております。あわせまして、8月の議会全員協議会でいただいた御意見などを踏まえ、県との本協議を進めてまいります。今後は、景観条例を制定する中で、南箕輪村景観審議会におきまして、景観計画の審議をお願いし、その後、議会の議決を経て、平成27年4月からの施行を目指しております。

歩行者の安心・安全対策事業といたしまして、通学路のグリーンベルト舗装などを実施しておりますが、新たな試みといたしまして、南部小、信州大学を中心とした、神子柴、沢尻、南原区の一部の生活ゾーンを速度30キロに制限する、ゾーン30の指定に取り組み、地域住民の方々の合意形成を図っているところであります。説明会を開催しながら、理解をいただきたいと考えておるところであります。なお、本村の8月18日までの交通事故の状況でございますが、亡くなられた方はございませんが、発生件数は8件増の36件、また負傷者数も11件増の47件と、3割近く増加しております。このような状況を踏まえまして、特に子供たちが増加している地域でございますので、皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

7月29日には、2期目の行政評価委員会がスタートしております。新たに6名の方をお願いする中で、11名の皆さんに委嘱をさせていただきました。1期目の総括

でも、行政評価の継続を提言されております。私も、村民のための事業と費用対効果など、その両面を外部の委員の皆さんに評価をしていただくことが重要であると思っておりますので、今後も継続してまいります。委員の皆さんには、事前の準備から評価まで、大変な実務になりますが、村民のための適正な評価を期待するものであります。

続きまして、大芝高原まつりでございます。人と人とのつながりを求めてスタートしました大芝高原まつりも、ことしで29回目を迎え、昨年以上の皆さんに御来場をいただきました。上伊那の最後を飾る夏祭りにふさわしいイベントとなりました。ただ、ことしも、週間天気予報では雨模様の予報であり、近年は天候に悩まされるといった状況が続いております。当日は、昨年と同様、開催を決定した後に雨が降るといった状況となりましたので、大変心配したところではありますが、おかげさまで、開会式前には高原らしい爽やかな天候となり、夜の花火大会まで実施することができました。関係者の皆様には、例年以上に気を使ったことと思っておりますが、その分、熱気あふれる大芝高原まつりとなったと感じております。おかげさまで、大きなトラブルもなく、無事終了することができ、村の若さと活力と元気を感じた一日となりました。

また、祭りの最後を飾る花火大会も、長引く景気の低迷に加え、消費税の増税が重なりましたので、寄附金が集まるか、大変心配したところでしたが、おかげさまで、昨年以上の寄附金をいただきましたので、プログラム数、打ち上げ数ともに前年度を上回ることができました。盛大に開催することができました。御寄附をいただきました皆様に、お礼を申し上げるところであります。

このお祭りは、多くの村民の皆様方に、御理解と御協力をいただく中でかかわっていただいております。さらにこうした輪が広がっていくことにより、活力ある村づくりにつながっていくことを期待するところでもあります。関係者の皆様、また御来場いただきました皆様に、改めてお礼を申し上げます。また、天候の心配もここ2年してきたところではありますが、おかげさまで、昨年、ことしも、雨に悩まされることなく実施することができました。本当に運がいいのかなというふうにお感じしております。

続きまして、防災訓練であります。冒頭に申し上げましたように、相次ぐ台風の到来、また前線の停滞により、局地的な集中豪雨等が発生しております。近年では日常化しており、いつ、どこで災害が起きてもおかしくない状況となってきております。

今年度の訓練でございますが、昨年に引き続き、神子柴区、中込区から1泊訓練の申し出があり、また村全体の総合訓練を実施したところでもあります。

1泊訓練では、豪雨による土砂災害を想定した訓練といたしました。それぞれの想定に基づいた検討結果を発表していただきましたが、何よりも、区民の皆さんが、どこが危険なのか、また何をすべきかなど、その情報を区民の皆さんが共有してい

ることが最も重要でありますので、自主防災会を通じて周知していただけるよう、お願いをするものであります。なお、積極的に取り組んでいただきました神子柴区、中込区に対しましては、感謝を申し上げるところであります。今後も、多くの地区で実施していただきたいと願っております。

また、総合訓練では、例年の訓練に加え、新たな訓練としまして、非常持ち出し袋の重要性の説明とAEDの取り扱いについて講習会を実施し、また、さきの一般質問でも出されておりましたが、SNS、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報の発信も実施しております。SNSにつきましては仮想でありましたので、課題も残るところではありますが、今後の災害時には、行政からの情報発信のみに活用してまいりたいと考えております。

なお、今回の防災訓練につきましては、今後開催します自主防災組織連絡会におきまして総括してまいりたいと考えておりますが、1人でも多くの方が、防災訓練に自主的に参加する意識改革が必要であり、繰り返し訓練することが自分を守る唯一の方法であることを忘れないでいただき、今までは身近で災害が起きていることを認識していただきたいと思っております。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成25年度の各会計の決算認定をお願いいたします、詳しくは決算審査の中で、会計管理者並びに各課長より申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

決算規模は、前年比約3億3,700万円、6.7%増の約53億6,900万円の決算規模となりました。その要因でございますが、ハード事業では、南原保育園増築工事、田畑公民館建設事業、役場庁舎増築工事及びエレベーターの改修工事、中野原橋修繕事業、いずみ苑改築工事など、大型事業が集中し、投資的経費は、前年度対比3億2,500万円、54.8%増の9億2,000万円となったところであります。また、ソフト事業であります。全体的にはほぼ前年度並みの決算となりました。新たに、中学校の不応応生徒教育支援員配置事業や医療費の助成を高校3年生まで拡大、精神保健福祉手帳1・2級の所持者の医療費に対する助成費の拡大、また歯科集団検診事業、第5次総合計画策定業務、村のウェブページのリニューアル、サーバーの更新事業などに取り組んだところであります。

一方、歳入でも、約3億1,700万円、5.7%増の59億2,600万円となったところであります。しかし、村民税、固定資産税を含む地方税につきましては、長引く景気の低迷の影響により、平成17年度以来の20億円を若干下回る結果となり、前年対比約1,100万円、0.5%減の19億9,600万円、逆に、国庫補助金につきましては、地域の元気臨時交付金及び橋梁の改修等に伴う社会資本整備総合交付金などにより、8,200万円、21.9%増の4億5,800万円、また県支出金につきましても、南原保育園増築工事等により5,100万円、21.9%増の2億8,700万円、繰越金も9,500万円増となったところであります。なお、今年度の地方税の見通しでございますが、法人住民税及び固定資産税の伸びが期待できますので、20億円を超えるものと見込んでお

るところであります。

次に、財政状況であります。財政力指数は、平成20年度以降、減少傾向にありましたが、平成24年度と同数の0.58となりました。こうした要因につきましては、厳しい経済状況が続いておりますので、地方税の減収が財政力指数を下げているものと理解しております。しかし、経常収支比率では、2.2%改善され73.5%、また財政健全化の4指標につきましても、いずれも基準値以下であり、好ましい傾向となっております。

大変厳しい状況が続きますが、健全財政を維持しながら、持続可能な村づくりを推進しているところであります。

一方、国の財政状況では、歳出が税収等を上回る財政赤字の状況が続き、歳入の43%を将来世帯の負担となる国債に依存しております。このため、平成26年度末の国及び地方の長期債務残高は1,010兆円、国内総生産、GDPに対する比率では202%程度になるものと見込んでおります。ことしの7月1日現在の日本の人口は約1億2,710万人でありますので、単純に割りますと、国民1人当たり約794万円の借金を背負っていることとなります。

政府は、経済再生、デフレ脱却を掲げ、健全財政を目指しております。しかし、一部の企業では、増収増益に伴い、賃金も上がるとの報道もありました。地方では、ガソリンの高騰により、物価も上昇し、地域間格差、企業間格差を痛感しているところであります。あわせて、4月から、消費税の増税に伴う、駆け込み需要の反動による景気の落ち込みを懸念しているところであります。また、消費税の増税分を重点的に社会保障の充実、安定化に予算配分されておりますが、いまだに社会保障と税の一体改革の姿、その効果があらわれていないようにも感じております。

このような状況、現況を踏まえまして、本村といたしましても、高齢者社会は確実に進行しております。現在のサービス水準を維持していくことを基本とし、事業の取捨選択を取り入れながら、健全財政を維持しつつ、村政発展のために努力してまいります。議員各位におかれましても、ぜひその点は御理解をいただきますようお願いをいたします。

先般、今年度の普通交付税の算定が終わりました。今年度の普通交付税大綱では、普通交付税の総額を前年対比1,663億円、1.0%減の15兆8,724億円としております。主な改正点であります。地域経済活性化に要する経費の財源としまして、当分の間の措置として、地域の元気創造事業を設けております。また、消費税引き上げによる増収分を少子高齢化社会に対応した施策の充実、障害者の自立支援、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置など、社会保障の充実に要する経費を基準財政需要額に算入し、また基準財政収入額におきましては、地方消費税及び地方消費税の交付金の増収分について算入がされております。

この結果、本村では、平成25年度より、約2,800万円増の12億8,400万円余りとなったところであります。その要因でございますが、基準財政需要額では、昨年度の

地域の元気づくり推進費は軽減となりましたが、社会福祉費が、保育園の入所人員の増により、また新設となりました地域の元気創造事業費の増により、約1,300万円の増となりました。一方で、基準財政収入額は、主には消費税の駆け込み需要により、地方消費税交付金が増額となりましたが、景気低迷により、村民税の所得割及び法人税割が減に転じ、また、たばこの売り上げ、売り渡し本数の大幅な減により、市町村たばこ税が減となり、昨年より1,500万円ほど減額となったところがあります。なお、当初予算と比較しますと、約4,000万円の増となり、また前年度からの繰越金の増額分2億8,000万円と合わせますと、3億2,000万円の財源が新たに生じたところであります。

この財源を活用し、年度途中ではありますが、来年度に中部保育園及び西部保育園の増改築工事を計画しておりますので、今議会にその実施設計を計上させていただきました。あわせまして、来年度からの工事費といたしまして、財政調整基金及び福祉基金へ、合わせまして1億7,000万円を、また中学校でも、来年度から特別教室棟の増改築を計画しておりますので、その財源として、学校改築基金に3,000万円の積み立てを行うものであります。そのほかでは、中近東の政情不安から、原油価格の高騰が続いておりますので、生活弱者の経済的負担を軽減する目的で、福祉灯油券の交付の実施、また先ほども申し上げました、まっくん生活支え愛事業関連の事業費の補正をお願いするものであります。詳しくは、補正予算の審議の中で説明申し上げますので、御理解をお願いいたします。そのほかにも、今後支払いが生じます南原住宅団地の焼却灰関連事業及び新ごみ中間処理施設事業などが予定されております。今回の積み立てにより、財政調整基金と減債基金の合計額が24億7,000万円となりますが、将来にわたっての財政基盤の確立がさらに整い、経済状況が厳しい中、大変好ましい状況となっております。

続きまして、本村にかかわります公益的な事業につきまして3点、御報告申し上げます。

初めに、上伊那広域連合で進めております新ごみ中間処理施設計画でございますが、建設予定地の地元区から同意が得られましたので、今後、具体的に進行するものと期待しております。当初の計画どおり、平成28年度から着工し、平成30年度の稼働開始を目指してまいります。

次に、ことしの2月の大雪に対する除雪の件であります。県では、2月の大雪災害での対応につきまして、浮かび上がった課題を検証しております。今後、新たに、県、市町村、警察からなる除雪連絡会を設置し、除雪優先路線の設定、県と市町村の相互の除雪対策、共同企業体方式による除雪契約の施行、除雪業者及び除雪機械の配置計画、排出場所などを決定することとしております。昨年度の経験から、除雪機の効果と台数不足を痛感しましたので、年度途中ではありますが、今議会に小型ロータリー式除雪機3台を計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。また、今後開催します除雪連絡会議におきまして、除雪機械の増強やま

つくん除雪ボランティアの運営方法などを検討し、常態化しつつある大雪の除雪に備えていく予定であります。

次に、伊那消防署庁舎建設の件でございますが、昨年度から施工しております新庁舎の建設も、おおむね7割が終了し、計画どおり進んでおります。ことしの12月に完成見込みであり、その後、高機能指令システム等を研修及び調整しながら、平成27年4月からの稼働を目指しております。したがって、12月定例議会には、伊那消防組合関係では、一部事務組合の解散及び財産処分など、また上伊那広域連合関係では、新消防組織の発足のために規約改正が必要となりますので、構成市町村であります当議会の議決をお願いしていく予定であります。

さて、9月から10月にかけて、村では、保育園、小学校で運動会が実施され、また各地区では敬老行事、区民祭、収穫祭が行われます。長寿を祝して、また1年間の実りに感謝を込めて催され、地域の活力、元気を感ずる時期でもあります。この活力こそが、地域の発展、さらには村づくりにつながるものと確信しております。村民の皆様への1年間の御努力に感謝を申し上げ、また大いに盛り上げていただきたいと願っているところであります。

9月議会が終了いたしますと、村でも来年度に向けた村3カ年実施計画の策定、また実施計画に基づく予算編成の時期となります。あわせて、国では、来年の12月には消費税率の引き上げも検討しておりますので、今回と同様に、地方経済に及ぼす影響を懸念しているところでもあります。今後、社会保障と税の一体改革を含め、具体的な通達等があるものと思っておりますが、大幅に変更されることも予想されますので、情報を的確に把握する中で対応をまいります。

また、11月には、隔年ごとに開催しております地区懇談会を計画しております。この地区懇談会では、今、村が取り組んでおります景観計画と村の行財政の状況につきまして報告をさせていただき、御意見をお伺いしたいと考えております。あわせて、今後の村政に向けて、住民の皆様方からの御意見、御提言もお願いする予定であります。行政としましては、より多くの皆さんと協働の村づくり、地域づくりに向けた問題点等を共有することが大切であると考えております。これからも、さまざまな団体や村民の皆様方との対話集会をもとに村政運営を進めてまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

本定例会に提出しました議案、17議案でございます。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年5月分から平成26年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は請願 1 件、陳情 7 件です。会議規則第 89 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第 1 号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第 1 号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の題名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正することに伴い、条例中に引用しております法律名の改正と、同法の一部改正により、父子家庭の父の定義が新設されることに伴い、この規定を条例中に引用するため改正するものであります。

また、同様に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が改正されることに伴い、条例中に引用しております法律名の改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第 1 号につきまして、細部説明を申し上げます。

この条例につきまして、村長の提案理由にありまして、法律の一部改正によりまして、二つの法律の題名が改正されることに伴い、条例中に引用しております法律の題名を改正するものと、母子及び父子並びに寡婦福祉法に題名が改正される法律の一部改正によりまして、父子家庭の父の定義が新設されることに伴いまして、この規定を条例中に引用するための改正をするものであります。

それでは、議案の 3 枚目の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

改正前の第 2 条第 4 号のアとウのアンダーラインの部分でございますが、母子及び寡婦福祉法を改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものであります。

また、その下の改正前の第 2 条第 5 号のアンダーラインの部分であります。ここでは、父子家庭の父について定義をしているものであります。この定義が、母子及び父子並びに寡婦福祉法の条文中で新たに定義されますので、この規定を条例で引用するために、条例中で規定をしております定義を改正しまして、改正後の母子

及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する、配偶者のない男子に改めるものであります。

続いて、1枚おめくりをいただき、最後のページをごらんいただきたいと思います。

改正前の第3条第2項第3号中、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものであります。

戻って、議案の2枚目をごらんいただきまして、附則でございますが、この条例は平成26年10月1日から施行するという者でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、保育の実施基準等を見直す必要があるため改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

平成27年度より、子ども・子育て支援新制度が開始される予定です。この条例は、現行制度における保育の認定が、保育に欠けるから、新制度における、保育の必要性の認定へと移行するために改正するものです。保育の必要性の認定につきましては、保育の必要な事由、保育の必要時間の区分、優先利用について、国が基準を設

定するものです。これにより、この条例の保育の目的及び保育の実施基準につきまして改正を行います。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

3 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分が改正部分でございます。

初めに、第4条の目的を、保育に欠けるから、保育を必要とするに改めます。

次に、第6条の保育の実施基準につきましては、保育の必要な事由について追加するものでございます。第6条第1項1号と2号は、改正前は、保護者の就労を昼間としていましたが、さまざまな就労形態がありますので、就労していることに改めます。改正前の第3号、4号は、改正後の2号、3号とし、追加する事由につきましては、第4号に介護の次に看護を追加いたします。第6号は第5号に改正し、改正後の第6号に求職活動、第7号に在学中等、第8号に虐待、DVを受けている、または受ける恐れがあると認められた場合、第9号に育児休業中で、引き続き保育が必要な場合であることなどを追加するものです。

1 ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。なお、保育の必要時間の区分及び優先利用につきましては、別に規則で定め、現行の状況を踏まえつつ運用していきます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） それでは、議案第3号の細部説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度では、地域におけるニーズにきめ細かく対応でき、3歳未満の乳幼児を保育する、定員が19人以下の家庭的保育事業等が位置づけられました。この家庭的保育事業等の認可につきましては、市町村に認可権限がございますので、認可に必要な設備及び運営基準をこの条例で定めるものでございます。

条例制定に当たりましては、国の省令に基づき、村の基準を定めます。国の基準には、従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、村では、国で定められた基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、国の定める基準をもって村の基準として定めます。

条例の内容につきましては、国の基準どおりですので、主な事項のみ御説明させていただきます。

議案1ページをお開きください。1ページの目次をごらんいただきたいと思います。

家庭的保育事業等の種類でございますが、目次に記載されています第2章から第5章にあります、家庭的保育事業、小規模保育事業A、B、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4分類でございます。

次に、第1章総則といたしまして、この条例の趣旨、家庭的保育事業等の一般原則、保育所との連携等につきまして6ページまで定めています。この中で、特に、家庭的保育事業者等は、居宅内保育事業者等を除き、連携施設が必要となっております。

次に、6ページの中ほど、第2章は、定員5人以下の家庭的保育事業の設備、職員等の基準でございます。

続いて、7ページ、下から6行目、第3章は、小規模保育事業の基準を定めるものでございます。第2節に、定員6人から19人の小規模保育事業A型、10ページ、第3節は、小規模保育事業B型の基準でございます。B型は、利用定員は小規模保育事業A型と同じですが、職員の基準が、保育士と保育従事者が半々の事業所でございます。

次に、11ページ、第4節は、利用定員6人以上10人以下の小規模事業C型の基準を定めるものでございます。

続いて、12ページ中ほど、第4章につきましては、保護者の自宅で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業でございます。

次に、13ページ、第5章は、事業所の保育施設などで、従業員の子供と村内の子供を一緒に保育する事業所内保育事業でございます。事業所内保育事業は、第43条の表にあるとおり、左の事業所内の保育の利用定員ごとに、右側の南箕輪村の乳幼

児の受け入れ枠が義務づけられています。

最後に、17ページの附則でございます。施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からといたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 村としては、今まで公的保育ということで全ての要望に応えていたわけでありますが、国が細かな民営でできることを定めるという中で、他の市町村では、保育を、要望を全部自治体が受け入れない、そういうものを民間に投げていったという中で、非常に貧弱な運営体制の中で死亡事故等も起きて、大変問題が起きているわけです。国の法律に従い、こういう制度を設けること自体は、村としての役割として、担当課はそういうことでやっていると思うんですが、村長の姿勢として、村民の保育要望を基本的に村が責任を負っていくと、こういうことが今までも充実をさせてきたわけでありますが、今後もそのことが一番基本になるべきだというふうに私は思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、今の施行期日ですが、法律の改正ということではありますが、現実に何月何日からということについてお聞きいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 先に、唐木村長。

村長（唐木 一直） 今度の条例設置につきましては、国の法律に基づいての設置であります。さまざまな子供を取り巻く環境、保育園を取り巻く環境等々を考えまして、多様な保育施設という部分で設置されるということでありまして。働き方も変わってきておるといような部分、あるいは小規模の保育園、市町村認可といようなことになってまいりました。

もちろん、南箕輪の保育体制というのは、かなり充実をしてくれておるところでありますし、させているつもりであります。したがって、村が責任を負っていくということ、このことは当然のことです。これからはそういった姿勢で臨んでまいります。

この条例を設置したことによって、本村での動きはどうかといいますと、私はないだろうというふうに思っておるところであります。そういったことを考えると、村の保育園というのをさらに充実しながら、子育て支援をしていく、この姿勢というのは今までも変わりませんし、これからはそれ以上にやっていかなければならないと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） 施行の日でございますけれども、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年4月1日を予定しております。

なお、この家庭的保育事業等の事業者がその前に出てきた場合につきましては、準備の段階でということで、この条例の公布後から準備をしていいということに国のほうから通達が出ております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長

子育て支援課長（有賀由紀子） それでは、議案第4号の細部説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子供の教育・保育を行う施設や事業者に対して、実施主体である市町村が公的給付の支払いを行うこととなります。村は、この公的給付を希望する施設、事業者の申請に基づき、給付の対象となる旨の確認を行う権限があり、確認に必要な利用定員や施設の管理運営等に関する基準について、国の省令に基づき条例で定めます。

国の基準には、従うべき基準と参酌すべき基準に区別していますが、村では、国で定められた基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事由や地域性は認められないことから、基準については国の定める基準をもって村の基準として定めることとしました。

条例の内容は、国の基準のとおりでございますので、主な事項のみ御説明いたします。

議案1ページをごらんください。

第1章は総則で、用語の定義や一般原則を定めています。確認の対象となる施設、事業者は、第2条の第1項(2)から(8)となります。どの施設、事業者も、全ての子供が健やかに成長するために、子供の立場に立った教育・保育を提供しなければなりません。

次に、2ページ、第2章は、特定教育・保育施設の利用定員、運営に関する基準でございます。ここで言う特定というのは、新制度での公的給付費の対象となる確認を受けたということ、また教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園及び保育所などの施設を指します。

特定教育・保育施設は、あらかじめ運営規程を定め、利用申込者への教育・保育の提供前に、運営規程の概要、職員体制、利用負担金、緊急時の対応やその他の重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用申込者の同意を得ることとなっております。

続きまして、13ページ、第3章、ここからは、特定地域型保育事業者の利用定員、運営に関する基準でございます。

地域型保育事業者とは、先ほどの議案第3号の4種類の事業者を示します。

特定地域型保育事業者も、特定教育・保育施設と同じく、保育の提供前に利用者への説明と同意が必要となります。

最後に、19ページ、附則の施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日からいたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長(原 悟郎) 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長(原 悟郎) 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「平成25年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第6号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号「平成25年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第10号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長(堀 正弘) 朗読

議長(原 悟郎) 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 議案第5号から議案第10号につきましての提案理由を申

し上げます。

議案第5号から議案第10号までは、平成25年度各会計決算の認定に関する6議案であります。一括して提案理由を申し上げます。南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、平成25年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、審査の際、担当課長及び係長から説明申し上げます。よろしく御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 決算の概要について説明を求めます。

平嶋会計管理者。

会計管理者（平嶋 寛秋） それでは、私のほうから、議案第5号から第8号までの平成25年度の各会計の決算の概要について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります薄紫の資料のうち、薄い冊子であります決算調書をごらんいただきたいと思っております。

目次をめくっていただき、1ページをごらんください。

一般会計及び特別会計の決算の概要についてまとめてあります。そちらに沿って説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、調書に示してあります数値ですけれども、それぞれの調書により単位が異なっております。端数処理の関係で、末尾1けたの数字が一致しない箇所もありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、1の一般会計から説明申し上げます。

平成25年度の当初予算は、4月の村長選挙を控え、継続事業を中心とした骨格予算でありましたが、南原保育園増築工事、田畑公民館建設工事を盛り込み、総額51億5,000万円となりました。昨年に引き続き、「子育て・福祉・教育の充実」、「村民が健康で元気な村づくり」、「安心・安全な村づくり」、「生活優先の村づくり」、「共生の村づくり」を目指し、スタートいたしました。

平成25年度は、新政権のアベノミクス政策により、株価の回復、緩やかな景気回復も見られつつありますが、地方での景気回復の実感はまだと言わざるを得ません。

そのような中、社会資本整備総合交付金や地域の元気市町村交付金等を活用した事業を実施する中で、最終予算額は、平成24年度繰越明許費を除き、57億4,275万4,000円となりました。歳入決算総額は59億3,146万2,000円で、前年度より3億1,704万2,000円、率にして5.6%の増となりました。また、歳出決算総額は53億7,421万6,000円で、前年度より3億3,796万3,000円、率にして6.7%の増となりました。この結果、歳入歳出差引残額は5億5,724万6,000円となりました。

(1)の歳入であります。

村税につきましては、19億9,632万7,000円で、前年度より1,093万2,000円、0.5%減少しました。村税が歳入総額に占める割合は、前年度より2.1ポイント減少し、33.7%となりました。

村税のうち、村民税個人分は6億8,130万1,000円で、前年度より1,148万2,000円、率にして1.7%の減額となりました。法人分も1億8,710万5,000円、前年に比べ344万1,000円、1.8%の減額となりました。固定資産税につきましても9億1,359万2,000円で、前年度より431万9,000円の減収となりました。

なお、軽自動車、村たばこ税等を加えた普通税の徴収率は、現年度分が98.3%で、前年度より0.2ポイント減、滞納繰越分が20.8%で、前年より0.1ポイント増となりました。全体では94.0%となり、前年度に比べ0.2ポイントの減となりました。

次に、(2)の歳出であります。

執行金額の少ない災害復旧費を除きますと、前年度との比較で最も増減率の大きいのが消防費で1億2,344万4,000円、64.1%の増、次いで教育費が1億2,914万円、25.7%の増となっております。これらの主な要因としましては、消防費は伊那消防署分担金の増額が、教育費につきましては田畑公民館建築工事によるものが上げられます。

一方、減少した費目としましては、商工費が前年度比較で5,680万8,000円、35.1%の減、衛生費が1,542万5,000円、4.0%の減額となっております。これは、商工費では、24年度において、大芝の湯、大芝荘ろ過機等改修工事の大きな事業を執行したことにより、衛生費は、伊北環境行政組合など一部事務組合への負担金が減少したことにより、25年度決算では減額となりました。

なお、歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この調査の10ページに款別決算比較表をお示ししてありますのでごらんください。

次に、(3)の村債であります。

25年度の借り入れは2本で、臨時財政対策債3億5,082万9,000円と、消防司令センター整備・消防緊急無線デジタル化整備のために緊急防災・減災事業債を1,670万円借り入れしました。そして、元金3億2,245万3,000円を償還した結果、年度末の残高は42億3,455万8,000円となり、前年度末より4,507万6,000円の超過となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の36ページから40ページに村債明細をお示ししてありますのでごらんください。

次に、(4)の基金であります。

資金調整のために減債基金を8,500万円、人材育成派遣研修旅行事業等の財源として、人づくり基金249万8,000円余の取り崩しを行いました。また、積み立ては、財政調整基金の1億393万8,000円をはじめとして、大芝高原温泉関連施設整備基金、学校改築基金、減債基金で積み立てを行いました。

基金の状況につきましては、この調書の23ページから35ページに基金明細として

お示ししてありますのでごらんください。

次に、（５）の主要事業であります。

特徴的なものを申し上げますと、ソフト事業としましては、子育て・教育・文化では、さまざまな問題を抱える生徒への個別支援として、南箕輪中学校不適應生徒教育支援員を配置しました。また、大芝間伐材を利用し、２歳児にはしを贈って、使い方、食事の指導を行う、２歳児から始める木育・食育推進事業を行いました。

健康福祉では、乳幼児から中学３年生までが対象であった入院費・通院費の補助を高校３年生までに対象範囲を拡大しました。また、精神福祉手帳医療費１級・２級所持者の入通院医療費に対する補助費の拡充も行いました。

自治・協働では、平成28年度から平成37年度までの10年間の村の基本計画である第5次総合計画づくりを第3期村づくり委員会の皆さんとともに進めております。

生活・環境では、前年度に引き続き、巡回バス運行事業、住宅用エネルギー施設補助事業、住宅リフォーム事業などを実施しました。

産業・交流では、まっくんファームのコンバイン購入に対する補助や、大芝高原への誘客増加のため、大芝高原着地型商品の造成業務の委託、南箕輪村の日制定に合わせ、プレミアム商品券への補助等の取り組みを行いました。

続いて、ハード事業ですが、子育て・教育・文化では、保育園児数の増加に対応するため、南原保育園の増築工事、南部保育園では、園庭用の用地を購入しました。そのほかに、保育施設の修繕、駐車場の整備、屋外遊具の整備等を行いました。学校関係では、南箕輪小学校のトイレ改修、南部小学校では、電話設備工事や教室棟の増築工事の設計、パソコン教室機器の更新等を行いました。

また、健康・福祉では、障がい者生きがいセンターの改築工事の設計、出入り口の拡幅舗装改修工事などの整備を行いました。

自治・協働面では、田畑公民館建設のほか、庁舎関係では、庁舎の増築工事、エレベーターの改修工事、ネットワーク機器の更新等を行いました。また、消防関係では、南殿屯所の改修、北殿屯所ホース吊り下げ柱棟設置工事、小型動力消防ポンプ付積載車の購入などを行いました。

生活・環境では、公共下水道との統合で不要になったいずみ苑を防災拠点施設や文化財保護施設として跡利用するためのいずみ苑改築工事や、中央道にかかる中野原橋の修繕事業、平成24年度繰越事業となっておりました村道1026号線道路改良工事、村道1009号線道路改良工事、村道2186号線道路改良工事などを実施しました。

産業・交流では、大芝荘浴室棟屋根・外壁の改修工事、大芝の湯サウナ室改修工事などを行い、大芝高原の新施設の充実を図りました。また、農地整備関係では、繰越事業でありました農業体質強化基盤整備促進事業栃ヶ洞工区の工事を実施しました。

次に、（６）の繰越明許費であります。

繰越明許費につきましては、第2回議会定例会において承認をいただきましたが、

南原雨水排水調整池整備事業や被災農業者向け経営体育成支援事業補助金など16事業、総事業費8,388万5,000円が年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しをさせていただきました。

事業の内容につきましては、そこに列挙してあるとおりです。

以上、一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について簡単に御説明申し上げます。

2の介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額につきましては8億2,525万円で、前年度対比7,406万5,000円、9.9%の増となりました。主なものとしては、保険料が1億7,705万9,000円、国庫支出金1億7,419万8,000円、支払基金交付金2億2,522万8,000円、ほか、県支出金、歳入基金等であります。

歳出決算額につきましては7億9,907万3,000円で、前年度対比7,048万9,000円、9.7%の増となりました。うち、保険給付費が7億6,591万9,000円で、歳出の95.9%を占め、前年度対比7,403万3,000円、10.7%の増、地域支援事業費が1,275万2,000円、23.6%の減となっています。

この結果、歳入歳出差引残高は2,617万7,000円となりました。年度末の1号被保険者数は3,185人で、前年度と比較して129人の増加となっております。

続きまして、3の国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額は12億6,779万7,000円で、前年度対比2,059万9,000円、1.7%増となりました。歳入の基本となる保険税は2億8,622万6,000円で、前年度対比318万9,000円、1.1%の減となりました。また、財政調整基金及び一般会計からの繰入金は4,064万9,000円となっております。

なお、保険税の徴収率は、現年度分94.5%、滞納繰越分25.8%で、全体では83.9%となっております。

保険税以外の主な収入は、国庫支出金、前期高齢者交付金等であります。

歳出決算額は12億3,385万9,000円で、前年度対比802万6,000円、0.7%の増となりました。うち、保険給付費は8億4,225万1,000円で、歳出総額の68.3%を占めております。

この結果、歳入歳出差引残高は3,393万8,000円となりました。

年度末被保険者数は3,477人で、内訳は、一般被保険者3,190人、退職被保険者が287人です。また、加入世帯数は1,985世帯となっております。

最後に、4の後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額は1億162万4,000円で、前年度対比17万円、0.2%の減となりました。主な収入の内訳は、保険料が7,861万9,000円と繰入金2,040万8,000円です。

歳出決算額は1億8万4,000円で、前年度対比79万5,000円、0.8%の増となりました。うち、後期高齢者医療広域連合納付金が9,971万円で、歳出の99.6%を占め、前年度対比98万2,000円、1.0%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残額は154万円となりました。

保険料の徴収率につきましては98.9%で、年度末被保険者数は1,617人となっております。

以上が、平成25年度歳入歳出決算の概要についての説明となります。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類等を御確認いただき、詳細につきましては、審査の際に御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき作成しております。性質の区分の違い等により、決算書とは一部集計数字の違うところがありますが、あわせて審査の際に御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

これで、一般会計及び特別会計の決算概要についての細部説明を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、水道事業会計決算状況の概要説明を御説明したいと思えます。

決算書添付書類をごらんいただきたいと思えます。

ページでは57ページになります。

それでは、南箕輪村水道事業報告をさせていただきます。

まず、一般事項についてでございます。

平成25年度の年間総排水量につきましては173万8,000トンを排水いたしました。これは、昨年度に比べて3万1,000トンの増加でございます。有収水量につきましては128万6,000トンでございます。有収率につきましては73.9%、昨年と比べて1.9%の減少でありました。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量でございますが、これは配水量の約87%に当たります151万4,000トンを受けました。これは、昨年と比べて6万7,000トンの増加でございます。

事業の状況でございますけれども、資本投資の改良工事といたしまして、計量法によります検満の水道メーターの交換工事、それから大泉地区におけます減圧弁の取り替え工事、さらに住宅の増加地域につきましては、消火栓の設置工事等を受託し、行いました。また、ソフト面では、上水道の管網図の台帳のデジタル化を行い、第一配水池耐震診断の業務、それから経営変更認可申請の作成業務を委託しました。経営変更認可申請業務につきましては、大芝公園内の井戸を新たな水源として活用すること、それから給水人口の拡大等などの水道事業計画にかかわるもので、二十数年ぶりの大きな変更となりました。

決算の状況でございます。

平成25年度は、水道事業収益2億3,895万402円に対しまして、水道事業費用の1

億6,611万4,081円と消費税及び地方消費税の496万6,800円を差し引きました991万7,649円の税抜きの純利益となりました。

水道事業の収益の内訳といたしましては、営業収益が2億2,630万2,026円、営業外収益が147万3,966円でありました。

水道事業の費用の内訳でございますが、営業費用が2億1,073万6,819円でございます。昨年に比べて2.1%の増。営業外費用が712万1,524円でございます。

資本的収入につきましては748万円、資本的支出につきましては2,973万8,840円で、差し引きの不足額2,225万8,844円は、過年度分損益勘定留保資金の1,669万593円と現年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額556万8,251円で補填をいたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律におけます財政指標、資金不足比率につきましてはゼロとなっております。

以上、水道事業会計の決算の概要報告とさせていただきます。

続きまして、下水道事業会計の概要について御説明をしたいと思います。

同じ冊子の69ページをごらんいただきたいと思います。

まず、総括的な事項でございますが、平成3年度から下水道事業の積極的な整備に努めて事業を進めてまいりましたが、平成23年度以降につきましては、投資的なインフラ整備から維持管理を柱とした事業運営に移行をしてまいりました。

こうした状況の中で、維持管理を主体としまして、新たな下水道事業の効率的、効果的な事業運営を目指しまして、農業集落排水施設処理場、いずみ苑でございますが、廃止いたしまして、公共下水道事業に統合し、1年が経過をいたしましたところでございます。事業費の平準化と効率的な施設管理、維持管理費の抑制に向けて経営改善を努めてきた1年となりました。

普及の状況についてでございますが、排水区域内の面積につきましては852.4ヘクタール、処理区域内人口につきましては1万4,719人でございます。普及率につきましては98.2%となりました。昨年度と比べまして、水洗化人口につきましては352人の増加、水洗化率については1.8%の増加となっております。

続きまして、建設改良工事の関係でございますが、建設改良工事のうち管渠敷設工事につきましては、新たな宅地造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事の枝線整備を行いました。下水管敷設延長につきましては303メートルの増加となりまして、下水管渠敷設総延長は158キロメートルとなっております。

施設改良事業につきましては、汚泥処理業務等の維持管理を柱としました事業経営となっております。

おめくりいただきまして、70ページになります。

会計等の状況でございます。

収益的収支について、収入が4億5,196万6,220円に対しまして、支出は4億6,725万2,345円と、それから消費税及び地方消費税964万6,200円を差し引まして、

563万9,925円が当年度度の純損失となりました。昨年に比べまして、純損失は101万3,218円、2.7%の減少となっております。

内訳としまして、営業収益2億4,501万648円、営業外収益2億1,549万円でございます。

資本的収支は、総収入額1億8,816万5,150円に対しまして、総支出額が4億144万1,022円でございます。不足額2億1,327万5,872円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金2億212万651円と過年度分の損益勘定留保資金1億1,155万221円で補填をいたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきますところの財政指標、資金不足比率についてはゼロとなっております。

以上で、概要説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 以上で、議案第5号から議案第10号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

有賀代表監査委員。

代表監査委員（有賀 松雄） それでは、平成25年度南箕輪村各会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

お手元の平成25年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、山口監査委員と合意のもとに作成した意見書でございますので、私が代表して御報告申し上げます。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、審査の概要ですが、（1）にありますとおり、平成25年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月11日から8月6日まで、9日間かけて実施をいたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類、監査委員から提出を求めました調書に基づき、（3）の①から④について、会計管理者及び各課長、係長から説明を取得しました。また、例月の出納検査や昨年11月に実施しました定期監査も参考にして、工事の実施状況についても現地調査もあわせて行いました。

その結果でございますけれども、審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理をされていたものと認定いたしました。また、公有財産に関しても、証書及び基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定いたしました。

引き続き、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比をしながら表にしてありますので、そこに記載しました意見について御説明をいたします。なお、先ほど、会計管理者、または建設水道課長から報告がありましたので、重複する部分もありますけれども、御容赦をいただきたいと思えます。

まず、一般会計から申し上げます。

一般会計の主要事業につきましては、従来の事業に加え、子育て教育支援相談室設置事業、南原保育園増設事業、福祉移送サービス車両購入事業、まっくん monumento設置事業、除雪ボランティア事業、役場庁舎増設事業、田畑公民館建設事業、中野原橋補修事業、電気自動車用急速充電器設置事業、「南箕輪の日」プレミアム商品券補助事業、大芝荘浴槽屋根・外壁の改修事業、大芝の湯のサウナ室改修事業などの新しい事業が行われました。

次に、歳入歳出の状況でありますけれども、収入額が59億3,146万1,957円で、前年に比べて5.6%の増、歳出総額が53億7,421万6,148円で、前年に比べて6.7%の増となっております。差引残額が5億5,734万5,809円という結果でございました。

3ページに入ります。

まず、歳入面ですが、税収を昨年に比べてみますと、個人村民税で1.66%の減、法人村民税でも1.81%、固定資産税も0.5%の減となっております。軽自動車等、その他の税は若干増加しておりますが、前年に比べて、村税全体で1,093万1,824円少ないという状況でございました。

次に、歳出につきましてですけれども、消防費と教育費が大きく増加しておりますが、要因は、消防費につきましては伊那消防署建設に伴う分担金が発生していること、教育費につきましては田畑公民館建設に係る経費でありました。

次に、村債でございましてけれども、返済、それから新たな借り入れを行い、年度末残高が42億3,455万7,729円で、4,507万6,458円、率にして1.8%増加したという結果になっております。

次に、基金であります。基金の取り崩しは、減債基金、人づくり基金、村営住宅敷金積立金で8,751万3,079円であり、積み立てについては、財政調整基金、減債基金、学校改築基金、村営住宅敷金積立金、大芝高原温泉関連施設整備基金、国民健康保険事業財政調整基金で1億926万9,526円でありました。なお、年度末残高は32億8,480万4,780円となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。

財政状況でございまして、数値的にはおおむね健全な数値を示しております。財政力指数が年々下がってきておりましたが、昨年と同じ数字となりました。厳しい経済状況であります。人口増を支えているのが要因と考えられます。他の比率を見ますと、多少の上下はありますが、おおむね適正な範囲内であると判断されております。しかし、アベノミクス効果も、地方においてまだまだ感じる事ができず、今後の財政運営においても、一層の経常経費の削減や一般財源の確保により、健全

財政に向けた努力を望むものであります。

次に、5ページの収入未済の関係でございますけれども、前年度と比較しますと、183万円余と増加しているところです。表を見ていただくとおわかりいただけると思います。ここ数年減少していたものが、昨年来、増加傾向となっております。さらに、不納欠損が667万円余ということで、これを合わせますと1億2,754万円余と、非常に大きな金額となっております。

徴収に当たっては、翌年度に滞納を繰り越さないための新規滞納者の取り組みの強化や、また電話催告の業務を取り入れることなどにより、ある程度の効果は見られますが、非常に厳しい状況であります。これまでどおり、集中滞納整理や県税徴収対策室との連携、また電話催告やコンビニエンスストア納付の推進、さらには地方税滞納整理機構も有効に活用され、また新たな工夫を取り入れながら、引き続き徴収業務に努力をしていただきたいと思います。

なお、保育料の関係についても、同様に努力をお願いしたいと思います。

次に、6ページでございます。

現地調査の結果については、そこに記載してある箇所を調査した結果、おおむね適正に処理をされておりました。

次に、7ページから特別会計でございます。

介護保険事業につきましては、約8億2,000万円という規模となっておりますが、収入未収金が195万円余となっております。内容を見ますと、介護保険の利用者が直接納税者であるという難しい問題もありますけれども、徴収業務については一層努力をしていただきたいと思います。

国民健康保険についてですが、収入未済額は昨年比べて1.5%の減となっておりますが、金額にすると5,218万円余と大きな金額となっております。国民健康保険事業は、地域住民の健康を守る原点でありますので、将来を見据えた保険税の見直しも、ますます増大する保険給付金の削減に向け、健診結果をもとに健康指導などの各種施策の強化を望むものであります。

次に、後期高齢者医療についてですが、保険料の徴収状況については、収入未済が34万円余と大きく減少しました。さらには、徴収率も98.9%と高く、今後もこの水準を維持していただきたいと思います。

次に、10ページから公営企業会計に入らせていただきます。

まず、水道事業会計につきましては、資本的支出において2,225万8,844円の不足額がありますが、過年度分損益勘定留保資金等により補填をされ、資金不足比率もゼロとなっていることから、おおむね良好であるという判断をいたしました。しかし、水道料の徴収未済についても、供給停止など、効果的な処理を行って成果を上げているということは認められますが、不納欠損にならないよう、なお一層の努力をされたいと思います。

なお、村内の水道管は、下水道整備とともに更新は進んでいますが、老朽化した

水道管が残っている地域もあるようです。原因不明の漏水も多く、水道管の老朽化が原因と思われますので、計画的な施設整備と資金運用を図ってほしいと思います。

次に、11ページの下水道事業会計でございます。

総収益は4億6,361万3,307円で、総費用は4億7,070万2,514円となっております。差し引きしますと、708万9,207円の損失となっている状況でございます。

水洗化率は85%と、年々向上はしておりますが、これからも早期接続の推進に努力を願いたいと思います。

今後は、下水道管の耐震化や終末処理場の長寿命化計画による再整備も必要となるということなので、その費用についても、計画的な資金運用に努められたいと思います。

なお、受給者負担金や使用料の滞納処理につきましても、税務担当との連携を密にし、不能欠損とならないよう、さらなる努力を望むところであります。

最後になりますが、15ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見でございます。

これにつきましては、ごらんいただきますように審査の概要、審査の期日、審査の手續を記載させていただきました。審査においては、健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理をされております。

また、16ページの水道及び下水道事業ですけれども、この関係についても、資金不足比率はゼロとなっており、この算定の基準とされる事項を記載した書類はいずれも適正に処理をされていると認められました。

以上、報告の内容でございますが、このほかに、事務的指摘事項については、口頭でお伝えをしてありますので、申し添えておきます。

以上で、監査報告といたします。終わります。

議 長（原 悟郎） 以上で、審査の結果報告を終わりにいたします。

お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第10号までにつきましては、質疑を省略し、総務経済常任委員会に付託したいと思いますが御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第10号までは、総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を続けます。

議案第11号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」を議題といたし

ます。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、普通交付税及び繰越金等の額の確定によるものが主なものであります。

歳出では、中部保育園・西部保育園増改築実施設計委託料、平成25年度児童手当清算金、福祉灯油券交付事業関連費用及び財政調整基金・福祉基金・学校改築基金積立金の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,189万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億6,771万4,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第11号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により歳出から御説明を申し上げます。

予算書案の18ページをお開きください。

2款、総務費でございます。

1項3目、0220財政管理事務で56万4,000円の増額をお願いします。ふるさと納税者に贈呈をします特産品の見直しを行った効果があらわれ、寄附金額が増加しておりますので、これに対応するための増額でございます。

次の9目、0257財政調整基金積立金ですが、後ほど歳入で申し上げます平成25年度からの繰越金のうち、1億円を積み立てさせていただくものでございます。これによりまして、財政調整基金の額は23億1,000万円余となります。

次の13目、0221企画調整管理事務で98万1,000円の増額でございます。いわゆるマイナンバー制度の実施に当たりまして、付番等の役割を担います地方公共団体情報システム機構への負担金で、新たなものとなります。

次の17目、0208情報管理事業は、11節でサーバーの非常用電源装置のバッテリー交換のための修繕料14万3,000円、18節で庁内ネットワーク用の機器端末仮想化用アプリケーションソフト等の購入費59万1,000円の追加をお願いいたします。

おめくりをいただきまして、3款、民生費でございますが、1項1目、0301社会

福祉総務事務で、11節から20節までは福祉灯油券の交付事業、まっくん生活支え愛事業及び高齢者等で免許を返納された方へのまっくんバス回数券の交付事業の3事業を実施するための経費、合わせまして378万2,000円でございます。このうち、福祉灯油券につきましては、灯油価格の高騰が続いておりますので、本年度も昨年度と同様に交付を行わせていただきたいと思います。対象世帯は300世帯を見込んでおります。また、まっくん生活支え愛事業につきましては、7月の全協で御説明をさせていただきましたが、高齢者のみの世帯等で援助が必要な世帯のごみの分別・提出、除雪、あるいは生活必需品の購入等を有償ボランティアの手で行っていただき、一部を村が助成をする制度を設けるものでございます。これらの対象者としては60人を見込んで計上をさせていただきました。また、まっくんバス回数券交付も新たな事業となります。加齢や障害によりまして、運転免許証を返納された75歳以上の高齢者等に1回限り、まっくんバスの回数券50回分を交付するもので、以前に返納された方についても対象といたしまして、本年度の交付者は20人を見込んでおります。次の25節では、来年度計画をしております保育園の増改築等に備えまして、福祉基金に7,000万円を積み立てさせていただくこととし、これによりまして福祉基金の総額は1億5,000万円余となります。

次の0302福祉医療費給付金事業は、19節で国保連合会へ支払います福祉医療システム改修負担金の追加1万8,000円をお願いいたします。制度改正に伴うシステム改修の分ということでございます。

次の0306障がい者福祉事業ですが、同事業は、量的にも質的にも扱う事務が増大をしております。対応のため、新たに臨時職員として保健師を雇用するための賃金144万6,000円をお願いするものでございます。

次の0360未熟児養育医療費給付事業は、財源組み替えのみで、予算額に変更はございません。

次に、20ページの3目、0316高齢者福祉総務事務の28節、介護保険事業特別会計繰出金10万4,000円の追加でございますが、地域包括支援センターの臨時職員が出産のため退職いたしました。その後を村社会福祉協議会の職員の出向により補充することといたしましたので、その人件費の増加分について、定率によりまして一般会計から補填をするものでございます。

次の0317社会福祉協議会委託事業は、財源組み替えのみで、予算額に変更はございません。

続きまして、2項1目、0330児童福祉総務事務は、13節で10万7,000円の追加をお願いいたします。これまで、日曜祭日、あるいは夜間につきましては、一時的に養育が困難となった児童を預かるシステムがございましたが、たかずやの里で受託をしていただけるということになりましたので計上をさせていただくものでございます。なお、保護者等には、世帯の所得に応じまして負担金を直接たかずやの里へ納入をしていただき、差額を村から支出をするということにいたします。10

月から実施をする予定でございます。

次の0331児童手当給付事務の23節でございますが、前年度児童手当の国への報告通知のほうに誤りがございまして、過大に交付された約3,000万円を含めまして、清算により国に返還することとなりました3,600万円を計上させていただきます。

次の2目、0340保育園運営事業は、13節で来年度増改築を計画しております中部保育園及び西部保育園の実施設計委託料、それから中部保育園の園庭の松とヒノキ等でございますけれど、大変大きくなって、倒木の危険がございます。これを伐採する委託料、合わせまして1,591万2,000円の追加をお願いいたします。また、15節では、同じく中部保育園の園庭でございますが、以前から降水時に、排水溝へ落ち葉や砂が流れ込みまして、排水が十分にできないということがございました。あふれた水が東側の住宅地へ流れ込むことなどがありましたので、応急の対応はしてございますけれど、このところ局地的な豪雨等が各地で見られることもありまして、工事費400万円を計上させていただき、排水路、それから沈砂枡等の整備をさせていただきたいと思っております。おめくりをいただきまして、南部保育園の園庭工事につきましては、隣接をする住宅等に配慮をしたフェンス等の環境整備費として300万円の追加をお願いいたします。

次の0343障がい児相談支援事業では、19節で3万6,000円の増額でございます。この事業は、本年度、新たに開始をした事業でございますけれど、相談支援専門員のスキルアップを図るための研修負担金でございます。

続きまして、22ページに移りまして、4款、衛生費でございますが、2項2目、0411塵芥処理事業で37万3,000円の増額でございます。南原住宅団地の焼却灰の処理、処分につきましては、対応可能な業者が限られるということで、県外の業者への委託ということになりそうでございますけれど、関係自治体との交渉、また業務状況の確認等に職員が赴く必要がございますので、その旅費、また現地で使用しますレンタカーの使用料を計上させていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、6款、農林水産業費の1項1目、0601農業委員会事務で、10節の交際費で2万円の追加でございます。これまで、会員の会費等で、農業委員長個人に負担を願っていた部分がございましたけれど、近隣市町村の例に鑑みまして、一部見直しをさせていただき、増額をさせていただくものでございます。

次の3目、0605農業振興事業では、11節で大芝高原、味工房の軽食喫茶を開発公社の直営化をいたしました。これに伴いまして、厨房の電力契約の容量を上げるための修繕が必要となりました。2万7,000円をお願いいたします。また、19節で、昨年春に凍霜害があったこと等によりまして、果樹共済の契約額が増加をしておりますので、南信農業共済組合負担金2万8,000円の増額をお願いいたします。

続きまして、2項2目、0651林業振興事業の11節、移動破碎機修繕料17万円の追加でございますが、電気コントロール盤の取りかえが必要となったということでお

願いをするものでございます。

続きまして、24ページの7款、商工費、1項3目、0703観光振興事業の13節でございますが、10年に1度、大芝高原温泉の源泉温泉成分分析というものを行わなければならないということで、これの業務委託料8万円の追加をお願いいたします

おめくりをいただきまして、8款、土木費でございます。

1項1目、0801土木総務事務で、9節の旅費4万3,000円は、道路改良等に向けての協議のための追加ということでございます。特に、JRの関係でございますけれども、飯田支店での協議ができなくなったということで、名古屋まで出向くことが必要となっております。次の13節は、南殿の村道1183号線、役場の北に位置する道路でございますけれども、この道路沿いの水田10筆につきまして、国土調査の成果と現況が合っていないことが判明をいたしましたので、図面訂正をするための委託料160万円の追加をお願いするものでございます。次の19節は、2月の豪雪によりまして、除雪機械等の購入希望がふえるのではないかと見込まれるため、4件分、20万円の補助金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目、0803道路維持事業では、11節で、主に除雪に使用をしておりますペイローダーでございますが、排土板の消耗部品の取りかえ修繕料ということで32万円、14節で、ペイローダーよりは小型になりますが、機械を冬場の4カ月間だけリースをして、除雪機械の増強を図っていきたいということで、このリース料72万円、それから18節で、歩道の除雪用ということで、自走のロータリー式の除雪機2台、あわせてトラクター取り付け式の、やはりロータリー式の除雪装置がございまして、これを1台購入ということで、110万円の増額をお願いいたします。

続きまして、10款、教育費でございます。

1項4目、1005教育振興事務は、11節でスクールバスのタイヤ等消耗品費32万2,000円の追加をお願いいたします。

次の1006学校改築基金積立金でございますが、来年度以降に計画をしております小中学校の増改築等に備えるため、3,000万円の積み増しをさせていただきたいと思っております。これにより、この基金の積立額は約2億円というふうになります。

次の2項1目、1010南箕輪小学校管理事務は、18節で教職員用のパソコン4台分の購入費80万円でございます。

次の1017南部小学校管理事務でございますが、7節につきましては、1号補正で外国籍児童に対応するための臨時教諭の賃金の追加をさせていただきましたが、10月以降も在籍をする見込みとなりましたので、後半分の賃金を追加するものでございます。また、11節の光熱水費9万3,000円は、井戸水から水道水に使用水を切りかえたことによります上下水道料の追加でございます。

次の4目、おめくりをいただきまして、1015南箕輪小学校改築事業の15節につきましては、再三の補正で恐縮でございますけれども、現在、体育館の天井取り外し作業を進めておりますけれども、天井を取り外しましたところ、鉄骨等に石綿様とい

いますか、耐火被覆で、これはいわゆるアスベストには該当するものではございませんが、そういった被覆がしてございました。今後、音響に配慮をした新しい被覆を行う予定でございますので、現在のものは除去をする必要がございます。そのための経費として162万円の追加をお願いするものでございます。

次の1016南部小学校改築事業は、財源組み替えのみで、支出に変更はございません。

次に3項1目、1020中学校管理事務は、11節で電気配線、また女子トイレの壁が大分崩れてしまったということで、この修繕費47万円、13節、15節は、現在、特別支援教室の調理施設等を2部屋共用という形でしてございますけれど、1室ごと設けるよう指導があったということで、これの設計管理委託料21万6,000円と工事費156万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次の1025英語指導助手招致事業は財源組み替えのみでございます。

次の3目、1023中学校改築事業は、来年度以降の工事に向けた設計、調査の委託料、合わせまして408万円をお願いするものでございます。できるだけ学習に影響が及ばないよう事業を進めるための補正をさせていただくものでございます。

続きまして、11款、災害復旧費の2項1目、1121道路橋梁災害復旧事業でございますが、南殿の村道1218号線、村道105号線と輪道橋を結ぶ道線、それから沢尻の旧公民館の跡地といいますか、建っていた場所の北側になりますけれど村道2164号線、この2路線ののり面が、6月9日の大雨によりまして一部崩落をいたしました。沿道にあります水田の耕作終了を待つということ、復旧工事を実施いたしたいと思っておりますので、2カ所合わせて250万円をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、12款、公債費でございますが、15年度に借入れをいたしました臨時財政対策債等につきまして、10年目ということで利率の見直しが行われました。その結果、元金分は増加いたしますが、利子分は減少するというところで、合計では185万4,000円の減額というふうにするものでございます。

30ページになりますが、14款、予備費に、今回補正の歳入歳出の差引額9,008万8,000円を増額させていただきまして、今後想定をされます国の補正予算事業等に備えさせていただきたいと思っております。予備費の合計額は1億147万5,000円というふうになります。

次に、歳入でございますが、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

11款、地方特例交付金でございますが、額が確定をいたしましたので102万8,000円増額させていただくものでございます。

次に、10ページの12款、地方交付税でございますが、こちらも額の確定によりまして4,065万6,000円の増額をさせていただくものでございます。基準財政需要額で地域の元気創造事業費枠の新設、また基準財政収入額で法人村民税の減等の要因によるものでございます。

おめくりをいただきまして、16款、国庫支出金では、1項3目の2節、児童手当

負担金につきまして、25年度の清算によりまして、歳出で御説明を申し上げました返還金が出た一方で、歳入では500万円を超える追加交付ということになっております。

また、次の2項2目1節につきましては、マイナンバー制度の実施に向けたシステム改修の補助金、計1,463万7,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

17款、県支出金でございますが、2項3目、民生費県補助金で、新たに開始をいたしますまっくん生活支え愛事業に対する補助金ということで56万2,000円の増額でございます。

おめくりをいただきまして、18款、財産収入でございますが、1項1目、財産貸付収入で、まき割り機等の貸付金1万5,000円の追加でございます。

次の19款、寄附金は、ふるさと納税の増加に伴い、190万円を追加させていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、21款、繰越金でございますが、25年度繰越確定額2億8,475万2,000円を計上させていただくものでございます。

続きまして、22款、諸収入の5項1目、雑入でございますが、市町村振興協会の基金交付金、これは宝くじを原資とするものでございますが、額の確定によりまして43万8,000円の計上をさせていただくほか、未熟児養育医療費一部負担金等で計55万3,000円の追加でございます。

おめくりをいただきまして、23款、村債でございますが、1項15目は、臨時財政対策債の発行可能額が決定いたしましたので203万6,000円の増額、次の2項10目は、南箕輪、南部の両小学校の体育館天井落下防止工事の増に伴いまして、合わせて2060万円の、これは交付税の措置のあるものでございますが、全国防災事業債で手当てをするものでございます。

歳入歳出予算については以上でございます。

続きまして、第2条の地方債の補正でございますが、6ページをお開きいただきまして、第2表、地方債補正をごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げました全国防災事業債及び臨時財政対策債の補正でございます。それぞれ限度額の変更でございますが、お目通しをお願いいたしまして、細部説明を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、丸山 豊議員。

6番（丸山 豊） 1点、お願いいたします。

19ページ、まっくん支え愛事業なんですけれども、10月から始まるということで、そろそろ準備をされていると。また、先ほどの村長の冒頭の挨拶にもありまして、つい最近、報道でも出ておりました。また、先日、ちょっと私も、区の役員さんか

らも同じような、ちょっと悩み事を聞いたわけなんですけれども、やっぱり地域でもちょっと、なかなかいないんだという、こういうお話でありました。今後、この見込みが立っていくのかどうなのか。この予算的なものはちょっとともかくとしても、この事業として、見込みが立たせなければいけないと思うんですけれども、そのためには単価を上げるだとか、あるいは作業内容を少し再検討したらどうかという、そんなようなことも考えますが、どんなふうにお考えになっているか教えてください。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） ただいまのまっくん生活支え愛事業の関係でございます。今のところ、募集をかけている段階の中では、サービスの提供を希望される方が3名ほどおられます。1人の方がごみ出しを希望されておまして、あと、残りの2人が雪かきを希望されているという状況であります。また、それに対しまして、募集をしておりますボランティアは、今のところ6人という状況でございます。

ただし、このサービスを希望される方とボランティアの方のマッチングといえますか、近いところでのマッチングがなかなか調整がうまくできないというような状況もございまして、またこれらにつきましては、地元希望者のおられる地元区等に依頼を申し上げなければならないのかなということと考えております。

今後、雪かき等の希望者、増加してくるのではないかと考えておりますので、そういった中で、またボランティアの募集を随時かけながら、これは継続的に、また利用される方が多くなるような形で事業のほうを進めていきたいと考えております。

それから、単価の値上げの関係でございます。とりあえずは、まず始めたばかりでございますので、この30分間でございますが、ボランティアの報酬300円という単価となっておりますので、これを、また現状はこの単価で行っていく中で、また状況によっては、見直し等も今後考えていく部分でもあろうかなとは思っています。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 20ページなんですけれども、委託料、児童福祉総務事務の委託料の子育て支援短期利用事業の委託ですけれども、たかずやの里で夜間とか休日に預かるということで予算化されましたが、今のところ予定者というのがいらっしゃるのかどうかということと、それから保健師、障害者の関係、19ページですか、障害者福祉事業の賃金144万6,000円の保健師の賃金は、どこで何をするのかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 保健師の臨時職員の採用でございますが、これは、福祉系のほうで障害者の対応をしていただくということでございます。人口の増加

に伴いまして、障害者の方の相談ですとか、認定、更新事務、それから障害福祉サービス利用事務等が増加傾向にあるというよう中で、訪問や窓口対応にどうしても時間を要してしまいますので、そういった中で支障を来さないように、専門知識のある保健師の有資格者を臨時雇用しまして、障害者の皆さんの対応をさせていただくというものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） 子育て支援短期利用事業の予定者でございますけれども、ただいま2名予定をしております。今、村内でも、核家族の御家庭が多くて、御出産に備えてというようなことでございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 今の20ページの子育て支援短期利用事業委託料の関連でありますが、日曜日、祝日の夜間ということですが、この場合、緊急度というか、どの辺のところまで受け入れをしてくれるのか。例えば、夕方からでも、夕方、いろんなものが発生して緊急に頼んでも、受け入れをしてくれるのかどうか、その辺のところの手続というか、これはもうできているんでしょうかということです。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） 初めての事業で、これからというところでございますけれども、お聞きしたところ、現在、たかずやでお子さんを保育していらっしゃると思うんですけれども、その中へ受け入れるという形ですので、緊急の場合もなるべく対応ができるようにしたいということでございました。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 20ページの塵芥処理事業についてですが、この一般処理会社、会社の所在地と会社名がわかったら教えていただきたいということと、もう一つ、27ページの南箕輪小学校改築事業の天井落下防止の工事ですが、アスベストを使ってなくて、先ほどの説明では、まだ除去しなければならないというような説明があったんですけど、それをもっと具体的に説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 加藤議員。その20ページの塵芥処理というのは。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 済みません。22ページです。塵芥処理事業の一般廃棄物処理施設の所在地と会社名をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 南原住宅団地の灰の問題であります。業者名等々につきましては、今お答えできる段階ではございません。所在地もできるだけ遠くということで、概算で見込んだところでございます。

この問題につきましては、処理をどうするかというのは、ちょっと今、課題となっておりますので、県と今、詰めておるところでございます。また、明日も県で来てくれるということでありますので、その辺の状況を見ながらということで考えておるところであります。

当初は、一般廃棄物ということで処理を県と話をしてきており、それでいいだろうということで進んでまいりましたが、一般廃棄物の中の特定管理に当たるのではないかということの部分、変更となつてまいりました。したがって、処理業者が一般廃棄物の特定管理、これは処理業者がございません、全国。したがって、産廃の部分で考えていかざるを得ないのかなということで、今、県と協議をしているところでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

細かいことが詰まってくれば、また土地開発公社役員会、そして議会全員協議会、また地元へも説明を申し上げていかなければならないというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 続いて、体育館除去事業について。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） 162万円の補正の関係ですけれども、先ほど副村長からの説明からもありましたけれども、アスベストには該当しないということ、それから健康面でも害はないということなんですけれども、防火用の資材がまかれているために、今後、また天井からそういったものが落ちると、児童たちにもそういったものを吸い込んでしまう可能性もありますので、安全面を考えまして撤去をするということで、今回、補正をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 1カ所です。25ページの上段というか、土木総務事務の委託料の国土調査成果云々ですけれども、副村長の説明で、地域名がちょっとあったかと思えます。もう一度、地域名と、あと現況と、多分、公図とが合っていないんだと思うんですけれども、対象となる面積がどれぐらいなのか。また、以前、国土調査をやったと思うので、それはいつごろで、その以前やったのも、また業者委託だったのか、その点をお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、場所から御説明したいと思います。場所につきまして、地区は南殿であります。さらに細かく言いますと、役場、この建物の1本北の通り、役場の通りの1本北の通りになります。そこに、アパート、それから

住宅等あります。その道路境が現況と公図状の境が相違していると、ずれているということでの修正になります。

この修正につきましては、調査については、恐らく昭和58年ごろの調査だったと思います。その当時の測量業者につきましては、もう既に存在しておりません。そのような状況の中で修正をさせていただきたいということでのお願いでございます。以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、地域包括支援センター職員の欠員補充にかかわる地域支援事業交付金の増額等と前年度決算により生じた支払基金交付金の清算分並びに繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、地域包括支援センター職員の欠員補充にかかわる社会福祉協議会への負担金の増額と過年度分の国庫支出金等の償還による補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,646万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,735万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳入から説明をいたします。

04款の国庫支出金、01目、介護給付費負担金に8,000円を追加しまして、1億4,647万5,000円とするものであります。これは、25年度の介護給付費負担金の清算によりまして、不足分の8,000円が追加の交付をされるというものでございます。

その下の02目、地域支援事業交付金に20万7,000円を追加しまして、311万6,000

円とするものであります。これは、地域包括支援センターの介護予防事業にかかわる臨時職員が退職しまして欠員となるということから、この欠員を村の社会福祉協議会からの出向職員により補充をするということにつきまして、その職員にかかわる人件費の増加分に対する補助金20万7,000円が増額となるというものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの05款、支払基金交付金の01目、介護給付費交付金でございますが、12万6,000円を追加しまして2億3,307万8,000円とするものです。支払基金交付金の25年度給付金の清算によりまして、不足分12万6,000円が追加交付をされますので、これを増額するものであります。

次の02目、地域支援事業支援交付金でございますが、24万円を追加しまして361万4,000円とするものであります。先ほどの04款の国庫補助金の増額と同様に、地域包括支援センター職員の人件費の増加分に対する交付金が増額となるものでございます。

続いて、8ページであります。06款、県支出金の01目、地域支援事業交付金に10万4,000円を追加し、155万8,000円とするものです。この交付金につきましても、地域包括支援センター職員の人件費の増加分にかかわる増額でございます。

おめくりをいただきまして、9ページの10款、繰入金の02目、地域支援事業繰入金でございますが、10万4,000円を追加しまして155万8,000円とするものです。この繰入金につきましても、地域包括支援センター職員の人件費の増加分にかかわる一般会計からの法定内の繰入金の増額であります。先ほどの一般会計の補正予算の中でも、この部分がございますので、その分の入となってくるものでございます。

それから、10ページの14款、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定見込みによりまして2,567万6,000円を追加し、2,617万6,000円とするものであります。

歳入につきましては以上でございます。

おめくりをいただきまして、11ページの歳出でございますが、05款、地域支援事業費の1361介護予防事業費に82万9,000円を追加し、1,332万円とするものであります。この内訳でございますが、07の賃金で、臨時職員が退職をすることによりまして、臨時職員賃金を156万7,000円減額するというものであります。19の負担金では、臨時職員の退職に伴う職員の欠員補充に当たりまして、社会福祉協議会からの職員の出向で補充ということで、この職員にかかわる人件費分を社会福祉協議会への負担金として239万6,000円の増額をするものでございます。歳入のほうで説明をしました国・県交付金、一般会計からの繰入金の増額の算定基準につきましては、この賃金と負担金の差額ということになってまいります。

それから、12ページの08款、諸支出金の1381第1号被保険者保険料償還金に、保険料還付金といたしまして124万4,000円を追加して、129万4,000円とするものであります。過年度の死亡等による保険料の還付等によるものでございます。

続きまして、その下の1382償還金利子等に171万9,000円を追加しまして、172万

円とするものであります。25年度の国庫負担金と村一般会計繰入金の過年度の清算分による償還となります。

おめくりをいただきまして、13ページ、09款の予備費でございますが、歳入歳出の調整を行いまして、2,267万3,000円を追加いたしまして2,375万3,000円とするものでございます。

歳出につきましては以上であります。

このことによりまして、歳入歳出の総額に2,646万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,735万1,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

なお、あと4議案ほど残っておりますが、ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を始めます。

議案第13号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入の主なものとしまして、財源補填のための基金からの繰入金及び前年度決算により生じた繰越金の確定による増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者支援金の確定による増額と国庫支出金等の償還による補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,563万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,893万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第13号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、08款、繰入金、01目、基金繰入金に1,283万4,000円を追加しまして、2,683万4,000円とするものであります。これは、歳出予算の増加に対する補填財源として増額をするものであります。

おめくりをいただきまして、7ページの09款、繰越金であります。3,293万8,000円を追加し、3,393万8,000円とするものであります。25年度決算の確定見込みによるといったところでございます。

次に、8ページの12款、前期高齢者交付金であります。13万3,000円を減額しまして、3億6,846万2,000円とするものであります。支払基金の算定額が確定したことによるといったものであります。

歳入につきましては以上でございます。

おめくりをいただきまして、9ページの歳出であります。03款、後期高齢者支援金等の1543後期高齢者支援金に1,870万5,000円を追加しまして1億8,172万円とし、その下の1544後期高齢者関係事務費拠出金を2,000円減額しまして1万3,000円とするものです。2事業とも、支払基金に負担する額が確定したということによるものであります。

次に、10ページの04款、前期高齢者納付金等の1545前期高齢者納付金に1万円を追加し、13万円とするものであります。支払基金への負担額が確定をしたことによるといったものでございます。

おめくりをいただきまして、11ページの06款、介護納付金の1537介護納付金であります。7万8,000円を減額しまして7,310万円とするものであります。支払基金の算定額が確定をしたということによるものでございます。

次に、12ページの11款、諸支出金の1522療養給付費交付金償還事務に181万2,000円を追加しまして、181万3,000円とするものであります。基金から交付をされました25年度分の退職被保険者分の清算分を償還するというものでございます。1523国庫支出金償還事務であります。2,799万円を追加し、2,799万2,000円とするものであります。一般保険者の療養給付費の25年度分が確定をしましたので、その清算分の償還をするものであります。

おめくりをいただきまして、13ページの12款、予備費でございます。歳入歳出の調整を行いまして、279万8,000円を減額し、200万円とするものであります。

歳出につきましては以上であります。

このことによりまして、歳入歳出の総額に4,563万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ12億7,893万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算により生じた繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金に係る補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,133万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 議案第14号につきまして細部説明を申し上げます。

こちら、予算書の6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳入の関係でございますが、04款、繰越金に153万8,000円を追加しまして、153万9,000円とするものです。25年度の決算の確定見込みによるものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

02款、1804後期高齢者医療広域連合納付金の19負担金であります。繰越金に25年度3月分の普通徴収の保険料147万6,000円が含まれているということから、同額を追加しまして、1億1,088万円とするものでございます。

次に、8ページの04款、予備費でございますが、歳入歳出の調整を行いまして、6万2,000円を追加し、7万1,000円とするものでございます。

歳出は以上でございます。

このことから、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,133万7,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「財産の取得について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「財産の取得について」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年度の購入予定をしておりました第1分団第2部塩ノ井区の小型動力消防ポンプ付積載車の入札会を去る平成26年8月7日に実施いたしました。取得契約予定価格が、地方自治法の規定に基づく南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第15号にかかわります細部説明を申し上げます。

今回の財産取得でございますが、南箕輪村消防団第1分団第2部塩ノ井地区になりますけれども、小型動力消防ポンプ付積載車の購入契約にかかわる議会議決をお願いするものでございます。現在使用しております積載車につきましては、平成4年4月に購入したもので、既に22年が経過をしているところでございます。

それでは、初めに、消防ポンプ等の概要につきまして、資料の3ページ目をごらんいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

初めに、入札会の時期でございますが、平成26年8月7日に指名競争入札で実施しております。

2の事業内容でございますが、小型動力消防ポンプ付積載車1台でございます。その概要でございますが、消防ポンプにつきましては、コミュニティ助成事業の対象となりますので、限度額100万円の交付を見込んでおります。また、消防ポンプにつきましては、最大出力54馬力、水冷タイプの真空ポンプを採用し、長距離の送水が容易となります。積載車につきましては、消防団の中にはオートマチック車限定の免許の方もおりますので、ディーゼルエンジンのオートマチック車としております。馬力は110馬力でございます。また、女性消防団員もおりますので、積載車から消防ポンプの積みおろしの軽減を図るため、電動油圧式昇降装置を取りつけております。

4の入札結果でございますが、指名競争入札としまして7社を指名し、7社から

応札をいただき、晴海産業株式会社が落札をしております。

落札額は941万7,600円でございます。

なお、納期につきましては、3月6日を予定しております。

それでは、資料2枚目にお戻りをいただきまして、初めに、取得の目的でございますが、消防施設整備、財産の種類でございますが、小型動力消防ポンプ付積載車、契約の方法につきましては指名競争入札、取得価格につきましては941万7,600円でございます。契約の相手方につきましては、南箕輪村885番地1、晴海産業株式会社、代表取締役、堀秀臣でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「南箕輪村道路線の認定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「南箕輪村道路線の認定について」の提案理由を申し上げます。

天竜川の堤防道路については、一部村道認定している道路もありますが、そのほかの区間は、天竜川上流河川事務所が管理している河川道路となっております。しかしながら、一般車の利用が多い区間もあり、管理が曖昧となっていることから、河川管理者として、村道認定道路以外の河川道路の管理を明確化するため、一般車両への立ち入りを制限する措置を講じていきたい旨の協議がありました。今回、水田耕作などで利用が多い興亜化成株式会社南の村道106号線と度合橋北伊賀島地跡付近の村道2018号線に接続する河川道路を新たに村道認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第16号「南箕輪村道路線の認定について」の細部説明を申し上げます。

議案書の3ページに案内図がありますのでごらんいただきたいと思います。

認定する道路路線は、図で赤く示したところでございます。場所は、南殿の興亜化成株式会社の東南に位置します天竜川右岸の河川道路になります。

続きまして、道路の状況について御説明いたします。4ページの認定路線図をあ

わせてごらんいただきたいと思います。

今回認定する区間は、南殿の伊賀島地跡を通り、天竜川右岸の河川道路に接続する村道2018号線の終点から、南殿の行者坂、J R飯田線の南殿第2踏切を渡り、県道伊那北殿線を交差し、興亜化成株式会社南を通り、天竜川右岸の河川道路に接続する村道106号線の終点までを結ぶ舗装済みの天竜川の河川道路です。この路線の認定によりまして、村道106号線、村道2018号線がループ状に結ばれることとなります。

それでは、2ページをごらんください。

今回認定する道路の路線番号は1264号線です。南箕輪村大河原5139番地1先から5129番地1先までの延長500メートル、幅員は4メートルでございます。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「教育委員会委員の任命について」の提案理由並びに細部の説明を申し上げます。

現教育委員であります三澤久夫氏が、来る9月30日で任期満了となります。引き続き教育委員として再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

住所は南箕輪村7388番地1、氏名、三澤久夫、生年月日、昭和22年4月6日、満67歳、経歴につきましては、議案の添付資料をごらんください。

御審議をいただき、同意くださるようお願い申し上げます。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案の採決を行います。

議案第11号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「教育委員会委員の任命について」同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまです。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午後 1時52分

議 事 日 程 (第2号)

平成26年9月10日 (水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第1番から)

6番 丸 山 豊

1番 百 瀬 輝 和

7番 山 口 守 夫

5番 加 藤 泰 久

3番 山 崎 文 直

2番 久保村 義 輝

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年9月10日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。なお、本定例会の一般質問は、御承知のとおり、一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内に質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） おはようございます。議席番号6番、丸山豊であります。

また、土砂災害が発生してしまいました。南木曾町、あるいは広島市の被災された皆様方には、お見舞いとお悔やみを申し上げます。また、一日も早い復興を望むところでございます。

それでは、私は、大項目2点について質問いたしますのでお願いいたします。

大項目の1点であります。人口増に伴う保育園、学校施設などへの対応についてということでお願いいたします。

人口減少時代に突入して、ほとんどの自治体があらゆる政策を見直す中で、南箕輪村の人口は、昨年10月、1万5,000人を超え、着実に増加傾向を示しております。これまでの村長の先見性を見据えた政策は自信を持って、功を奏したと言っても過言でないと考えます。全国的にも注目され、行政視察の申し込みがふえている視察テーマの大部分は、なぜ人口がふえているのかであります。

御案内のとおりであります。平成25年3月推計の国立社会保障人口問題研究所、この後、社人研と言いますが、日本の地域別将来推計人口によると、25年後の2040年に総人口がふえているのは、長野県では、1万5,608人で我が村だけという予測であります。また、この社人研予測をもとに、日本創成会議の試算は、人口移動が終息しない場合としてですが、523自治体が1万人を切り、消滅する可能性が高い自治体として発表されました。このことは、衝撃的なレポートして、地方自治体への注意喚起を促したところであります。

このレポートで着目しているのは、20歳から39歳の出産適齢期の女性人口であります。2040年の数字はどうかということではありますが、我が村の2010年人口は

1,878人です。社人研では2040年に1,639人、創成会議では1,709人と、1割前後の減少であります。これは、県内では、下條村に次いでの数値割合であります。今5次総合計画では、村はどのような人口推計をするのか、関心のあるところであります。

大きな1点目の質問に入ります。村の保育園の園児数の推移と園児室等の施設の整備についてであります。

中部保育園、西部保育園、そして中学校の増改築の計画が示されました。

国の機関は冒頭の数字を示しましたが、実際そのとおりになるのかは不明です。しかし、あらゆる政策に影響する詳細人口予測は、十分な調査が必要であり、より精度の高いものが求められると思います。

説明では、中部、西部保育園の園児数については、未満児がふえているとのこと。特に、西部保育園では、大泉地区で人口増加が進み、年度末では100人を超えると見込まれることなどから、園児室などが手狭になったということであります。保育園という特殊事情で定員を定めるのは、予測は困難だろうと思いますが、今回の増築によりまして、何人の入園が可能となるのか伺います。これが1点目であります。

このことは、次世代育成行動計画、村が出しているこの少子化対策のこれになるわけですけれども、村民ニーズ調査を実施しての結果なのか、3月定例会で村長の説明のあった子ども・子育ての新制度について、策定準備中の子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査なのか、お伺いいたします。これが2点目です。

共働き家庭や働く女性の増加などにより、女性が社会進出する男女共同参画社会時代にあって、保育園の充実はまさに、今でもそうであったように、これからも求められる最たるものと考えます。現在の定員は、中部保育園180人、西部保育園90人です。次世代育成行動計画の定量的目標事業量は、平成26年度の通常保育事業で650人としていました。現在の定員は660人です。5年前の予測数字というものは見事に合致しておりますが、年度別の予測数というのは大きな差が出て、急激な人口増の要素を示しております。また、新制度での保育の必要性調査は、現行の入園申し込みと同レベルのものかを伺います。これが3点目です。

26年、今年度終了ですが、この村、次世代育成行動計画は、新たに策定される村子ども・子育て支援事業への継続なのか、これを伺います。これが4点目です。

説明では、中部、西部保育園は、給食室、保育室の増築となっております。今回増築したことにより、また数年で増築が必要ということはないか。これが5点目に伺うこととさせていただきます。この部分については、特に明確にお答えいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答え申し上げます。

園児見込み数と園児室等の施設整備について、何点か御質問をいただきました。初めに、1点目として、今回の増築により、何人の入園が可能になるのかという御質問であります。

中部、西部保育園の増改築の面積を園児1人当たりの必要基準面積で計算した入園可能人数は、中部保育園が47人、西部保育園が29人で、合計で76人となります。こういった単純な面積で計算しますと、大幅な園児の受け入れが可能であり、将来にわたって大丈夫であると考えております。

この根拠でありますけれども、出生者数というのは、このところ160人弱で落ちついております。これにどれぐらいの転入があるかということだろうというふうに思いますが、この数値から見ると、将来にわたって大丈夫であるというふうに思っております。

ただし、この人数につきましては、あくまで計算上でありますので、保育園というのは年齢構成によってかなり変わってまいります。未満児が多くなれば、保育室も必要になるということになります。その辺は、数値上とは一致しない面もありますけれども、76人という数値につきましては大丈夫であるというふうに考えております。

定員につきましては、子ども・子育て事業計画の必要量の見込みや厚生労働省の基準がありますので、状況を見ながら改正をしていくということで考えております。

続きまして、2点目といたしまして、次世代育成による村民ニーズ調査を実施しての結果なのかという質問でございます。

この増改築工事につきましては、次世代育成支援行動計画や現在策定中の子ども・子育て支援事業に基づいて行うという増改築ではありません。必要に迫られてということで御理解をいただきたいと思っております。

まずは、調理室の増築は、園児数の増加により、必要食数をつくるのには、現在の施設や器械、器具等での対応が難しくなってきたことや、また保健所から、専用トイレの増築が必要だという御指摘をいただいておりますので、そういったことに伴った増改築であります。

園児室の増改築につきましては、現在の園児室が狭いこと、あるいは未満児が増加傾向にあり、今までの経過から見れば、未満児は今後も増加の見込みがあるという予想ができるところでありますので、それに対応した増改築ということになります。将来にわたっての園児数増加にも対応できる増改築としたところであります。あわせまして、将来にわたってということも考えたところでございます。

続きまして、新制度の必要性調査、現行の入園申し込みと同じレベルなのかという御質問であります。

新制度の保育の必要性の認定につきましては、国では、事由、時間の区分、優先利用の3点を認定基準として上げております。保育の必要な事由につきましては、今議会の議案第2号、保育園設置条例改正の中の求職、在学中、虐待、DV、育児

中等などで、村では、こういったことは従来から認めてきた内容でありますので、そういった子ども・子育て支援法の部分で大きな差異がないということが今の現状であります。時間の区分につきましては、標準が11時間、短時間で8時間の区分を設けるもので、これは現行の保育時間内で十分対応できるということであります。ひとり親、生活保護世帯の優先利用につきましても調整できる予定であります。

いずれにいたしましても、保護者の皆様方が混乱しないよう、新入園児につきましては保育園入園申込説明会を行い、在園児は保育園を通じて十分説明をしていくつもりでございます。

続きまして、次世代育成行動計画は、新たに策定される村の子ども・子育て支援事業計画へ継続かという質問であります。

国によりますと、市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられることにより、次世代育成支援行動計画の策定は認可をされたところであります。村では、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画であるという位置づけをしております。村の子ども・子育て支援策を幅広く策定するものと考えておるところであります。継続をしながら、さらに幅広く策定していくということで御理解をお願いいたします。

また、数年で増築が必要ということはないかということであります。

これにつきましては、南原保育園の事例もありますので、慎重に検討をしてきたところであります。ただ、敷地の問題がありますので、なかなか難しい面もあるというふうには思っておりますけれども、そういったことを考えましても、将来的には十分対応できると、76人という数字、今の入園者数が660人ということでありますので、660人を超えるぐらいでありますので、700人を超す保育園児の対応が可能であるというふうに考えておりますので、十分対応できるというふうに思っております。

ただ、クラス編成、先ほど申し上げましたけれども、未満児がふえてくることによりましてのクラス編成の変動というのは、当然、考えていかなければなりません。こういったことにつきましては、トイレの増築、改築だとか、そういった改修、改築の事業というのは必要になってくるといった可能性はありますけれども、大幅にそれぞれ保育園を増築するということは、この中部保育園、西部保育園の増改築で一定のめどが立つというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 今の御答弁の中で、将来にわたって大丈夫だということではありますが、何年ぐらい先を見越しているのかというのが、今、ふと、ちょっと気がついたところなんですけれども、数値目標みたいなのを立てることは大事であって、5年前に650人という数字を出して、今現在660人ですから、見事に当たっていたということなんですけれども、今700人ぐらいまでのということは対応可能と

ということですが、何年か先ぐらいのところをめどにしているかという、そういう、ただ漠然と大丈夫だということじゃなくて、やっぱり数値目標はある程度立てていかなければいけないと思うんですが、今の村長のお話でいくと、何年ぐらい先というのが見えるか、見えないかというのは、ちょっとお聞きできればと思うんですけども。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 何年ぐらい先かということでありましてけれども、国立社会保障人口問題研究所、あるいは日本創成会議の人口試算というのが出ているわけでありまして。2040年、25年後ですか、そういった数値を見ましても、1万5,600人、あるいは1万6,000人ちょっとという数値であります。現在が1万5,040人ぐらいでありますので、そうはいつでも、全体の人口がふえても600人から1,000人ぐらい、25年で、そういった捉え方をしております。こういった将来人口の推計が正しいかどうかというのは、それはわかりませんが、ただ、この国立社会保障人口問題研究所で5年ごとに出しております。本村の場合には、若干の差異はありますけれども、大きな単位で比べると、本当に0.数%の違いしかないという、これはかなり精度の高い人口予測だなというふうに捉えておりますので、そういったことから見ると、これから先はそうは人口は伸びないだろうという予測をしておりますので、2040年ぐらいまでは私は大丈夫なのかなというふうに思いますけれども、ただ、それまで今の建物がもつかどうかというのは、これはまた別の問題でございます。

そういった中で、2035年をピークに、本村の人口も、この国立社会保障人口問題研究所でも減少していくという推計にもなっておりますので、それはそういったことも踏まえてということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 今のお話を聞いていて、また、ちょっと聞きたくなったんですけども、村の5次総合計画の中に、ぼちぼち村の人口、先ほどもちょっと関心があるという、私、あれしたんですけども、どの程度の数字というのは言えるか、言えないかはちょっとともかくとして、1万5,608人という数字が出ておりますので、これに近いものかどうかということと、それから、もう一個、次世代のこの計画も常時変更していく、この数値目標を変更していくというのが本来あると思うんですが、今後、そういう定員の変更みたいなのをやっていかれるかどうかという、その2点だけ、ちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人口増推計につきましては、今、第5次総合計画で検討しているところでありますので、何人という数値、人口数につきましては、申し上げるという、今、そういった段階ではございませんけれども、これはあくまで基本構想として、10年先の人口を予測するものでありますので、人口問題研究所の数値

と同じぐらいにはなるのではないかなというふうに、これは私の個人的な部分ではそう思っております。

また、園児数、定員等につきましては、その都度、改正はしていかざるを得ないというふうに思っております。定員の1割という限度がありますので、そういったことを加味しながら、そのとき、そのときの状況で改正をしていくということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。ありがとうございます。

先日、8月25日の信毎報道に、安倍さんが、子育て支援戦略について特集の記事で書いてありましたけれど、母親への目配りをもっとということだとか、あるいは行政が把握し切れていないニーズがあるから、これを掘り起こしなさいとか、こういうことが書いておりました。園児室というか、保育園の整備というのは、もう受け入れ態勢の入り口でありますので、十分な精査の上で決めていただきたいと、そのことをお願いいたしまして、2点目のほうの質問に移らせていただきます。

小中学校の児童生徒数の推移と教室等の施設整備についてということでお伺いいたします。

事前に、教育委員会から、7月1日現在のゼロ歳から5歳までの入学前のお子さんの実数を調べた資料をいただきましたので、配付資料に添付させていただいております。

これによりますと、小中学校は義務教育でありますから、普通にいけばスライドして、今、ゼロ歳の子供155人は、中学に入学するとき、平成38年になるわけですが、155人プラス転入増ということになります。

児童生徒数は、向こう何年ぐらいを予測して、教室等の増築を考慮しているか、それぞれの小中学校の概要をお聞きしますということでもありますので、南箕輪小学校・中学校について、ちょっと個別に聞かせていただきます。

今年度の小学校新入学生は5クラスでありました。次年度以降は4クラスの人数であります。向こう6年間のデータであります。各学年で何人ぐらいの転入増があった場合、教室の不足が発生するのか。次に、予測数字は実数プラス予測転入数で見込むの普通でないか。また、5クラスになる児童数は最低何人か、私は150人前後かなと思って、今、質問するわけですけれども。

中学につきましては、24年度から理科室、特別支援学級の教室の不足が言われていましたので、今回、それは増築予定になっております。これも、5クラスになる児童数は最低150人ぐらいですかということをお尋ねいたします。

また、南部小学校につきましては、現在、増築工事が始まっております。現在の人口でいけば、32年入学時には、教室は一つ不足することになっております。村長は、全協でも、将来、1学年2クラスになるため、その時点で南側に増築を予定し

ているとしました。転入増も考慮するとなれば、28年、29年入学数は、28人と27人としていますが、何人ふえると2クラスになるのでしょうか。この増築が早まることが考えられるが、そういうことがあれば、今回の増改築でなぜ対応できなかったのかという疑問を持ちます。お考えをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員さんから御質問のありました件について、お答えを申し上げます。

南箕輪村は、自然景観とか、地理的条件、こういった点が非常によいのではないかなと思っております。それが一つと、それで、村長さんが公約に上げております日本一の子育て村といったこと、またその他の条件、そういうものが子育てを考えている人たちから非常に高い評価を受けておられると、それで転入が見られるのではないかなど。それに増して、人口が増加していると思われまます。しかし、今後の予測は大変難しいところでございます。

学校の増改築につきましては、児童とか、生徒数の変動等もありますので、おおむね5年、これを予測して、教室等の増築を考えております。

次に、南箕輪村の小中学校についてですが、1クラスの児童生徒の基準についてですけれども、これについては公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、義務教育標準法と言いますが、これがありまして、それで国が定め、その標準に基づいて都道府県教育委員会が定めておるということでございます。1クラスの児童生徒数の標準は40人、ただし、小学校1年生に関しては35人というふうになっております。長野県教育委員会におきましては、選択型こまやかプランの実施によって、小学校の2年から6年生の1クラス児童数は35人、また中学校におきましても、全学年において35人編制、または少人数学習集団編制、これは選択制と言っていますが、それが可能となっております。よって、5クラスになる児童生徒数は141人です。ただし、これは特別支援学級の生徒は含まれておりません。

南箕輪中学校におきましては、平成29年度から、全学年5クラスになる予定でございまして。そうなった場合には、2年生と3年生の理科の授業が1年生より多いわけですので、4時間というふうになっておりますので、それを含まずと合計55時間となりまして、理科室、現在二つですので足りなくなります。というのは、特別支援学級の授業教室が足りなくなるということで、その時点で3教室は必要となるかなと思っております。

次に、南部小学校についてでございますが、今申しましたように、児童生徒数の推移から、増改築の計画はおおむね5年と考えておりまして、そうすると、30年度に入学する児童から2クラスが必要になると考えております。28年度は28人、29年度は27人ですので、これは現在の予定ですけれども、8人から9人足りないという

ような状況であると思います。全学年が2クラスと予想される35ないし36年度の時点で、増改築を計画していきたいと考えております。

今も申したように、入学予定の児童生徒数というものは変動があります。今年度、中学校に入学した生徒が146名です。ですから、141名をクリアしていますね。けれども、5学級に相当しているわけですが、特別支援学級に11名ということで入ったために、141名クリアできずに4学級というふうになりました。そういうようなこともありますので、もう少し先に行って、ほぼ固まったところで考えているわけですので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 南箕輪小学校、今、対応教室として児童会室も使っておられるということでございますけれども、今、百四十何人ということでありますので、十分な見込みというか、余裕、クリアというか、そういう余裕はあるということと解釈していいわけですかね、小学校につきましては。

南部小につきましても、28人と27人の28年入学、29年入学、これ、七、八人ということですが、ここら辺の見込みというのは、今、こんな七、八人というぐらいが、この学年に、何か、埋まってしまうのかなという、そういう心配をするわけなんです、これについてお答えいただきたいと思います。

それから、中学につきましても、今、150人ということでありますので、いましばらくの間はもう、五、六年先はということであれば、十分対応可能ということで考えていいわけですか。そこだけ確認させてください。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 先ほども申しましたとおり、南部小学校につきましては、現在の予想でございますが、28年度は28人、それで29年度は27人、それで30年度が現在のところ49人ぐらい、それで31年度が43人、32年度が47人ぐらいというふうに考えておりますので、そのところでは必要あるかと思いますが、その前のところでは35人にはいかないだろうと、二十七、八名ですね、36人になったときに学級増となりますので、行かないだろうという判断でございます。

中学校につきましては、今、小学校のことを申しましたとおり、それを順に上げていった場合には、それでも現在の状況では、平成31年度からにはなるだろうというふうに予想しております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 南箕輪小学校と中学校は大丈夫かなという、確かに、私もそんなような気がいたしますけれども、ただ南部小については、沢尻地区、南原地区なんかを見ますと、まだ住宅が結構建っております。28人と27人ということですので、今、七、八人ぐらいがふえると、これが、なぜ、どうかという、増改築のところに影響が早まってくるんじゃないかということで、今、これから建築しよ

うとしている増築をまた32年度には一つ、もう足りなくなるものですから、事前に31年、30年には工事に入るということになるわけですが、これ、28年入学、29年入学のところ、1クラスふえてくるということになると、これが早まってくるんじゃないかという心配をされていて、また工事をやった後、またすぐ、数年で工事に着工という、何か、あんまり見たくないようなケースがまた生まれるんじゃないかという、そういう心配を私はしているんであって、そこら辺のところはよく御検討されて、対処していただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 転入生のことをお考えだと思います。私は、平成21年度からことしの9月までのところの資料を全部精査しました。南箕輪小学校では、転入が、1学年1年ですが、2.7人ぐらいであります。それから、南部小のほうは1.8人と、転校を今までしてきた実数ですね。それから、中学のほうでは0.8人ということで、意外と転入もあるが転出もあると、さらには特別障害学級のほうへ入ってくる生徒もいますので、普通学級は十分足りるだろうと考えております。

もう一つ、南部小学校の場合は、南側のグラウンド、どのぐらい削られるのか、これもちょっと問題ですし、それから職員室も大きくしなくちゃいけないとか、そういうようなもろもろの条件を整えなければなりませんので、しばらく5年間ぐらい様子を見ていきたいと考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） よく検討されて、対応していただきたいと思います。ちょっと心配するところがありますが、今、転入増がそんなに多くないということをお聞きしましたもので、幾分、安心をいたしました。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

学校周辺の社会教育施設の充実に対してということで、耐震問題のある公民館、郷土館建物は老朽化も進んでおり、この対応は急がなければならないと思いますが、それぞれの建築規模などを考慮すれば、用地買収の必要も考えられるとのことであります。地権者の協力を得るということになれば、再度というわけにはいきませんし、スペース的にも多くの制約が出てきます。学校周辺の駐車場不足問題とあわせ、学校社会教育ゾーン一帯での現状での検討進捗状況を伺います。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 社会教育施設の件でございますが、現在、郷土館の資料の一部は、旧いずみ苑で保管するように現在進めているところです。郷土館の建設につきましては、規模とか、内容等を検討しながら進めていきたいと考えております。

学校とか、社会教育ゾーンの構想等につきましても、現在進めているところでございまして、土地所有者へ御協力いただけるよう資料を今検討しているところでござ

ございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。学校行事があるときなどは、歩道に車を乗り上げたりだとかいって、駐車場が非常に心配されることがあります。ぜひ、早急に対策をとるべきだと思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせてください。

次は、小中学校の適正規模についてということと、それから、5番目に大規模校としての課題などをお聞きしたいということで、ちょっとまとめてお願いしたいと思いますけれども。

現在、南箕輪小学校で25学級、特別支援学級で4学級、南部小学校では7学級、特別支援学級で2学級、南中で14学級で、特別支援学級で4学級です。国基準などでは、小規模校、大規模校、あるいは標準校の定義はあるのでしょうか。また、南箕輪の小中学校はどれに該当するのか教えていただきたいと思います。特別支援学級の学級数は、規模数に該当するのでしょうか。

それと、大規模校についての課題をお尋ねしたいということですが、児童生徒が多すぎるために、集団生活の中での社会性や協調性を育む機会が減少しないか。前回の質問では、学力テストのことでちょっとお尋ねいたしましたけれども、大きな学校、小さな学校、全然問題ないと一概には言えないというお話をいただきました。今度は、特に、教員1人当たりの児童生徒数では違いがあるかどうか。また、部活動についての影響やいじめなどの問題は、大規模校のために発見しづらいと思えるが、そういう心配はないのか。あるいは、また、グラウンド、体育館、理科室、音楽室などの特別教室が使用制限され、学習活動に支障は出ていないか。また、特別支援学級などの少人数指導を行う場合、支障は出ていないか。

以上をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 国基準における小学校の学級数ですが、12学級以上18学級以下を標準という形にしております。ただし、地域の実態とか、その他の特別な事情のあるときには、この限りでないというふうに定められております。よって、南箕輪小学校は、25クラスございますので大規模校、南部小は、7クラスです。小規模校、中学校は、14クラスで適正規模校と、このようになっております。また、特別支援学級は、規模数には含めないというふうになっております。文科省の関係でございます。

その他に、ちょっと補足説明すると、過小規模校、それとか過大規模校、複式校、小中併設校等々がございます。

以上です。

それ以後の御質問については、教育長より答弁いたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 大規模校の問題でしたでしょうか。ちょっと、こんなふうに考えております。

大規模校は、確かに、目の行き届かない部分も出てきますが、当然、今、委員長が話されましたように、学級数がふえれば教員の数もふえると、それから、幾ら小さい学校でも、問題は問題で、生徒指導の問題は同じ質のものが起こっていると、ただ、それが大規模校になりますと、多少ふえてくるのかなと、こんなことは言われているところでございます。

特に、困っていることと言えば、今、小学校は762人で、上伊那郡で最大の学校になっているわけですが、集会や学校行事や、そういうときの集散の時間がかかったり、あるいは落ちついて校長先生の講和を聞けていない、そういうような部分も、あるいは出てきやしないかと思っているだけですが。私も、小学校というところへ初めに行って、校長先生の講和を聞いたりすることがあるわけですが、6年生と1年生では、大分、理解力が違うんですね。したがって、低学年の子供たち、校長の話全部わかっているかという、どうもそういうことでもなくて、5分のうちの中で、エキスを子供たちに伝えると、これが校長先生たちの小学校の一つの大きなクリア点であると同っております。

私も、高等学校でしたが、約1,000人の生徒を抱える学校に何年かおりましたが、そういう、学年が上がるに従って理解のできる子供たち、生徒たちがいるところは、余り問題はありませんが、小学校の場合には、多少そういう部分もある。ただ、大勢いれば、また、お互いに切磋琢磨する機会もふえるわけですし、そういうところのメリットもあると考えております。

担任の先生の勤務時間が非常にハードであります。40人よりは35人の学級管理のほうが、はるかに子供たち一人一人に目が通ると、同じように30人なれば、またそれもプラスに働くだらうと。ちなみに、南箕輪小学校の1クラス平均の人数が30.75人、ですから31人ぐらい。それから、南部小学校のほうは25人、平均です。それから、中学校が32.4人ということで、40人学級に比べれば、はるかに少ない数字で、学級の安定化が図られていると理解しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

ちょっと、あと教室のことをお聞きしたかったんですけど、時間の関係で、次に進ませてください。

次の質問、放課後学習についてということで、ことしから取り組まれてきております。学力を向上したということでもありますので、まことに結構なことで、希望していた生徒には、本当にありがたい取り組みであると考えます。

それよりも、一般の方から、英語、数学などの教えを受けて、交流を深められる

という意味においては、1人でも多くの人とのつながりが生まれることで、生徒が、地域の皆さんに支えられている認識に立って、貴重な経験ができて、大変有意義な取り組みと考えます。

そこで、村長、お尋ねいたしますけれども、この放課後学習、どういう形態で行われているのか、ボランティアということでもありますけれども、そのボランティアの先生が立ち会っておられるのか、だから本当の教員さんが、教員との連携というんですかね、一緒におられるのかどうなのか。それと、あと、何人ぐらい、これは報道からのあれだったんですけれども、同校講師を含む在校生の保護者などに依頼ということではありますが、同校の講師というのは、南箕輪中学校の講師が、何か、在校生の保護者をされていて、その方がボランティアをやられているのかということ。

それと、もう一点は、これ、箕輪町がやっぱり取り組んでおられました。私もちょっと調べてみたところ、箕輪町のほうは、教員の資格がないと、ということで条件がついております。うちの村の場合は、ちょっと、そういうことじゃなくて、ちょっと、これ、誰でもいいような、そんなようなふうにも読み取れないわけでもないんですけれども、大学、短大、専門学校に在学中の方、または社会人の方と、学校の先生の指示に従って活動できる方、こういう条件ぐらいしかちょっとないわけなんですけど、このことについてお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長、ちょっと答弁が長過ぎるので、簡単明瞭に、時間がないのでやってください。

教育長（征矢 鑑） この放課後の学習でありますけど、ことし初めて取り組んだわけでありまして。今、お話があった箕輪中学から校長さんも迎えられて、ノウハウもしっかり持っているということでございます。

8月27日に締め切ったところでは、3年生の過半数を超えます82人がこの事業に参加をしております。そのときの皆さんとの話し合いで、一斉授業は向かないだろうと、早い話。ですから、課題を与えておいて、その課題を家で勉強してきて、わからないところを手を挙げて、指示を受けると、あるいは指導を受けるということになっておまして、これが功を奏しまして、今のところ質問の山で、先生方は飛び歩いているということでございます。

それから、講師の関係ですが、特に、教員免許を持っていないといけないということではなかったんですが、ほとんどの皆さんが教員免許を持っておいてであります。78歳の現役の先生もいらっしゃいます。ということで、若い先生からお年寄りの先生まで、熱心に生徒と1対1で向き合っております。

議 長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） じゃあ、もう一点だけ、簡単にお答えください。

他市町村では、箕輪町も去年からということだったんですが、ちょっと調べたところ、もう七、八年ぐらい前から、文科省のほうでは、この放課後学習というか、

何か、そういう制度を出しておりました。大変いい制度だということであったんですけど、えらい取り組みが、大分時間がかかってから取り組まれたということで、何か、簡単に理由だけ教えてください。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 私は、実は子供たちというのは、放課後になったら、あと家庭学習と、その中身は、自学自習ができるような体制をといることを考えていたんです。9月までは、早くいうと8月の夏休みまでは部活があると、子供たちも参加しにくいというようなことが1点目、それから、信州大学の農学部があるので、その学生さんたちをアルバイトでうんと使えるだろうと予想していたんですが、信大の学生さんたちは午後4時ぐらいから自分の研究、実験、そういうところで忙しくて、とてもおりにこられないと、こういうような見込み違いがございまして、それで一般に3年生の父兄に、指導に当たられる先生がいるか、希望者がいたら手を上げてください、ちゃんと出てきましたので、そういうことで助かっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

じゃあ、最後の質問に移らせていただきます。

新たな人口増対策が必要でないかということで、大項目2点であります。

ちょっと、能書きというか、前段の部分をちょっと飛ばさせていただきます、村長のお言葉をいただきたいと思います。

村の合計特殊出生率、これ、実は次世代育成支援計画、先ほどのものなんですけれども、この後期版によりますと、平成20年で1.53という数字でありました。人口がふえることは、公的負担は増しますが、経済効果が上がるということを多くの自治体で試算しています。喜ぶべきことでもありまして、人口減少をとめなければいけないということでありますので、村長は、就任当初から、人口増対策に積極的に取り組まれていたことは承知しております。国の機関の計算数値を参考に、指標として、現在の村の合計特殊出生率を意識することも大事でないかと考えますが、最新の数字での感想をお聞かせください。この目標数値をお聞かせいただければ、新たな村の政策にも影響が出てくるものと考えます。

また、広域的にも、他市町村でも人口増に対する取り組みが聞こえてきました。県は、出産・育児支援強化を市町村とともにとしていることから、給付負担などの自治体の個別的な政策は別にいたしまして、広域的に出産・育児支援強化策を議論したほうが効果大であると思います。誰もが安心して産み、育てられる環境づくり政策が求められていると思いますが、御見解をお願いします。6月の定例会で、同僚議員の質問にも、「企業の力が不可欠であります」、それから「結婚、子育てをしやすい環境を求める」、また「国全体で歯どめを」と答弁されておりました。村的、広域的な施策でどうでしょうか。また、先日の全協でも、村に求められているも

のは働く場の確保だという言葉もありました。

以上、2点についてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 人口問題でございます。

特殊出生率であります。最新のデータといたしましては、20年から24年間まで、5年間の数値であります。当村は1.64であります。全国平均が1.38、県平均が1.53でありますので、上回っております。ただ、この合計特殊出生率を下回る状況だと、人口は減少といいますか、そういう部分でありますので、理想とすれば、2を超えるといったことが理想であるというふうには考えております。それはなかなか難しいということでもあります。

それから、人口増対策につきましてはより広い範囲でという、これはそうすべきだというふうに思います。一自治体で人口増加対策というのは大変難しいことでもありますので、より広域的にやっていく必要があるというふうに思います。一番は、やはり安定した生活ができる、これが重要だろうというふうに思いますので、こういったことは企業の皆さんに頑張ってもらわなければなりません。それをどう行政がしていけるのか、いわゆる子育て環境の部分につきましては、これは行政の仕事であります。そういったことを考えますと、より広い範囲でということが望ましいわけでもありますので、そういったことはこれから話が出てくる。上伊那広域的に申し上げましても、この人口減少という問題につきましてはテーマにしていくということになっておりますので、ようやくそういう機運が出てきたのかなということを感じております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

国は骨太の方針で、2014ですか、日本の未来像にかかわる制度として、50年後に1億人を目指すという目標を掲げておりますので、人口置換水準2.07という数字が出ておりますので、これに向かって何らかの措置がされることを御期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

次に、1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

近年、地球温暖化のため、気候不順に見舞われ、各地で大雨による災害が多発しております。南木曾町、広島市、北海道では、とうとい命が失われました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、前定例会より、集団的自衛権についての議論が国民の関心を集めております。この場をおかりして、公明党の考えの一端を申し上げておきたいと思っております。

4月1日に、閣議決定された内容は、表題が、「国の存続を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」です。内容は、前文と四つの章に分かれています。

公明党は、今回の与党協議の議論中で、大切な三つのことを訴えてきました。一つ、論理的整合性、二つ、法的安定性、三つ、憲法の規範性です。閣議決定された内容を読んでいただければわかると思います。

そのことについて、田原総一郎氏は、こう述べております。日本人の多くは、平和について考えているものの、平和を維持するための安全保障について深く考えてこなかった。要するに、米国頼みの安全保障できた。むしろ安全保障を考えていない。

議長（原 悟郎） 百瀬議員。質問の通告と違うことを発言していますので、やめて、質問に入ってください。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 少し、ちょっと言っておきたかったことがありましたので。

これからも、安全保障についてはしっかりと確認していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質問に入らせていただきます。

よりよい教育環境にするために。

社会構造が確実に変化し、人々の価値観が多様化する中、子供たちの学習意欲の低下、学力格差、学校不適応の問題、人間関係能力の未熟など、解決を図っていかなければならない課題が山積していますが、それが今の学校現場です。しかし、この困難な教育状況を打破し、子供たちの自己の可能性を最大限に伸ばし、自身が、豊かに、たくましく生きていけるように育てていかなければなりません。それが今の学校現場にとっての重い責任です。

村の人口は、1万5,000人を超え、人口がふえている村として注目を集めています。当然、小中学生の生徒数もふえております。教育に対する相談、要望もふえていると思います。保護者、子供たちが要望する、気楽に相談に来られる場所、子育て・教育支援相談室がありますが、別に相談する窓口があればお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議席番号1番、百瀬輝和議員さんから、よりよい教育環境にするためにという質問をいただきました。

私は、4月1日の辞令交付式で、3校の校長、教頭先生へ、沢庵禅師の道歌にある、「心こそ、心惑わす心なれ、心に心、心許すな」を紹介いたしました。これは、今日的課題であろうと思われる、心を育てるということ、それは教師と子供たちが

互いに通い合う心、これを具体的な姿として育てたいという願いから言ったところでございます。

教育委員会からの考え方につきましては、教育長よりお答えいたします。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 百瀬議員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

保護者や子供が、学校や先生や、そんなところに不満を持ったり、それから相談をしたいというようなところでありますが、まず担任の先生、児童生徒の場合は担任、それから担任のところへ言葉が届かないようでありましたら、教頭、校長と、そして子育て支援室の中には教育相談も置いております。それから、私ども教育委員会、学校教育のほうは、係長と課員と2人しかいないわけでありましてけれども、次長さんも一緒になって相談の窓口ということで、どなたがいつ来ていただいてもいいように、窓口はあけてございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 保護者の相談する窓口は、非常に充実していると思うんですが、子供たちが相談するところ、子ども110番みたいなのが必要だと考えますが、学校内であれば、保健室で保健の先生が何うとか、そこから支援室へつなぐとか、教育委員会につなぐとかいう必要があると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 子供のための相談室は、今、議員おっしゃったように、保健室に行く子供もありましょうし、それから、あと県の事業の中に、子育て支援課なんていうところもありますが、そこまで一足飛びに行っていただくと困りますので、村の機関を使っていただいて、なんなりと御相談をいただきたいと。

ただ、最近起こってくる事案の中を見ますと、児相も絡むような案件もありまして、ここでは諏訪の児相しかないわけで、この間も、村の全体の防犯会議の中で、諏訪の児相の中のお一人が、「南箕輪はもっと違った形で動いていると思ったら、ここ二、三年大変ですね」と、それだけ児相もかかわらなくちゃいけない事案がふえているわけでありまして。それは、早く言えば、家庭教育の問題が一番根底にあるのではないかと考えています。家庭のあり方が変わってきていると、そういうところから発生する虐待の問題などが、諏訪児相が取り扱うことに相談を一緒にして、解決が一日も早くできるように努力しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 私が聞いたところだと、教育委員会に出していただいたデータだと、25年度が279件ほどの相談を受けているという報告なんですけど、相談

室へ行って聞くと、3人体制で、大体849件ほど受けているという報告を聞きました。その中でふえているのが、本当に、これ、大変なことなのですが、虐待が46件あるということです。この対応について、教育委員会として、どんなふうな対応をしているか、少しお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 現在、子育て支援室には、お一人の教育相談員と、それから巡回、特に保育園の子供たちに関する相談を受けるところと、合わせて3人体制になっております。しかし、3人で800件を超すには、そこにいる課員は17日勤務という、一月ですね、そういう枠の中で報酬もお払いしていますし、相談にも乗ってもらっているわけではありますが、それだけではとても不十分で、20日を超えて、超過的な勤務もなさっている相談員が全てであります。3人の皆さんには、ぜひ休みも間にとっていただきながらやってほしいと依頼はしていますが、みんな、熱意が非常に高く、1人の案件に何回も応ずるところから、800件を超すような数値になっているだろうと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 先ほど言ったように、相談件数が年々ふえている状況の中で、相談を受けた後の相談者への連絡等も非常に大切なのですが、この相談室の役割、これからますます重要になってくると思うんですが、今の体制は、先ほど教育長も言われたように、3人体制で受けているという状況の中で、このままの体制でいくのか、これから充実させるために村として考えていくのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 御質問の趣旨はよくわかりますが、これは理事者のほうともよく相談をしまして、お金のかかることとございますので。それから、関連しまして、子育ての課とも十分連絡をとりながら、これで足りているかどうかと、不足であることは事実なのですが、どんな人をプラスアルファで置くにしても必要なのか、これから検討していきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 村長も、今、何か、この辺に関してあれば、伺わせていただいていいですか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 相談関係の質問でございます。

やはり、子育てや教育、これは質の向上と申しますか、きめ細かな対応と申しますか、そういうことは大切でありますので、現在の人数で十分だというふうに私も思っておりません。今、ただ、件数を聞いて、ちょっと私も今びっくりいたしましたし

た。800件を超す、これ延べ件数になるのかなと思いますけれども。そういう部分を3人で回しているということは、これは不可能だろうというふうに思いますので、十分検討はしてまいりたいと思います。不可能であろうということで御理解をいただければ、その先はおのずと出てくると思いますので、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） その点は、よろしくお願ひしたいと思います。

教育現場では、教師の取り組みが非常に大切になってきます。すぐれた教師の条件、3点、上げられているんですが、一つに、職に対する熱い情熱、教師の仕事に対する使命感、誇り。二つ目が、教育の専門家としての確かな力量、力量については子供の理解力だとか、児童生徒の指導力等があります。三つ目が、総合的な人間性です。人間力です。人間力については、豊かな人間性や社会性が上げられております。そういう、先生が全て備わっていればいいんですが、それに近づける努力というのが必要だと思います。

ある教師のAさんの話ですが、7年目に受け持ったクラスのB君です。暴れるわ、暴言を吐くわで、授業にならなかった。そんなとき、困り果てて、先輩教師に相談して救われたと。先輩はAさんに、B君がいないほうがいいと思っているだろう。B君がいるから君が成長できるんだよと、それを聞いてAさんは、B君ととことん向き合おうと腹が決まった。そこで、ことしの目標を書く授業をしたそうです。B君が、なかなか持ってこなかったんですが、それをずっと待っていたら、B君が、ことしは暴れないと書いてきたそうです。そのとき、B君も暴れたくないんだと、その心がわかってあげられなかったAさんは、泣いて謝り、そして約束をしたそうです。授業中、我慢できなくなったら、先生に言ってくれと。発達障害児の理解がようやく進むようになってきましたが、一人一人の指導は違うのです。同じ目線で向き合って初めてわかることだと思います。相談できる先輩教師の存在も大きかったんでしょう。

そういうところの教師の質の向上について、教育委員会の取り組みについて少しお伺いできればと思いますが。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 先生方、大変忙しい、多忙であると、4月、5月、どちらか1月、30日を単位にして、家へ持ち帰った授業、教材研究、それから学校の中で、4時45分が今、職員の終わりの時間なんですけど、それからずっと残って、もちろん部活なんかも指導しながら、残っていた時間等々を含めると、小学校は、これ、長野県です、1人当たりの一月当たりの平均時間の勤務時間外の時間数ですが、62時間30分、これが小学校です。中学では75時間24分、それから全体としては67時間32分というような超過勤務を実はやっております。この超過勤務に対する手当はないんですね、教員の場合は、4%ついているというようなことでないわけでありまして。そういう忙しい中で、先生方は子供と対峙しているわけですが、とにかく、

子供と1対1で話し合う、あるいは目を向き合って話をする時間がほとんどないと、こういうのが現状であります。

村としては、理事者の御理解がありまして、支援員や、あるいは介助員をつけていただく。ときには、1対1の指導員までつけていただいていると、大変ありがたいことでもあります。多様な児童がいて、そして、また後で出てくるかと思えますけれども、御家族、保護者の理解も得られずに、どうしても普通学校で学びたいという親のそういう希望だけで、受け入れざるを得ない子供も。

1 番(百瀬 輝和) すみません、ちょっと質問とずれているので、答えが。質の向上とか、こういう発達障害児の研修だとかを行っているかどうかでいいので、すみません。

教育長(征矢 鑑) ごめんなさい。そういう研修は十分に行っています。機会があれば、各学校へ情報提供してやっていくと、よろしく願います。

議長(原 悟郎) 1番、百瀬輝和議員。

1 番(百瀬 輝和) 今、教育長が話されたのは、すみません、時間がなくて、なかなか子供たちとも、保護者とも向き合えないというような言い方をされてしまったけれども、直に接しているのは、やはり教師の皆さんなんですよ、保護者とも、生徒とも、子供たちとも。そこをしっかりと捉えていって、その教育現場をつくっていかない限り、いろいろな、やはり問題が出てくるんじゃないかと思えますので、そこは忙しいからとか、時間がなくて、しっかりと向き合っ言っていたきたいと思えます。それをしっかりと指導していくのが教育委員会だと思えますので、よろしく願いたいと思えます。南箕輪の子供たちが本当に伸び伸びと、健やかに育っていくような学校現場にしていただきたいと思えます。

よりよい環境で教育を受けることは義務ではなく、主体者である子供たち自身の権利でなければなりません。そのことは、憲法や改正児童福祉法、児童憲章、児童権利宣言にもしっかりと書かれております。教師の子供に対する、いわゆる子供の権利などの研修などは行っているかどうか、簡潔に願いたいと思えます。

議長(原 悟郎) 征矢教育長。

教育長(征矢 鑑) 県教委のほうでも主体になっておりますし、それから、村内3校の先生方が全員集まっての研修会も年に1回、それから、各中学と小学校との間の研修会も12月、1月を使って行っております。十分とは言いがたいかもしれませんが、ほぼ充足した形での研修会になっております。

以上です。

議長(原 悟郎) 1番、百瀬輝和議員。

1 番(百瀬 輝和) 村の将来を担っていく子供たち、宝です。国連や憲法で認められている権利、これ、南箕輪村の子供の権利を明確にする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） いろいろな考え方があろうかと思いますが、少し教育委員会のほうでも、そういった問題について話し合いをしていきたいと、あるいは考えていきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 村長にも伺っていいですか。

議長（原 悟郎） それは、（3）の答弁でよろしいですか。

1番（百瀬 輝和） 権利について。はい、そうです。

議長（原 悟郎） それでよろしいですね。

それでは、唐木村長。

村長（唐木 一直） 子供の権利を明確にする必要があるかどうかということでもあります。

それは、明確にする必要はあるというふうに思っておりますし、そういう事業を環境整備だとか、実態を伴った活動をしていく必要があるというふうには考えております。今までの活動もそういう活動をしてきておるということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

次に、地域できめ細かな認知症対策をするために移ります。

急激な高齢化が進む日本において、今後、さらに増加することが予想される認知症、2010年時点で、約280万人、25年には470万人にまでふえると推計されております。高齢者が高齢者の面倒を見る、老老介護の深刻化、患者、家族、そして社会がこの問題に向き合うための施策を真剣に考えていかなければなりません。特に、認知症患者を抱える家族へのメンタルケアは大きな問題であります。介護する家族が元気に過ごすために、また地域包括ケアシステムの構築に向けての地域力を上げていくための提案です。

認知症カフェの取り組みです。認知症カフェはお茶を飲みながら、認知症の人や家族、地域の人が和やかに懇談できる場です。家族や地域の人同士が交流し、互いに支え合ったり、認知症への理解を深めることが狙いです。介護関係者も参加して、認知症の早期発見、治療につなげる役割も期待されます。認知症の人の家族の負担軽減をさせるために必要な取り組みだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 認知症カフェの開催の御質問であります。

全国的には、こういった実践をしている事例があるところでもあります。運営主体につきましては、それぞれ、まちまちであります。社会福祉法人やNPOや当事者で運営をなされているという、そういったさまざまな形態があります。しかし、やはり、最もいいのがNPOでございます。

当村には、現状としてはないところであります。ただ、形態としては、ぽかぽかの家がそういった分野に当たるのかなというふうに思いますけれども、利用者が少ないという実態となっております。したがって、活用方法について検討していく必要があるだろうというふうには思いますので、この辺はまた社会福祉協議会にも考え方を伝えてまいります。

これから、介護保険制度の改正となっております。介護予防、生活支援というのは、これは地域の中で支えていくということが基本となっております。民間やNPO、ボランティア住民団体等々、こういった育成が求められておりますので、こういったことに向けまして、関係諸団体の意見を十分議論しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、必要性はそのとおりだというふうに思っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） そうですね、各地で取り組んでいっている今、この認知症カフェの取り組みだそうです。愛知県あたりも、東浦町あたりがこの取り組みを始めて、和やかに開催されているという記事も読みました。しっかりとお願いしたいと思います。

村では、認知症に対する理解を広げるために、認知症サポーター養成講座を希望する団体などがあれば行っています。きょうの新聞では、北殿区ですか、開催されたということが出てきましたけれども、私も受けました。受けると、このオレンジリングをいただきけるんですけれども。しかしながら、なかなか広まっていないのが、この今、村の現状だと思います。そこで、学校教育の一環として開催してみてもどうでしょうか。認知症キッズサポーターの取り組みですが、そのことについて伺います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問にありました件につきましてですが、認知症については厚生労働省の管轄だろうと思いますし、村では、住民福祉課が中心になって治療とか、ケアにかかわっておられると思います。子供たちも、地域では、お年寄りとの交換会とか、各種イベントなどに参加しておりますので、接する機会は多々あるかと思えます。大事なことは思っております。

住民福祉課と今後、検討してみなければなりませんけれども、学校では、教育課程が改定になって以後、教科学習の時間がふえておりますし、総合的な学習の時間等はそれに伴って少なくなっているのが現状でございます。また、年間計画、学校では年間計画に沿って進められておりますので、教職員、児童生徒とともに、現在は余裕のない状態だと思われれます。よって、開催は困難と考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） これも埼玉県が取り組んでいることなんだろうね、認

知症キッズサポーターの取り組みというのが。子供たちと言われても、5年、10年たてば大人になるわけなんです。そのときに、地域の状況をしっかりと把握しながら、この認知症への理解を深めていく取り組みが、やはり子供の時代から必要だと思いますので、もう少し前向きに考えていただければと思います。

認知症サポーターの養成講座を受けた人も、私も1回しか受けてないんですが、何回も受けるような働きかけが必要だと思います。そのことで、認知症キャラバンメイトの要請にもつながる重要な、大切な取り組みになってくると考えますので、そのことも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

健康長寿の村にするために移ります。

健康長寿の秘訣は、何といたっても食事です。バランスのよい食事、食事情が低下し、低栄養状態になると、骨折や病気の原因になることや、必要な食事量が活動量により変わることなど、献立のバリエーションやかみやすくつくること、また、飲みやすい工夫をする食事のつくり方などが大切だと思います。体に受け入れやすいような調理の仕方、工夫を指導することが必要な取り組みだと考えます。シニア向けの食事講座の充実をしてみませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） シニア向けの食事講座の充実という御質問であります。

健康長寿、健康寿命をどう延ばしていくのかというのが、今、求められているものであります。日本はこういうことを考えますと、平均寿命というのは確かに高いわけでありましてけれども、長野県の場合、健康寿命は、そうはいたっても全国でトップクラスというふうにはなっていないところでありますので、その辺は健康長寿を考えていかなければならないと。そういう中で、健康長寿のためには、食事や食生活や運動や生活習慣、そういったもの全てが総合的に絡んでくるわけでありまして。そういう中で、そういった講座の充実をしていく必要はあるというふうには思いますが、ただ問題は、そういうものを開催しても、なかなか参加していただけないという悩みもあるわけでありまして、そういったことは御理解をいただきたいというふうに思います。

村でも、食の部分は重要であるということで、管理栄養士を1名増員をしたところでありまして。そういったことで取り組んでおりますし、栄養士が2名体制になったことによりまして、食事指導を行う回数がふえてきております。そういった好ましい傾向となっておりますので、こういったことをさらに広げていけばという考え方を持っております。

また、今年度から、オレの料理教室ということで、年6回、男性向けの講座を開催しております。これ、60歳から80歳代の方々が大半といたしますか、そういう方があります。そういったことも皮切りにしながら検討していければというふうに思います。

現在、シニアを限定している講座というのは開いていないということでありまして。

この辺につきましても、公民館活動の一環ということも必要なのかなというふうに思いますので、その辺は、また、そういった機関とも検討していく必要があるというふうに思います。そんなことでお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 今年の活動状況を私、調べさせていただいて、確かに、60歳以上、65歳以上とか、3回開かれているんですね、公民館の活動の中で。ただ、その中の課題として、回数をふやしていきたいという意見が出ております。これ、非常に大切な取り組みなんだろうなと思います。先ほど言った認知症についても、骨折の問題だとか、いろいろな病気の問題を解決していくのは、やはり健全な食生活になっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、開催された内容については、ここでは聞きませんが、ネット配信、ホームページもリニューアルされたことですから、ネット配信をしっかりとっていただきたい。出られなかった方も、そのインターネットを見れば、そのレシピだとか、つくり方がわかるというような取り組みも必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、災害に強い地域について伺います。

土砂災害から身を守るために何が必要か。近年、気候変動等の影響が、日本全国で土砂・浸水災害が激化、頻発化しています。発生することを前提として、平常時から自治体と関係機関等が共通の時間軸、タイムラインと言われますが、沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが極めて重要となります。

現在、南箕輪村地域防災計画が、こんなに厚くつくられております。また、マップもこのようにつくられております。それが、村のホームページから配信され、見られるようになっておりますが、その中で、村内には、土砂災害警戒区域が57カ所、土砂災害特別警戒区域が46カ所、八つの区にまたがっております。そこで、減災対策を一歩進めるために、タイムライン、防災行動計画の策定や警戒区域の住民の避難行動計画の策定が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 近年、本当に大規模な災害が発生しております。どう、これを防いでいくのか。災害を完全に防ぐということは難しいわけでありまして。減災をどうしていくのかということが重要であります。

今、議員御指摘のとおり、村内にも多くの土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域があるわけでありまして。こういった皆さんには、住民説明の中でもお話を申し上げておるところでございます。大切なことは、自分の住んでいる場所が本当に危険なのかどうかということ、自分自身で確認をしていただく、このことが一番大事だろうというふうに思います。この警戒区域の皆さんは認識をしているというふうに考えております。気象情報を常に注意して聞いていただく、見ていただくというこ

と、そして早目に避難をしていただくという、この三つかなというふうに思っておりますのでございます。

したがって、避難行動計画の策定につきましては、この辺は、また自主防災会もありますので、一緒になってつくることが一番重要なと思いますので、そういった投げかけはしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本当にこの気象状況、気象変動が激しくなってきました。こういった中で、全国各地で大規模な災害が発生しております。おかげさまで、本村は、大規模災害というのではないわけでありますけれども、いつ起こるかわからないという危機意識だけは持って、いろんなことをしていかなければなりませんので、そういった広報体制も充実をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 本当に、この行動計画については、そこに住んでいる方たちがつくるとするのが基本だそうなので、行政としても、その取り組みをまず呼びかけるような働きをお願いしたいと思います。

策定後は、その地域の住民の方々への周知が一番大切だと考えます。この間のテレビでは、避難しなくても大丈夫という、正常性バイアスが働くのが人間の本能だと言われていました。ですから、こういうときにはこうするんだということが、やはりわかっていなければ、自分の命も守っていけないということなので、この取り組みは大変重要だと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に行きます。

今回の総合防災訓練、8月31日に行われた防災訓練ですが、その訓練が行われなかった地域、役場の直轄区域、神子柴の17AB、18、19組についてなんですが、自助、共助の防災への取り組み、ここに住んでいる方たちの防災意識を高めるために、まずは防災アドバイザーの方が指導に入ったほうがいいと考えますが、その点はどうお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 課題はあるところであります。課題があるというのは、今回の防災訓練、実施をされなかったところは、やはり村の直轄となっている神子柴の17、18、19区に、こういったところが取り組んでいないところであります。したがって、やはり災害というのは、全村民が参加をしていただくというのが基本でありますので、できれば、自主防災会がそういった地区でできればいいんですけれども、それはなかなか難しいというふうに思います。

この直轄の問題につきましても、今年度に入りまして、地区相談員が組長さんとも、大変出向いて、話もさせていただいたところであります。また、神子柴区へも投げかけをさせていただいておりますけれども、なかなか、やはり前に進んでいな

いというのが実態でありますので、少なくとも、防災関係につきましては防災アドバイザーを設置しておりますので、そういった防災訓練のときにはかかわりが持てるような、そういうこともやっていきたいなというふうに思っておりますので、これは来年の課題として受けとめさせていただきたいというふうに思いますし、今からそういった準備をしていかないと間に合っていないという面もありますので、十分、そういったことは配慮してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 私も、その地域の方にお話を伺ったんですが、やはり、区に入るといのがすごく抵抗があって、昔のいろいろなこともあるみたいなので、大変難しい取り組みだと思いますが、ただ、防災訓練だとか、災害に対する意識というのは常に持っていないきゃいけないことですので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、自主防災会について伺います。

災害時には、区、組に加入していない人も含めて、地域全体で助け合わなければなりません。そのため、区、組の枠を外して、避難経路ごとの班組織をつくって助け合う体制づくりが自主防災会組織だと、私は認識しております。したがって、マップは村全体で検討する必要があるのではないかと考えます。特に、区の境などの避難経路の受け渡し等が考えられます。そのことは、今後、検討をお願いします。

そこで、自主防災会の財源ですが、今、区から出しているところ、各世帯から集金しているところがあります。また、村の自主防災組織事業補助金がありますが、これは立ち上げのときの1回だけというお話も伺っていますが、村の安全・安心を守っていく重要な活動に、村として補助金を出していく必要があると思います。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 自主防災会に補助金をという御質問でございます。

立ち上げのときは補助金を出して、立ち上げの準備をしていただいたところであります。立ち上がった後は補助金を出しておりません。

議員御指摘のように、この自主防災会が防災のかなめとなっておるところでありますけれども、やはり、これは自主防災会ということですので、村からの補助金を当てにすることなく、自立していただければと思っておりますので、設立の部分、現在、全て設立されておりますので、補助金は出していく考え方はもっていないところであります。運営的な補助金につきましてはということ御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、機械器具だとか、いろんな部分につきましては、村でも計画的に各自主防災会へ配備をしてまいりますので、そういった点は御理解もお願いしたいというふうに思います。また、積極的に宝くじを財源としてのコミュニティ助成事業の活用

もお願いをしておるところでありますし、これからもお願いしてまいります。バルーン投光器だとか、仕切り板だとか、AEDだとか、かなり配備をしてきております。これ、計画的にやってきておりますので、また、これからも計画的にやってまいりますので、そんな点は御理解をいただきたいと思います。

自主防災会によりましては、会費をとっているところもあるわけでありますので、そういった部分で自主運営ができていただければというふうに思います。やはり、全てを行政でというのは、補助金の部分というのを考えていかないと、なかなかそこは改まっていかないのかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺は御理解をお願いいたします。それはあったほうがいいんでしょうけれども、全てに補助金を出していくということは大変なことでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） いろいろな考え方があると思いますけれども、やはり、防災訓練を充実させて訓練をしていく中では、やはりその部分は経費がかかってくるわけです。今、各区ごとの自主防災になっていますが、自主防災の取り組みによって、その訓練の費用も変わってくると思いますが、いろいろな炊き出し部分にしても、やはりお金がかかってくる部分ですので、実践的な訓練をしていけばしていくほど、やはりその経費というのはその自主防災が負担していかなければいけない部分になってきますので、そこら辺は村としてもしっかりと考えていただきたいと思います。

防災や地域包括ケアシステムをますます地域力、先ほど言っていますが、地域力の活用が必要になっていく時代になります。そこで、地域の核となる今あるグループや新しいグループがつけられていることが大変重要なことです。地域を支えるグループが、継続的に活動できるように、地域活性化支援補助金、また補助金で申しわけないんですが、この補助金を使いやすくすること、また今、3年で切られていますけれども、継続的に活動ができるような補助金にしていく必要があると思います。これから、地域の住民の力がますます必要になります。その点について、お考えを伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） これからの社会は、やはり地域というのが主体になっていただかないと、なかなか難しい面が出てまいります。私も、3期目の公約といたしまして、地域力の向上ということを盛んに訴えさせていただいたところあります。これは、本当に難しいことでもありますけれども、徐々にではありますけれども、そういったいろんな団体がいろんなことに取り組んでやっていただけるようになりました。これは、先般も塩ノ井地区では、旧来の農地・水保全会の立ち上げという、そういう会も立ち上がってきております。そういった点では、大変ありがたいこと

だなどいうふうに思いますし、いろんなボランティアの団体も立ち上がって活動をしていただいております。

御質問の地域活動支援事業補助金、利用しやすく、長期拡充をという御質問でありますけれども、利用しやすくするということは当然必要であります。この補助金の形態といたしまして、ずっと継続して出しているものと、地域コミュニティの活性化事業につきましては3年ということで決めさせていただいております。これは、立ち上げを支援していく、立ち上がった自分たちでやっていただくという、このことに主眼を置いておるところでありますし、そうしていかないと、なかなか自立をしていけないということでもありますので、今の利用しやすくする、このことは当然だろうというふうに思いますけれども、年数、ずっとというわけにはまいらないところがございますので、それは従来の考え方でやってもらいたいというふうに思います。3年を限度としてということでもありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

先ほどから申し上げておりますように、全てを補助金でということは、なかなか、自立性の問題からいってどうなのかなという考え方もありますので、ぜひ自分たちでやっていただければと、このことを強く思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） これも考え方なんでしょうけれども、継続して活動していく中では、最低限の必要なもの、それをそのボランティアなり、活動する方たちの会費で賄っているのが、今現状だと思います。それを少しでも負担を減らして、継続的に活動できる考え方をしていただければと思います。

最近の報告の中に、スポーツ、ボランティア、趣味などのグループへの社会参加の割合が高い地域ほど、転倒だとか、認知症、鬱病のリスクが低いことがわかってきています。地域活動の大切さ、今、非常にこの活動が大切なものになってきている時代だと思います。そこを行政として、どう手助けができるのかなという考えのもとで、私は今言わせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、教育とは、事実を学ぶことではなく、考える心をトレーニングすることである。アルバートアインシュタイン。

以上で質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから午前11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。
7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 議席番号7番、山口でございます。

私は、4次総合計画の評価についてお伺いをいたします。

この計画は、平成18年から来年、27年までの10年間の計画であります。こうした中で、5次の計画も、村づくり委員会の中で検討されている時期であります。そういう中で、この時期に、やっぱり今まで行われた計画が、満足か、問題点があるのか、課題があるのか、そんなことを評価してみる必要もあるんじゃないかなと、そんなことを思いまして、この点についてお伺いをいたします。

この計画を全てお聞きしていくと、1週間ぐらいかかりそうなので、限られた時間です。そういう中で、先に通告をしてありますことを重点にお尋ねをしていきたいなど、こんな形です。

まず、最初に、人が元気な村づくりについてです。

人間、誰しものが考えることが、健康で活躍できる人生を過ごせることを望むものであります。しかし、生身の体、思うようにいかないのが現実であります。個人差、生活環境等で、今の医療費の増加は、健康な体というよりか、不健康のバロメーターでもあります。健康な人が多いほど、元気な村と言える一つではないでしょうか。

総合計画の中にも、健康づくりの充実を掲げています。関連する保健計画に、健康づくりを総合的、計画的に進めるとしています。計画をもとに、さまざまな趣向を凝らして対応されたと思いますが、食生活、運動をはじめ、生活習慣病、また社会環境の改善は進んだのか。それに、最近、心の病も増加しており、こうしたことに、村の対応について、どのようにしたかについてお伺いをいたします。

地域ぐるみの健康づくりの推進、充実を掲げています。大事な要素です。こうした取り組みの評価はどのように見ているかお伺いをいたします。

いろいろな健康づくり対応も、その成果が出てくるのは10年、20年後だと言われています。こうしたことを見据えた上で、医療費抑制効果も期待するところであります。こうした計画実行による効果はどのように見ているかお伺いし、最初の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、山口守夫議員の御質問にお答えをいたします。

第4次総合計画、これまでの実績、評価についての御質問です。その中で、生涯を通じた健康づくりの推進についてということでもあります。

今、第5次総合計画の策定に当たりまして、第4次の総合計画の進捗状況、計画に対して、どのぐらい、どうであったかという、こういったことを今取りまとめ中です。もうすぐ、その結果が出てまいります。これを総合計画の推進委員会に諮り、さらに調整員会に諮り、第5次に生かしていくという、こういう今過程の段階でありますので、詳しい部分は申し上げられない面もありますので、そんな点はぜひ御了解をお願いしたいと思いますし、それが出てきたところで、またさらに検証をしてみたいというふうに思っております。

人が元気な村づくり関係では、子供からお年寄りまで、健康で生き生きと活動で

きる地域づくりを目指して、第4次総合計画に沿った事業を実施してきたところがあります。

健康づくりの推進といたしまして、運動や食などの健康づくり、生活習慣病対策、子供の健康、心の健康、感染症対策などに取り組んでまいりました。実施に当たっては、健康運動士や管理栄養士を増員して、積極的な健康づくりを推進してきたところでもあります。したがって、人的には、第4次総合計画推進をするに当たって、健康運動士をふやしたり、あるいは管理栄養士を増員をしたりという、こういった人的な部分は整ってきたところでもあります。そんな点は、まず第一点、御理解をいただきたいというふうに思います。こういった運動につきましては、人がいなければ始まらない事業でありますので、人的な面では前進をしたというふうに評価をしておるところでございます。また、専門的で複雑になる相談に対応するためには、これは専門職、本当の専門職が必要でありますので、こういった相談支援体制につきましては正規ということではありませんけれども、巡視な、そんな専門職をお願いして、相談体制も充実をさせてまいりました。

地域ぐるみの健康づくりという面では、各区に健康部すこやか係を設置させていただきました。これは村づくり委員会からの提案もあり、またこれからの健康という、この本当に大切な分野を担っていただきたいという思いで、この第4次総合計画の前半の部分で、健康部すこやか係を設置させていただいたところでもあります。これも、区を主体とした健康講座の実施も、以前に比べてふえてきております。そういった点では、徐々にではありますけれども、そういう体制が整ってきたところでもあります。

地域ぐるみでの取り組みが重要となってくることは言うまでもございません。このさらなる支援をしながら、健康部すこやか係の活動の活発化に努めてまいります。こうした活動が定着化をすれば、理想的なそういった体制ができるのではないかと思いますので、この辺の支援をこれからも積極的にやってまいりたいというふうに思います。

各種検診の受診率の向上につきましても努力をしてまいりましたが、これはなかなか思うように実績が上がらない検診もあるところでもあります。今後も引き続き努力をしてまいります。

医療費の問題が出されました。医療費の削減効果、これは重要な問題であります。平成25年度の数値を見ますと、国保会計の部分でありますけれども、療養給付費が1.1%の伸びにとどまったところでもあります。これは、本当に、ここ数年、珍しい減少だなというふうに感じたところでもあります。毎年10%ぐらいは上昇してきたのが、1.1%ということでありましたので、これは本当にありがたいことでありました。

しかし、国保医療というのは、年々伸びておる状況であります。医療費につきましては、一番は医療が高度化をしてきておるということも大きな要因となっておる

ところであります。したがって、保健事業の効果をどう評価するということにつきましては難しい面もあるところであります。1人当たりの医療費や県などの位置などを参考にして、医療費の動向、これからも注視してまいります。1人当たりの医療費につきましては、国保会計で見れば、退職医療は高いわけでありませけれども、平均いたしますと、本当に真ん中よりはるかに下にあるという状況でありますので、そういった点では効果が出ておるのではないかと評価はしております。さらに努力していく必要があるというふうに思います。

こういった状況の中では、生活習慣病をなるべく予防していく、重症化をしないようにしていく、こういった保健事業というのが大切となってまいりますので、この辺にも重視をしていく必要があるというふうに思っております。

健康づくりには、食生活、あるいは運動や医療や、幅広い連携が大切となってきておるところであります。食生活、これは食事の部分の普及というのも大事であります。この辺も、管理栄養士2人体制になりましたので、充実をさせていけたらというふうに思いますし、そういった指導回数もふえてきておるのが実態でございます。そういった効果も出てきております。

健康教室につきましても、運動を含めて、開催をしておりますけれども、どう定着化をさせていくのかということも大きな課題となっております。健康教室におきましては、これはやめてしまうと、それで終わってしまうという、こういう方も多くおいでになりますので、こういった方々が継続して運動を実施していただけるシステムを構築していく必要があるというふうに思っております。これは、OB会等の結成というのが大事になってまいりますので、今、その辺を支援し出し始めたところでもありますので、これから、さらにそんな点は充実をさせていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） どうも、今、4次計画についての評価は今検討中ということをおっしゃると、今後、ちょっと質問がその辺に入っているわけですから、ちょっと質問しにくいんですが、わかる範囲でぜひ具体的にお願いしたいと思います。

それで、医療費の抑制のことも言ったんですけど、いろんな形で努力されているということはわかります。ある程度の形、もう少し突っ込んで、数字的目標みたいな形のものをもって、それに向かってやるというような、そういうことも一つの重要なことではないかなと、その点について、どんなふうにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康づくりの部分で、数字的な目標を立てられる部分と立てられない部分があります。第4次総合計画を見ましても、数値目標というのはかなりの分野で示してあります。既に達成をしているもの、まだ達成していないもの、あるわけであります。達成できないものにつきましては、その原因等も究明を

していく必要があるというふうに思います。

ただ、この医療費の数値目標というのは、大変難しい分野でありますので、これはなかなか難しいということをお願いをしたいとします。これ、目標を立てても、高度医療の部分で、がん関係だとか、脳関係だとか、あるいは成人病関係で、人数が1人ふえることによって、かなり左右される部分がありますので、その辺はちょっと難しいのかなというふうに思っております。

ただ、目標数値が立てられるものにつきましては立てていきたいと、それに向かって努力していく、これは第4次総合計画もそういう計画になっておりますので、をお願いをしたいとします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、高齢者の問題になります。

元気な村にするためには、高齢者がいかに元気に生活できるかが必要です。そうしたことを踏まえて、高齢者と保育園児との交流事業計画をしていますが、これまでどんなことが行われたのでしょうか。また、その評価はどのように見ているか、お伺いをいたします。

また、先ほどもちょっと出ていたんですけど、高齢者の4人に1人が認知症とされています。こうした状況を踏まえ、認知症サポーター育成を行い、この間も北殿地域で行われたとされています。講座が行われているようですが、村民生活の中に、これがどのように生かされているか。それから、また、こういう形の中で、その課題は何か。この辺についてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者関係の御質問であります。

保育園と高齢者の交流事業であります。これは、各園全てで実施をしております。畑、農作業等々も行っていただいておりますし、同時に祖父母参観のときに、いろんな事業を組み合わせながらやっているというのが実態であります。この辺は、また担当課長のほうから、詳しいことにつきましては必要であればお答え申し上げたいというふうに思います。

認知症の問題が出されました。190名を超えるようなサポーターの数になってきております。これがどう生かされているか、これは大変難しい問題であります。本当に、生かしていただかなければならないわけでありましてけれども、日常の中でどう生かされているかということは、程度によって違いますけれども、全て生かされているというふうには考えにくい面もありますので、この辺が一番、いろんな研修会、講習会をやっても、認知症ばかりでなくて、どう日常生活、日常社会、地域の中に生かしていくかということを考えていかないと、研修を受けたきりになってしまうということになりますので、その辺の具体策というのも、これから真剣に捉えていかなければならないというふうに思っております。そういったことができてい

けば、本当にいい村になるんだろうなという思いであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由紀子） 高齢者と保育園の子供の交流ですけれども、先ほど村長のほうで申しましたけれども、祖父母参観もございますし、春、草もちを一緒につくったり、それから敬老会の行事のほうには招かれて、保育園の子供たち、一緒にお年寄りの皆さんのお祝いに、踊りや歌を一緒に歌ったりしてお祝いをしているようなこともやっておりますが、よろしくお祈りいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、働く場所についての問題であります。

元気な生活を送るということは、働く場所があるか、ないかであります。家計を支えるための収入をいかに確保されるかは、重要な要素であります。そうした環境をつくることは、行政の役目でもあります。

日本経済は、失われた20年とも言われ、円高により、企業の海外進出で、国内の空洞化により、働く場所が大きく縮小されています。円安になっても、企業は戻ってきておりません。4次計画でも、働く場所の確保を上げています。この計画に対し、計画どおりか、お伺いをいたします。

3月に行われた意識調査の結果は、働く場所の確保の満足度は低下してきております。こうした計画も、経済情勢に左右されることが大きいわけで、伊那管内の有効求人倍率も、ようやく1に届いた状態です。私は、10年前と比べ、村内の状況は余り変化がないというよりは、むしろ悪くなっていると見ています。職場確保の計画に対して、どのような対策を立て対応できたのか、お伺いし、この項目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 働く場所の確保というのは、これも大変難しい問題であります。これは、全体の景気動向に大きく左右されてまいりますので、行政としてどうなのかということになりますと、それは大変難しいというふうに思っております。

産業別就業人口につきましては、国勢調査ごとにいろんな調査がなされます。平成22年度は、前10年と比べますと、やはり本村の場合には人口がふえておりますので、就業人口もふえております。増加をしている統計が出ております。ただ、その中で、増加しているのはサービス業の第3次産業であります。農林水産業、第1次産業につきましては減少しております。事業所数につきましても、第2次産業については微減、第3次産業が増加、こういう結果が出ておるところでございます。

この10年を比べて、どうかという点であります。新たに進出いただいた企業というのものもあるわけでありまして。そういった数につきましては、現在、ちょっと資料を把握、持ち合わせておりませんが、この10年間で新たに進出した企業も

あるところでありまして、撤退した企業の中へ、かなり大きな企業も入っていただいている実態もあるわけでありまして、したがって、村の施策等々が有効に働いているんじゃないかというふうには評価をしておるところであります。

有効求人倍率、ようやく1を超えました。ひどいときには、平成21年の7月には、これはリーマンショックの影響で0.3という数値であり、ずっと1を上回らない部分で続いておりましたけれども、平成20年9月以来、5年10カ月ぶりで1を超えたというような状況となっております。1を超えれば、本当に景気がよくなっておるのかなという、こういうバロメーターにはならないというふうには思いますけれども、そうはいっても、働く場所という点では、好ましい傾向だなというふうに考えております。そんなことで、働く場所は一定程度確保できておるといような状況にもなってきておるところでございます。

村も、企業振興事業の補助金や空き工場等活用事業の補助金により、こういった雇用確保につなげるような施策をとってきておるところでございます。また、ここに来て、また村内大手企業の用地取得の相談があり、村としては動き出したところでございます。したがって、既存企業をどう増していくのかということも重要な課題でありますので、積極的に村でも支援をしてまいりたいというふうに思います。

一番減少しているのは農業であります。本当に、これは減少が激しいなというふうに思っておるところでございます。農家数というのが激減をしております。それから、経営耕地面積も本当に減ってきております。統計がある部分でいきますと、平成12年と平成22年を比べますと、約70ヘクタールぐらい減少しておるとい状況が出ております。この辺をどうしていくのかということも課題となっております。この辺につきましても、まっくんファームを中心としながらということでも今考えております。まっくんファームでも通年雇用という部分、考え、検討し始めましたので、村もそういった面で、どう支援をしていけるのかということを検討を一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 今、農業関係の話も出たわけですけど、今、農業関係は後継者不足ということを言われています。各企業でも、後継者不足というようなことも言われるようになってきています。この間、確か、NHKだと思いましたが、事業者の後継者がいないということで、1億未満の企業で70%、それから100億企業でも38%の企業がなかなか後継者がいないというようなデータがあるそうです。こんなことを見たときに、南箕輪の企業の状況というのは、そこら辺は何かつかめていらっしゃいますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 細かい調査というのはしていないところでございます。

この辺は、また商工会と一緒に調査をしてみたいなというふうに思いますけれども、後継者がいるか、いないかということになりますと、全国的な傾向と同じというふうに、今、考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、教育委員会のほうについての質問に移ります。

日本の将来、また村の将来を背負うのが、子供たちであります。子供たちを育てていくのが、学校教育であります。教育は、読み、書き、そろばんは当然ですが、個性のある人間を育てなければならないと考えます。それは、子育て支援体制の充実にあります。

計画は、村としての特色ある学校教育推進を掲げています。家庭と保育園、幼稚園との連携強化を図るとしてはいますが、その状況はどうか、お伺いをいたします。

また、南箕輪村を子供たちが、郷土をもっと知り、郷土への誇りを持つ、理解を深めるために、地域住民や企業等と連携し、学習の充実を図るとしてはいます。学校内の教育とともに、外部との交流を掲げた学習が、計画の中には幾つかあるわけですが、その成果をどう見ているか、満足するものかどうかをお伺いし、質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山口議員さんから、学校教育の充実等々について御質問がありました。そのことについてお答えいたしますが、子育て支援体制等の充実につきましては、先ほどの議員さんからも質問がありました。それにお答えいたしましたけれども、もう一度、お話ししたほうがよろしいでしょうか。

7番（山口 守夫） 簡単をお願いします。

教育委員長（清水 篤彦） 25年度から、子育て相談員を1名増員して、3名としております。子育て支援課とか、住民福祉課と、早期の段階から、保育園とか、学校を訪問して、子供たちの育ちを中心に据えながら、一貫した相談支援を行うというふうな形で、伴走者的な役割を現在まで果たしてきておるところでございます。

新入学児童につきましては、就学相談委員会というものを開いて行っております。しかし、新入学児童の就学先については、大変難しい問題を抱えておられてというのが事実でございます。というのは、就学先につきましては、本人、保護者の意見を最大限に尊重して行うということが原則となっておりますので、保育園の子供たちに、自分のところを決めるわけにはなかなかいきませんから、保護者の意見を最大限に尊重して行うという形で来ております。そんな点から、これから保育園の時点から、寄り添ったり、支え合ったり、総合的な判断ができる体制づくりというものをつくっていかなければならない、そういうのが今日的課題であろうと、そのように考えております。

そんな点から、小学校1年生の担任と保育園の先生との担任、この情報交換というものが、今まで十分行われていなかったということに基づいて、その交換会とか、引き継ぎ等の連携を図っていきたいと考えているところをごさいます、今年度から始めたところをごさいます。

地域や郷土学習といったものにつきましては、先の議員さんのことでもお答えいたしましたように、時間的に非常に難しくなっているというような状況でありますけれども、総合的な学習の中で、稲作づくりについて教えていただいた方々、地域の活動でも、麦まきとか、収穫、万灯づくり、万灯ふり等々、子供たちへ教えながら、一緒になって活動していただいている方々、そのほか、野菜づくり、また各種の活動を通して子供たちと触れ合っていたいただいている方々もたくさんおります。少しずつですが、成果として上げられるのではないかなと思っております。

企業等につきましては、中学校等の職場体験学習などで、大変、各企業にはお世話になっております。生徒たちにとって貴重な体験をさせていただいておること、改めて感謝を申し上げるところをごさいます。

以上のことをごさいます、これからも、こんな点を含めて充実を図っていきたく考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、5の質問につきましては、教育長のほうから答弁申し上げます。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 保育園とか、そういうところとの家庭との連携ということなんですけど、これ、時間的な余裕もないというような説明はあったんですけど、こういうものは、計画にあったんですけど、余りうまくいっていないということで、今後、5次に関しては、こういうことでは反省材料としていくというような、そういうことでよろしいんでしょうか。まだ、これから5次は決めるわけですけど。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 新入学児童への就学に関してですね。ということでもよろしいですか。

7番（山口 守夫） はい、今、3人の相談員がいるという話でしたよね。それで、やっているんですけど、ある程度、時間的制約もあるというような形で、交流がそれほどできていないというような形だったんですけど。交流はできているんですか、しっかり、この計画どおりに、それ、先にお伺ひします。

教育委員長（清水 篤彦） 交流は、現在のところ、あるい程度はできております。

7番（山口 守夫） その成果は、先ほど言ったように、徐々にいいという方向で説明があったんですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 少しずつですが、成果は上がっているということでご

ございますので、いいというところまで行っているかどうか、そこら辺はちょっと疑問でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次の質問に行きます。

社会教育についての質問に行きます。生涯学習推進であります。

小学校、高校、大学との連携により、実効性の高い学習推進の整備をしております。村の背景には、恵まれた環境があると思います。こうした資源は生かされたのかどうか。先ほど来、そんな関係のところ、私は聞いたんですが、信州大学あたりは、なかなか忙しくて交流もできなかったというような、確か、そんな期待外れの問題もあったんじゃないかなと、そんなことを考えておりますので、こういう資源が生かされたのかどうかも改めてお伺いしておきます。

また、社会教育指導員の育成、それから確保による、その活用をしていきますという項目があります。この達成度はどの程度あったでしょうか。

それから、こうした事業を活力ある元気な村にするために生かされてきているかについてもお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

時間が迫っておりますので、簡単に、端的にお願いします。

教育長（征矢 鑑） 本村は、まさに文教の村でもあり、恵まれた環境が整っていると考えております。南部小学校では、特に信州大学の留学生を通じて、国際理解の交流が行われたり、木育活動としての地域の建設業者との交流もあります。それから、上伊那農業高校の生徒さんの畑へ行って、野菜づくりのノウハウを見たり、あるいは花の栽培に手を一緒に汚したりと、こんなことで活動しております。

きょうの新聞、南箕輪新聞ですが、一面に大きく載っておりましたが、中学校では、第2回目のきょう、高齢者との交流会を開いております。中学生、その感想の中に、人のために何ができているのか、あるいは村の将来に向けて、何を大事にしていくのか、そういったことをメインテーマとして考えて、実践に結びつけていると。そんなことについて、教育委員会は期待を持って見守っているところであると思っております。

こうした多角的な交流や数多くの経験を積むことにより、子供たちの視野が広がると、これが大きな成果であろうと思っております。

また、文化祭にも合唱をやったり、あるいは吹奏楽が参加して下さったり、あるいは昨年は信大の学生ともいい交流会ができた。

上伊那農業や信州大学の農学部では、それぞれ、地域の住民対象の公開講座を開催しております、これも生涯学習の大きな力になっているのかなと感じております。

これからも、各学校、大学では、地域との連携を大事に考えていただいて、積極的に地域とのかかわりを進めていきたいというようなことも聞いておりますので、

期待をしたいところでございます。今後も、それぞれの学校、大学との連携をとりながら、生涯学習がより一層充実するように考えていきたいと思っております。

それから、社会教育指導員の人材確保等についての問題であります。現在、非常勤の方が1名おられて、すくすく玉手箱であるとか、こどもの未来塾、それから中学生とゆずり葉学級との交流会、そういったものを立案、企画をし、多種多様な場所で指導をいただいております。充実した講座が展開されております。

課題といえば、多様な企画事業を持ち、加えて公民館講座の受講者もふえている中でのお手伝いというようなことがなされておられて、少し荷が重くなっているかなと考えているところであります。

最後ですが、生涯学習推進の成果、どんなふうにかされてきているかと、この御質問ですが、ことしは、小学校2校の2年生が、信大の学生さんたちと大芝でドングリの実を拾ってきて、二、三年、農学部の中の苗畑にまきまして、芽が出たところで、これを大芝のみんなの森へ植えていこうという試みも行われまして、これも村づくりの一環であろうと考えているところであります。

いずれにしても、この生涯学習の成果は、すぐに表へ出てこないというところがあります。地道な積み重ねをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に行きます。

自然優先の村というものも上げております。

村の特徴の一つに、恵まれた自然があります。都会から訪れた方が口にするのは、空気がうまい、眺めがよいであります。先のアンケート調査でも、自然豊かな、潤いがあるが高い満足度を示しております。我々は、当たり前のことのように自然の中で生活しております。これは、すばらしい財産であり、この環境は後世に引き継いでいかなければならないと考えます。こうしたことから、自然優先の村づくりになったと考えます。

自然を大事にする基準も必要であり、関連する村の基準、環境基準推進を主要政策に掲げています。その中に、環境基本計画に基づき、住民、事業者、行政が協働して取り組みを進めていくとしております。また、企業、団体にISO14001、エコアクション21の認証取得を促進するともうたっております。こうした推進をすることにより、取得された企業、団体等があるのかをお伺いします。また、その効果があったら、その辺もお伺いをしたいと思います。私は、環境計画推進に当たり、5年、10年というような比較をしてみたときに、果たして環境改善が行われてきたのか、その点はどのような判断をしているかについてもお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 環境問題の御質問でございます。

特に、自然環境、これは維持、保全をしていかなければならない、後世へ残して

いかなければならない、この点につきましてはそのとおりだというふうに思っておりますし、できるだけそういった施策をしてまいりたいというふうに思っております。

I S Oの問題、エコアクションの問題、出されました。I S O 14001につきましては現在は6社、エコアクション21につきましては1社という取得となっております。しかし、これは減ってきております。平成21年ではI S Oの関係が12社でありましたが、現在は半分になっておるとというのが実態であります。これは、原因といたしましては、登録時に多額な費用がかかること、それから更新時にまた費用がかかること、このことがネックとなっておりますし、リーマンショック以降、厳しい経済情勢の中で、この取得を返上し、同じシステムを事業者各自が設定する自己宣言を履行する例がふえてきておるとというのが実態であります。お金をかけずに、同じことを自分の会社の中でするという自己宣言がふえてきておるとことでありますので、認証の数が減っておりますけれども、そういったことを考えれば、そういった機運というのは同じではないかというふうに思っております。

10年前と比べてどうかという御質問であります。

特に、本村では、5年前に南箕輪村地域新エネルギービジョンを策定して、地球温暖化防止に取り組んでおるところあります。こういった新エネルギービジョンにつきましては、特に太陽光発電を中心に計画をはるかに上回っておるところであります。そういった点では進んできております。ただ、最近の気象状況を見ますと、本当に、これは放っておけないなということでありますので、まだまだこういった推進をしていかなければならないだろうというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に行きます。

緑の保全とその活用についてであります。

村には恵まれた自然があると申し上げましたが、その代表が大芝高原であったり、経ヶ岳、そして里山であります。比較的、大芝高原、あるいは経ヶ岳は、目につきやすい場所でもあり、また手も届いているのではないかと思います。里山は個人の所有ということもあり、管理も進まないのではないかと思います。しかし、計画では、里山の保全活用で、平地林、段丘林の保全整備を促進し、地域住民の潤いと安らぎの場として活用を推進するとしております。計画どおりの目的は達成されたか、またこのことが住民に受け入れられているかについてお伺いをいたします。

それから、学校、社会での環境教育、実践体験学習の推進により、村民の自然環境保全意識の高揚は図られているのかについてお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 里山の関係の御質問であります。

里山は、所有者が個人になっております。特に、中段緑地と言われるこの辺の里

山につきましては、個人有、あるいは神社林というようなことになっております。

この里山整備につきましては、国県の補助事業を取り入れながら今進めておるところであります。何カ所かは、この事業を取り入れてやってまいりましたので、そういう点では進んできておるといふふうに考えておりますけれども、なかなか費用もかかりますので、進んでいないという面もあるわけでありまして。特に、南箕輪村の場合には、大芝高原が代表されるわけでありましてけれども、この保全はしっかりとやっていかなければならない。そして、同時に、この計画期間内に大芝高原みんなの森を整備いたしましたので、そういった点では計画は大きく進んだといふふうに考えております。

それから、自然環境の意識の高揚という部分であります。この点につきましては、大芝高原を中心としながら、いろんな事業を実施しております。大芝こども未来塾、自然体験教室、自主転換事業等々あるわけでありまして、またことしは夏に活樹祭という事業も行ったところでもあります。こういった事業を通じながら、そういった高揚を図っていききたいといふふうに思っております。子供たちからということが大事でありますので、さらにこういった事業を充実させてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、協働の村づくりについてであります。

これから最も必要なのが、村民のみんなで力を合わせ、取り組む村づくりが必要であります。これらが多く見られれば、活気ある村の実現は間違いないと確信しております。

計画では、協働の村づくりを掲げています。何でも村に頼るのではなく、自分たちでできることは自分たちですることが大事であり、また地域内での協力も大事であります。村の人口は1万5,000人になり、県下市町村の中でも数少ない増加の村であります。自然増もありますが、他市町村から入居された方も多くおります。それゆえに、地区をまとめていくことの難しさもあります。

計画の中で、コミュニティ組織の検討、組加入世帯の促進、住民間交流の促進、地区間の連絡調整の強化を上げております。大変大事なことでありますが、自分を感じるころによると、むしろ、この辺は悪化の状態にあるのではないかと思います。今まで振り返ってみて、どのように見ているか、お伺いをいたします。

また、職員の改革、改善の意欲を高め、職員から提案を活用し、施策決定の迅速化と業務の合理化を図ることについて、進捗状況は、また評価についてお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。時間の配分を見て、答弁をお願いします。

村長（唐木 一直） 新たなコミュニティ組織であります。これにつきましては、地区相談員の設置をこの計画期間中にさせていただきました。説明会を強化して取り組んでおるところであります。

また、自主防災会を切り口としながら、取り組みを強化しております。そういったこともありまして、未加入率は徐々に減ってきております。そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。現在、26年の8月、32.1%になっております。ただ、アパート等も含まれておりますので、これを除くと約15%前後というふうに村では推測をしておるところでございます。この辺は、地区相談員を設置したということ、そして説明を強化しているということ、こういった部分でそういった数値になっているのかなというふうに思います。

時間がありませんので、職員の改革であります。これが一番大切なことでもあります。職員が意欲を持って、いろんな施策に取り組んでいただかなければなりません。本村の場合には、人事評価というのをやっております。その前段では、必ず、係は係長、課長というふうに面談を実施して、意思疎通を図っております。その中で、いろんな悩みを聞いたり、いろんな事業の状況を聞いたりしておりますので、そういった点では、この部分は続けていきたいというふうに思っておるところであります。職員の意欲が出るように、これからもやってまいります。

また、提案制度というお話もありました。それらにつきましては、総合計画推進委員会でもいろんな御意見が出されておりますので、それらのまた事業の中に生かしていくことが重要だろうというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） ちょっと時間が押しているんですけど、最後に、まだ質問のところも残っていますけれど、ちょっと最後に、ちょっと重要な部分でお聞きしたいことがあります。

これは、村長、教育委員長、教育長にそれぞれお答えをいただきたいと思うんですけど、村には、一応、総合計画のほかに、20以上の各計画、基本計画があります。そして、これができれば、これ、日本一の村になるんじゃないかなと、そんな計画であります。

そんなことで、実は、この計画の推進に当たって、これの中にいいことが書いてあったんです。ですから、その辺をどんな形で進められたかについて、それぞれお伺いをいたします。ちょっと、その計画の推進に当たって、その文面を一部読んでみます。計画の推進に当たっては、計画を査定し、プラン、Pですね、計画を実行、ドゥ、D、それから見直し、チェック、C、それを見直す、アクション、A、というPDCAサイクルを実行できるようにすることが重要です。計画を立てるだけでなく、実行し、実施状況を振り返り、それを翌年度以降の計画に確実に反映させることにより、目標に向かって着実に前進していくことが可能です。そこで、計画の実施に当たっても、計画実施状況について、点検と見直しを適切に行うことにより、持続的な改善を図るものとし、これらが行われるよう、体制を目指しますという文面が環境の中に入っています。その点について、そのような形で行われたかどうか

について、簡単にちょっとお願いいたします。

議長（原 悟郎） 時間が過ぎていきますので、簡単に。

唐木村長。

村長（唐木 一直） P D C Aサイクルは重視しているところであります。したがって、各事業、何百という事業がありますけれども、その全て、そういった形で、1年間、評価をして、それを次の年度へ生かすように、今現在行っておりますので、そういう点では前進をしてきておるといふふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 教育委員会を代表して、清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校教育におきましても、計画、立案、それで実践、また、その中から反省、課題等を含めまして、来年度の計画を立てるといふ形で今までやってきておりますし、これからもそういう形で進めたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 通告どおり、3件の質問を行います。

きょうは、区長の皆さんが傍聴にみえられて、大変ありがとうございます。議会も、傍聴者が少ないということで、大変な課題となっております。緊張した一般質問ができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

26年度も、早いもので1年の半分、6カ月に入っております。26年度に計画されました事業について、村長の開会の挨拶の中にも一部触れられましたが、事業の進捗状況について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今議会の冒頭の挨拶の中で、事業の進捗状況について触れさせていただきました。そのときの内容と重複する部分があるかと思いますが、7月末時点で、村は平成26年度の事業の中間的な執行状況、取りまとめをしたところであります。

7月末時点の執行率でありますけれども、主なハード事業関係では41.1%となっておりますが、南部小学校教室棟増築工事、各小学校の体育館天井落下防止工事、中学校プールろ過設備取りかえ工事、村民センター機械整備工事、障がい者生きが

いセンター改築工事、地域情報ネットワーク事業など、大型事業につきましては発注済みとなっております。また、伊那消防署の建設工事の負担金につきましては、2億円余を予算計上しておりますが、これは工事の進捗に合わせまして支出してまいりますので、7月時点のこういったものを含めると、かなり高い執行率になっております。したがって、順調な推進が図られているというふうに考えております。

伊那消防署の建設工事関係でございますけれども、消防署本体工事につきましては、12月いっぱい完成をいたします。その後、指令センター関係の設備を搬入しまして、27年の4月1日稼働を目指しておりますところであり、一番の大型事業であります伊那消防署の建設工事も順調に推進をしているということでもあります。

また、7月以降では、8月の入札会でも荒井坂橋の修繕工事、橋梁修繕調査設計委託、小型可搬消防ポンプ積載車なども発注ができましたので、本当に、現時点ではおおむね順調だと判断をしているところであります。

ソフト事業につきましては、執行率は30.3%という数字となっておりますが、このソフト事業につきましては、事業の推進に伴いましての金額、いわゆる経費を払ってまいるといいますので、執行率は低くなっておりますけれども、扶助費だとか、補助金だとか、そういったものは、事業の完了、あるいは事業のある程度中間的に行ったときにお支払いするものでありますので、そんな関係で執行率が低くなっておりますが、そういった事業につきましても順調に推進がなされておるところでございます。

ハードもソフトも計画どおり推進ができておるといことで、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 村長の答弁により、大型事業等も含めた中で、順調に推移をしているというところで安心していただいております。土木、建設事務につきましても、村民は大変注目しているところでございます。

6月の議会定例会において質問しましたが、村道2038号線、田畑の飯田線から並行して田畑駅まで行く道路工事の進捗状況について質問したところですが、建設水道課長の答弁によると、土地買収に入っているというような説明を受けております。しかしながら、関係する道路際の住民から、工事の進捗状態はどうだというような質問をされております。住民によりまして、役場は、これまでに、その関係住民には1回説明会があっただけだと聞いております。もう一度、質問いたしますが、土地買収の状況、これからの工事計画、完成予定をお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 詳しいことは建設水道課長のほうから申し上げますが、この2038号線道路改良の件でございます。

測量は終わりました。用地取得のための準備を進めておるところであります。この工事につきましては、用地取得が非常に難航した事業の一つであります。一部でありますけれども、改良計画に同意をいただけない箇所も出てきておるところであります。また、境界のずれが生じている箇所もあり、その部分での調整が今必要となっております。今後、速やかに、そんな点も解決しながら、工事の発注ができるように取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今、村長が御説明したとおりでございます。これからの計画といたしましては、同意いただけない箇所につきましては、さらに同意いただけるようにお話を進めていきたいというふうに考えております。また、境界等のずれにつきましては、この地権者の同意が必要となってきますので、その部分についても調整を進めさせていただくという予定でございます。最終的な完了年度でございますけれども、これは単年度で完了できる工事ではございませんので、複数年度ということで、もう2年ぐらいはかかるだろうなというふうに予想をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） きめ細かな状況説明等を行うことによって、関係住民の協力も得やすくなると思いますので、御配慮をお願いいたします。

次に、社会体育事業について質問をいたします。

以前は、早起き野球やナイターソフトなど盛んで、広い年代の村民が参加しておりました。しかしながら、社会変化、特に勤務時間等の多様化により、早起き野球リーグは消滅し、ナイターソフトも参加チームが減少しております。中層年、この分け方がちょっと確かではございませんが、40代、50代、60代の年代の方の社会体育事業への参加状況はどんなようであるか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 加藤議員さんから御質問のありました社会体育事業についてお答えさせていただきます。

議員さんが今申されましたように、昭和の後半から平成10年ぐらいまででしょうか、早起き野球とか、ナイターソフトボール、こういったものが盛んであったと、それには中層年の方々も大勢参加したのではないかと思います。時代の流れというものでしょうか。ナイターソフトボール、ゲートボール、こういったものは参加チームが少なくなりましたし、早起き野球はリーグそのものがなくなりました。

その一方で、少ない人数で、負担も軽くて、気軽にできるといったソフトバレーボールとか、個人でできるウォーキング、大芝のみんなの森がございましたけれども、

それとかマレットボール、こういったものが盛んになってきているのではないかなと思います。

25年度に行った調査によりますと、この1年間で1回以上スポーツを行った人というのが、10年前と比較すると、全体で2.9%ほど減少しております。スポーツを誰と行うかということにつきましては、個人で行うということのほうが前回調査よりも9%ほどふえておまして、みずからの健康は自分の力で保持、増進していくんだという傾向を伺うことができるかと思えます。団体から個人へと変わりつつありますけれども、スポーツに親しむ態度、習慣といったものは、今後も継続していく必要があるのではないかなと思われまます。

また、享受期というのは中高年を指すだろうと思われまますけれども、老化による身体機能の低下はありますが、人間としての精神的な活動というものは引き続き行われていく時期ということでもありますので、肉体的な制約条件を受け入れつつ、大きくなっていく自由時間を有効に活用し、スポーツをしたいときに楽しむことができればいいと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 大変衰退しているかと思いましたが、ただいまの説明によると、団体から個人へというようなふうに移行して、運動もなされているということですので、安心したところでありますが、続きまして、わくわくクラブとの関連について質問をいたします。

平成14年のNPO法人南箕輪わくわくクラブが設立されたわけですが、それまで社会体育事業は、教育委員会、体育指導委員会等が企画、運営、指導を行ってきておりました。今、わくわくクラブへ委託しているということですが、その関連について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんが申されるとおり、NPO法人南箕輪村わくわくクラブは、平成14年に地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブとして設立されて、現在に至っております。多種目、多世代のスポーツメニューを提供するのをはじめとして、個々に応じたスポーツなどが行える活動をしておりまして、本村のスポーツの普及、推進、競技力向上に役立っているのではないかなと思っております。上伊那の市町村におきましても、現在その方向で立ち上げようとしている市町村もございますので、このことについては非常によかったのではないかなと思っております。

村では、各種教室とか、イベント等の企画、運営等々につきましては、委託をして行っており、開催されるもの等々の充実を図ってきておるところでございますが、ややマンネリ化の傾向も見られるのではないかなと思っております。そんな点から、わくわくクラブとの連携をとっていきながら、スポーツに親しむことができる環境

というものをさらに推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） さらなるいい関係が続けて、発展させていっていただきたいと思うところであります。

次に、健康増進、管理のために、参加者増加の対策をとということでございますが、健康管理等については、個人の考え方が大きく作用するものと考えております。

2014年から2023年に、南箕輪スポーツ推進基本計画というすばらしい計画がなされて、ここに冊子がありますが、そうした中で、個々が自覚して、この計画等、企画に参加することが大切かと思われております。その中でも、生涯スポーツ社会の現実に向けた普及、啓発というような項目もございまして、村民が全員、スポーツをしながら、健康長寿に努めることが必要かと考えております。

そうした中で、若い村ではありますけれども、高齢化が進む中、健康長寿の村ともいう部分でも、スポーツが大切というか、運動が大切というふうに考えております。今、お医者に依存するところが大変大きく、血压等におきまして、運動をなさないとお医者と言って、はい、それでは薬を投与しますというような形で、基本的なものより治療というようなものに目が向けられているところでございます。

そこで、教育委員会等が、このようないろいろな企画をし、窓口をつくっていただいております中で、村民がいかにそれに参加するか、どのように普及、啓発していくかというようなことを質問いたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 村では、多くの村民の方にスポーツに親しんでもらいたいと思っております。それで、教育委員会、または公民館等々でも行ってはおりますけれども、住民福祉課では水泳教室、水中教室ですか、それと体まるごと健康教室と、公民館では太極拳とか、ラジオ体操、ウォーキング、またはスポーツ大会、これはわくわくクラブ等も健康増進のために行っておりますが、そのようなところで講座を行い、いろいろな種目を体験できるように工夫をしております。

その中でも、24年度から、村内全地区を対象といたしまして元気アップクラブ、これは住民福祉から社協が委託を受けて行っている講座でございますが、各地区に出向いて、20回以上、合計220回、これを行っております、登録者は、ことしの場合には約350名ということでございますが、その中で60%という大勢の方々が各地区の公民館等々へ参加していただいております。また、これには、各地区にあります地区社協の方々からも御協力をいただいておりますので、非常にありがたいことだと思っております。

適度に体を動かすということにつきましては、健康によいだけではなくて、ストレス解消にもつながるのではないかなと思っております。何らかの目標を持ちながら、負担にならず、自分の体力を考えて楽しんでいくことが大切であろうと思いま

すし、ただ、まだ現在、公民館活動の中でも、講座等々、定員に満たないところもありますので、呼びかけなど、効果的な活動をさらに進めていきたいと思っておりますし、そういうことから、教室、講座等へ、より多くの人たちが参加できるような内容等も、今後検討していく必要があると思っております。また、今後も、各関係及び団体とも、一層の協力体制をとりながら、参加者の増大、多くの人に参加していただけるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 自分の健康は自分でという考えを村民全員が持っていたきたいというようなことを思うところであります。

また、教育委員会、また今、住民福祉課、それぞれ、ほかの部署におきましても、それぞれの健康増進管理については企画しておるところでございます。それを個々ではなく、横のつながりを持って進めていっていただくことが、より効果を上げるんではないかというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、観光協会設立について質問をいたします。

広域の町村では、観光協会がないのは当村だけというように聞いておりますが、個々の町村での観光ではなく、やはり広域で、伊那谷全体というような広域的な観光がこれからは必要かと思うところであります。

そこで、南箕輪村の観光での目指すことについて質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪村の観光で目指すものという御質問であります。

もとより、南箕輪村は観光立村ではありませんので、これは大変難しい問題があるというふうに思っております。その中で、いかに交流人口をふやしたり、大芝高原を中心としながら、来ていただける方をふやしたりということは必要だろうというふうに考えておるところでございます。今、議員御指摘のように、観光協会がないのが南箕輪村だけという状況であります。したがって、来年度に向けて、今、観光協会設立の準備をしておるところでございます。

現在の観光振興につきましては、広域的組織といたしましては上伊那観光連盟や上伊那北部観光連絡協議会等へ加盟をして、連携をしながら、そういった取り組みをしておるところでございます。これからは、やはり広域観光の時代になってまいります。今まで、それぞれの市町村ごとで観光事業に取り組んできておりましたけれども、これからは広域的に取り組んでいく時代であるというふうに考えておるところであります。広域連合でも、そういった考え方を打ち出しながら、各市町村の連携を強化しておるところであります。そういう目的で、3年ほど前に、上伊那北部観光連絡協議会をつくって、活動を開始しているところでございます。

来年度設立を目指している観光協会におきましては、各種事業の計画だとか、立案、運営に当たるように進めていきたいと思っておりますし、特に、大芝高原を中

心とした誘客を図って、将来的には村内の宿泊業や飲食業、農業者等の経済効果を上げることができれば、一番観光としての目的が達成できるんじゃないか、他産業への経済効果波及ということも視野に入れておるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、交流人口増加といったことを期待しておるところであります。

観光協会をつくるには、やはり財源が要りますので、財源につきましては、村からの補助金や関係団体からの会費で賄っていければというふうに考えております。

そんなことで、地域の活性化を図るために観光協会設立をしてみたいというふうに準備をしておりますので、来年4月から立ち上げられるように精力的に進めてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 次に、具体的な事業計画はというようなことで、私がここに質問を上げましたが、設立途中でありますし、ただいまの答弁の中にもそれなりの事項が入っておりますので、これは今の答弁でわかったということで結構でございます。

次に、商工会との関係について質問するわけですが、観光、産業については、商工会等には大きなかわりがあるかと思いますが、商工会との関係をどのようにしていくかというようなことを質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 観光協会の設立につきましては、商工会との連携が非常に大切になってまいります。このことはそのとおりだというふうに思っております。商工会には、企業との関係のまとめ、調整の役割をお願いしていくことになると思いますし、商工会自体が会員となつてもらう。そして、個人、商工会員でも、飲食業だとか、宿泊業だとか、観光分野に関係する皆さんには、個人会員にもなってもらいたいというふうに思っております。そういったことの中心的な役割を商工会に果たしていただければなというふうに考えておるところでございます。したがって、この立ち上げの準備から、事務レベルで商工会との連携をしながら打ち合わせをして進めておるといふ進め方をしておりますので、商工会抜きにこの観光連盟というのは考えられないというふうに考えておるところでございます。

立ち上げ準備のために、前商工会の事務局長さんをお願いしておりますので、そういったことは、商工会との連携は極めてスムーズにいつているのではないかとこのように思っておりますし、そういう報告も受けておるところでございますので、とりわけ商工会との連携を重視してまいります。さらに、それに加えて、これからは農業分野も観光ということにかかわってまいりますので、JAを中心にしながら、農業者にも加わっていつてもらいたいという思いでございます。

いずれにいたしましても、今、原案づくりの段階でございます。ある程度の方向

性が出ましたら、また議会全員協議会でも報告させていただきますので、また議員の皆さんからも、いろんな御意見や御提言をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それぞれの分野から英知を集めて、すばらしい南箕輪観光協会が設立されることを願うところでございます。

それに関連でございますけれども、通告した後に、ゆるキャラグランプリの件が出まして、観光というようなことでちょっと関連しますので、質問させていただきたいと思います。

まっくんが全国ゆるキャラグランプリに不出馬というような記事が出まして、何で、南箕輪の村をPRしたりするまっくんが出ないんだということを思いまして、他町村の9体が出るということでございます。そうした中で、記事の中に、過去には最下位であって、また12年にはグランプリで48位までになったというようなことが書かれております。しかしながら、これはまっくん出場は順位の問題じゃないと私は考え、オリンピックと同じで、参加することによって、南箕輪をPRできるんじゃないかと思うんです。

議長（原 悟郎） 加藤議員、それは通告されていないんですが。

5番（加藤 泰久） それは観光とちょっと関連を持っていますので、よろしいでしょうか、議長。

議長（原 悟郎） 簡略にお願いします。

5番（加藤 泰久） そうした中で、ここに書かれているのが、地域に根差した活動への原点の回帰というようなふうに載せられておりますが、そこらのことと、不参加について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まっくんのゆるキャラグランプリ不出馬の件の質問でございます。

今、加藤議員、御指摘がありましたように、地元中心に活動したいということで書かれたところであります。これは、役場の若手で作っております、まっくんのプロジェクトチームで不出馬ということにしたところであります。地元中心、地元原点に戻っていくということで不出馬とさせていただいたという報告を受けておるところであります。

したがって、このまいつまでも不出馬でいいのかどうかということ、また来年に向けて考えていきたいと思っております。不出馬をしたことで、新聞紙上でもあんなに大きく取り上げられるとは思っておりませんでしたけれども、逆に、そういった効果もあったのかなというふうに思います。ただ、全国のゆるキャラが集まるグランプリでありますので、いつまでも不出馬でいいというふうには私も思

っていないところでありますので、ことし、昨年不出馬ということで、また来年に向けてどうしていくかというのは、また役場の若手の職員の皆さんに十分検討をしていただくというふうにしてまいりたいというふうに思います。不出馬宣言もいたしました。まっくんは不出馬と、自分で決めたことでもありますので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） まっくんの意思でというようなお話もございましたが、観光協会設立もあったりして、南箕輪も積極的に、まっくんも積極的にこういうものに参加して、南箕輪を大いにPRしていただきたいと願うところでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

次に、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

私は、今回の9月の定例会において、4点の質問を行いたいと思います。

1番目に防災関連の質問であります。9月、防災の日で、8月31日にも防災訓練が行われたところであります。そんな意味で、一つの防災対策について質問をしたいと思います。

最初に、この7月に、南木曾の災害調査に行つてまいりました。非常に災害に対する対策という意味では、多大なお金をかけて対策も行われてきていたにもかかわらず、あのような災害が起きてしまったと。行つたときには、直径2メートルもあるような大きな岩が幾つも土砂にさらわれて、民家を押し流し、中には百何メートルも流されて災害に遭つたということで、亡くなつた樽沼君にも本当に哀悼の意をささげたいというふうに思います。

さらに、8月には福島に行つてまいりました。いまだに放射線量が高くて、福島第一原発の見える丘まで行つたんですけども、バスからおろしてもらえずに、遠目で見ながらきたところではありますが、何ととっても、その立地をしている双葉町、大熊町の市街地、地震の後、何も手がつけられていない。かつて水田であつたところも草ぼうぼうになって、人一人いない、こういう状況の中で、遠くに住んでいる我々としては、この情報というのが非常にわからない中で、現地を見て、改めて防災に対する思いを深めてきたところでもあります。何ととっても、その二つの立地している自治体には、原発の避難指示がいち早く出て、避難を開始したのに、すぐ隣の立地していない浪江町というところには、情報すらなかつた。何かおかしいということで役場から問い合わせたところ、既にそのところは避難が始まつたということで、今のような広域連合の連携体系が重視をされているにもかかわらず、そういったすぐ隣の町でさえも情報が提示をされなかつたという、こういう非常に私と

しては憤りを感じてきたところでありまして、さらに、そういう防災に対しての広域的な連携というのが重要になるんだろうということを改めて考えたところでもあります。

そんなわけで、1番目の質問に移っていきたいと思います。河岸段丘の斜面の風倒木の対策についてということでもあります。

河岸段丘は、村としてはフォトグランプリにも載っているように、線路のほうから見ると非常にいい光景で、村の地域の特徴もあらわしているところでもありますけれども、その中は、多くのところが急傾斜地域、さらには保安林の指定や土砂災害の警戒区域等にも指定されている、ある面では危険なところでもあります。しかしながら、指定されながらも、まだまだ対策の工事等については進まない部分も多々あります。

河岸段丘というのは、考えてみれば、かつては暴れ天竜と言われた天竜川のほうから見れば、あの地域が若干小高い部分の段丘の直下については、かつては安全なところだったというところで、その段丘の真下には、住宅もありますし、排水路もありますし、古くは三州街道旧道から153号線の旧道、さらに農地。とりわけ、北殿から南殿の間にかけては、段丘の真下、直下にJR飯田線が走っておるところであります。かつて、その上で、土砂災害の危険性が高まったときもあります。先日の、ことしの夏の台風等のときも、南殿の段丘の下で、倒木があり、一時交通が遮断され、停電もあって、非常に災害があったということでもあります。段丘の下というのは、非常にそういう意味では要衝なところではあります、何か災害があったときには、生活にも影響をしてくる。そういう意味では、常日ごろからの対策が必要ではないかなというふうに思います。

そういう意味で、主として風倒木、私も地域の住民の方から相談を受けまして、住宅の裏にある段丘の斜面にある林、個人の林なんですけれども、なかなか手が入らない。ちょっと中に入ってみると、結構古い木が斜めになっている。これが台風で倒れたときには、家が心配だというような相談も受けてきているところでもあります。しかしながら、近年の高齢化ということもあるんでしょうか、なかなか個人の山林であっても、そこに手が入らない。南殿地域は、古くからワサビ等も栽培されていましてけれども、そのワサビ畑も、ワサビの上にアレチウリが繁茂しているというような状況の中で、そういうところが広がってきております。そういう意味では、災害の部分で個人の管理責任に任せておいていいのだろうかということも思います。ある意味で、行政も積極的にかかわってくる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、(1)の質問でありますけれども、この段丘沿いのところにある危険な部分については、土砂等の災害も含めて、村として完全に把握ができていのかどうかというところをまずお聞きしたいというふうに思います。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。
河岸段丘斜面の問題であります。

1点目として、危険な部分の把握はできているのかという御質問であります。端的に申し上げれば、把握はできているということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 把握ができているということで、計画等に対しても、これは重要なことだなというふうに思います。

そういうことで、危険な場所があるということ承知されているということについて、（2）番目の質問であります。風倒木の危険のある箇所についての山林の所有者の方がいます。それらの人たちに、伐採だとか、間伐とか、そういった指導がされているのかどうか。なければ、指導を行って、何らかの対策をとっていくということが必要だと思いますが、この辺についての回答をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 風倒木の危険箇所の問題であります。

風倒木は、本当に深刻な問題になってきたかなというふうには思っております。風倒木の危険のある箇所の山林所有者には、村から、その都度、危険木の伐採のお願いの通知を出すなど、指導は行っております。これは、通知を出して、指導は願っているところであります。しかしながら、この近くに住んでいない、現場の確認に来られないという所有者も多くなってきております。この辺が一番問題かなというふうには考えております。また、伐採するには、多額なお金もかかるところであります。したがって、早急な対応ができていかないというところもあります。この辺が課題となっております。

急を要する場所につきましては、保安林であれば、県に相談をしながら対応はしてきておりますし、そのとき、そのときの状況によりまして、村も放っておくわけにはいかないということであれば、ケース・バイ・ケースで対応をしていかざるを得ないというふうに考えております。

この不在地主の山林をどうしていくのかというのは、これからの課題ということで捉えておりますし、こちらでそういったものを伐採して、費用負担は所有者が出していただければ一番いいわけではありますが、そういうお願いも、これからはしていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

今補正予算の中でもお願いをいたしました中部保育園の園庭の東側、あそこは毎年苦情をいただいているところであります。あれは、村のお借りしている土地でありますので、これはきちんと整備をして、苦情の出ないように、これから年度内には整備をしていくというふうにしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直）（3）に移っていくわけでありましてけれども、今、現状は、なかなか不在者もいるということで、それから実際に切るとなればお金がかかると、もちろん、そういうわけでありまして。

私が風倒木ということで限ったのは、いろんな土砂だとか、擁壁だとか、そういう部分については、確かにお金がかかるわけなんですけれども、風倒木というのは、それでも災害に対応するという部分では比較的対応がしやすいんじゃないかということで、特化して取り上げたわけでありまして。

付近の住民の方も、自分の家の裏庭が、自分の家の山なら別として、他の所有者の林の木が倒れそうだと、そういう部分で心配だということがあると思えば、やっぱりそれは対応していかなければならないだろうなと思います。とりわけ、不在の方もいらっしゃるし、高齢の方で、自分では木を切ることは非常に困難だ。さあ、業者の方に頼んで伐採をするということも、お金もかかるということもわからないわけではありませんが、災害がいつ来るか、台風がいつ来るかわかりませんので、やはり、できれば危険なところはその前に、災害が来る前に解決をしていくということが取り組みとして必要ではないかなという意味で、これは仮の話ですけども、村として、ある程度、財政上の支援とか、そういう部分で防止を図っていくということもできないかなということでありまして、この辺についての考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） そのときのその土地の形状がどうなっているか、どういう指定になっているのか、さまざまな考え方ができるわけでありまして。例えば、この河岸段丘につきましては、土砂流出防備保安林に指定されている箇所があります。こういったところにつきましては、いわゆる公共の事業というものを入れているわけでありまして、そういったことをしていけるということでありまして。田畑から神子柴にかけての部分、かなり古いところがありますので、これは、危ないところは、今年度につきましては県で修繕をしていただけるということによって決まっております。そういった部分は、村でも精力的にお願いをしております。

しかしながら、本当にそういう指定もなく、個人有林になっているところ、これをどうしていくかということは、基本論から申し上げますと、それは所有者の責任で伐採をしていただくということが基本でありますので、仕事のあっせん依頼という部分では、行政でしっかりと対応してやっていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった面はやってまいりたいと思っております。単純に、危ないから切ってくれということは、今のところ考えていないところであります。したがって、所有者の責任として処理をしていただくということをお願いをしております。しかし、こういったところに頼んだらいいかわからないとか、そういった依頼というのは行政でも積極的にお手伝い、支援をしていきたいというふうに

考えておりますので、そんな点はそんな御理解でお願いしたいというふうに思います。

本当に、急傾斜地だとか、土砂災害の防止の保安林だとか、そういうところ以外、これ、村で手をつけていくと、これは大変なことになります。ほとんどのところを村が管理をして、整備をしていかなければならないということでもありますので、その辺は、所有者にきちんと責任を持ってやっていただくというのが私は基本だというふうに思っておりますので、お願いをいたします。そんな周知はしてまいりたいなというふうに思います。

また、実際に、去年もありましたけれども、台風によって流木が倒れて、道が通れないだとか、いろんなそういう支障があれば、これは災害対応として村が迅速に処理をしてまいりますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。去年の台風は、かなりそういう部分では財政的な支援をいたしましたので、それはケース・バイ・ケースで。そうはいつでも、考えていかなければならない部分もありますので、そんな御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 関連ですけれども、先ほど危険地域を把握していると、それで、村としても、所有者に対して伐採をしてくれとかいう指導をしているという回答がありました。近い事例で、そういう話をしたら、こういうふうでうまく解決したとかいう事例がありましたら聞かせてほしいんですが。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 具体的な事例は、現在持ち合わせておりません。ただ、近いような状況は、過去にはあったと思います。ですので、また、様子等を調べまして、わかり次第御報告したいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 関連の部分でありますけれども、区の皆さんも、今日区長の皆さんもおいででありますけれども、非常に心配して、それぞれの所有者に話をさせていただいている面はありますので、そういった御理解もお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 区の皆さんも、非常に、そういう意味では地元のことが心配でありますし、先頭に立ってかかわっていただいている、そういう意味で、村ともこれから連携をしながら、対策を講じていただきたいと思いますというふうに思います。また、事例等がありましたら聞かせていただきたいと思います。

1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

2番目の質問です。

私も、6月の定例議会で質問して、介護保険のこれから法律が改正されて、要支

援の1、2が市町村事業に移ってくるという部分がありました。その段階でも、村長から、これから市町村ごとの、いわゆるアイデアを生かした独自の事業も可能になってくる。それは、まだこれから26年度中に作成をする福祉計画等に盛り込んでいきたいという回答がありました。

先日も、村民センターで行われました託老所の連絡会に、村長もシンポジウムに参加をされまして、いわゆる福祉に対する姿勢ということで、これからは柔軟な姿勢で臨むという部分の発言もされてきました。この法律とか、そういうのに縛られず、各市町村独自の事業を展開するという事は、非常に前向きでいいかなという思いがありますが、現実、これから、26年度中に福祉計画等が作成されるわけでありますので、そこの中に村長として、そういった柔軟な姿勢で臨むという熱い思いをできれば、全部とは言いませんけれども、こんなことはぜひやってみたいというような村長の思いがありましたら、出していただきたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉計画等々の御質問であります。熱い思いでといいますか、柔軟に臨むという発言もさせていただきました。8月の末にありました、村民センターでありました南信の集いでも、そんな発言もさせていただいたところがあります。私は、やはりこの福祉というのは、本当に柔軟な姿勢で対応していかなければ、なかなか解決していかないという事例が多いわけであります。そのことを思い、そんな話もさせていただいたところがあります。

たまたま厚生労働省の課長補佐もシンポジウムに参加しておりました。後で、いろんなお話もさせてもらったところでもあります。特に、この介護保険につきましては、市町村が、いわゆる事業主、事業主体であるので、それは市町村の独自の部分でやっていただきたいというような話もあったところでもあります。それにしても、厚労省はいろいろ言うなという思いもあるところでもありますけれども、法律に縛られずにという部分もあろうかと思えます。ただ、最低限の部分は守っていかなければなりませんので、ぎりぎりの分では柔軟に対応していく必要があるというふうに私自身は考えております。

そういった中で、どんな事業をとという質問でありますけれども、これから福祉計画策定をするところでもありますので、それはその中で明らかにさせていただきたいと思えます。特に、来年からは、この介護保険法の改正になって、要支援1、2が市町村事業に移ってまいります。この辺は、本当にしっかりと対応をしていかないと大変なことになろうかなというふうに思えます。私は1番は、村内にある託老所、あるいは地域密着型の施設、こういうところとの連携をしっかりととりながら、行政も含めて、一緒に考え、一緒に対応していってもらうということが必要だろうというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとそんな指示もしてまいりたいというふうに思えます。

託老所、当日も村内の託老所の皆さんから、いろんな御要望も後の懇談会の中で

いただいたところでございます。なかなか資金的にも厳しいというようなお話もありました。この辺のところも、また村としてどうしていくのか、考えていく必要があるんじゃないかなと。これからの高齢化社会、行政だけで背負っていくというわけにはまいりませんので、民間事業者と一緒に、高齢化社会を支えていけるような体制、これを構築していくためには、やはり財政的な支援も必要かなというふうに思っておるところでございます。そんな点は、これから検討しながら対応してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 具体的に、少し何かお話が聞けるかなと思いましたがけれども、また、計画の中に素晴らしいアイデアを盛り込んでいただきたいというふうに思います。

今も話がありました民間の託老所や地域密着型の保健施設、こういうところも多くなってきております。今後としては、村の社会福祉協議会が今までは直接事業も展開をしてきているところもありますが、社協としては、これからある意味で指導的とか、まとめ役とかいうものに姿勢を移しながら、民間でできる部分は民間の事業所にやってもらえるような、村としての支援をしていくということも大事なかなというふうに思いますので、その辺も含めていい福祉計画の作成をお願いして、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目の質問です。

冒頭、2022年東京オリンピックと私、書いてしまいましたが、2020年の誤りであります。4年に1遍ですから、2020年になると冬季オリンピックになってしまって、私、やっぱり信州の育ちで、冬季のオリンピックがあったのかなと思います。

2020年、東京オリンピックが決まりました。いろんな施設がまたつくられる。さらには、日本選手のこれからの世界に通用するような、活躍できるような施策が全国的に取り組みられるだろうというふうに考えます。かつての東京オリンピック、それから長野オリンピック、長野県的にはやまびこ国体のときにも、それに向けて一丸となって、いろんな施策がとられてきたころからも、これからもスポーツ振興という意味では取り組みは図れるんじゃないかというふうに思います。

そこで、というふうに事業があるかということとはちょっとまだわかりませんが、ふと、この地元に目を移したときに、例えば、東京オリンピックのときに活躍されるだろうという年齢の南箕輪の中学生の年代とか、そういうようなところでも、これからスポーツ振興というものに取り組む必要があるだろうなというふうに思います。南箕輪中学校も、きょうも同僚議員の皆さんからも質問がありました。非常に大きな規模の学校になり、私は約490名というふうになりましたが、その皆さんの多くの皆さんが、いろんな部活にこれからも励んでいこうということになれば、当然、そういうスペースも必要になってくると思います。特別教室棟の建設

等も今、これから始まります。そういう中で、スポーツの施設の確保も必要になるだろうと。

南箕輪の中学校を見ると、中学校の体育館、それから村民体育館が近くにあります。村民体育館につきましては、既に、もう二十数年も前から、昼間は中学校の部活の活動ということで、フル活用がされている実態であります。そういうことから見ると、今、現状でも精いっぱいかなと、スペース的にはもう目いっぱいかなというふうに考えるわけですが、この中で、今後、また新たなスポーツ等も生まれてくるかもしれません。そうしたときに、球技等のスペースにつきましては、そこそこあるわけですが、いわゆる格技室、剣道や空手や弓道といったような、そういう部分も、これからスポーツ振興で取り上げられてくる可能性もあるわけですが、そういった意味でのこれからの構想、ぜひ、武道館等の形で実現できたらいいなというふうに思います。辰野や箕輪、駒ヶ根等では、独自の武道館を持っていますし、伊那市も別個に規模の大きいものを持っています。そういう意味でも、人口増の南箕輪としても、こういった構想にこれから取り組んでいくのもいいのではないかなというふうに思いますので、この辺についての目指すところをお伺いしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山崎議員さんから、特別教室棟建設の後には武道館をというお話でございます。

昨年の9月8日、これは日本時間でございますけれども、2020年東京オリンピックの決定の瞬間、何とも言えない感動が伝わってきたことを今でも覚えております。

オリンピックの種目の中に、武道である柔道というものが東京以前、前のオリンピックから入ってきております。武道につきましては、明治維新以降に古武道から発展したものであって、礼で始まり礼で終わると言われております。特に、礼を大切にしている種目であると考えておりますが。

中学校では、教育課程の改定によって、体育学習の中に武道というものが位置付き、南箕輪中学校におきましては柔道を取り入れました。そのため、村民体育館の地下と言ったらいいでしょうか、1階と言ったらいいでしょうか、そこにある柔道場の畳がえ、それとか壁、柱にマットを巻く、こういった危険防止策をしてきております。相撲とか、レスリングとか、先ほど言われました弓道とか、空手とか、こういうものを授業として扱うという形になれば今後検討していかなければなりませんけれども、現在は、村体も含めて二つの体育館があるということ、場合によっては、お隣の南箕輪小学校の体育館も借りられるのではないかなと思っております。議員さんからの武道館構想等につきましては、大変ありがたく、また本当にうれしく思っておりますが、現在のところ、ほかの建設等々、構想等々もございまして、現在のところは建設は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

なお、次の質問については、教育長よりお答えいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） すぐ建設ということではないんですけども、将来的な、私はここに構想というふうに書いておきました。将来的な希望として、こういうことはいかがなものかなと、ぜひ構想を持って、少し長い目で見ながら取り組んでいったらどうでしょうかという意味合いも含めて書いたわけなんですけど、将来的な見込みということについてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 先ほど来の議員さんからの質問等々もございますが、学校の敷地等々もございまして、非常に難しい面がございます。現在、そこら辺も含めて検討していかねばならないかなと思っておりますので、ちょっと、それから先については、今のところ何とも申し上げられませんので、よろしく願いたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） わかりました。

お金の多額にかかることではありますので、将来的な中には、こういう計画も含めて、ただ、現状でも、部活で場所が狭くて困ると、ときには場所の取り合いが生じているという現状もありますので、この辺を当面解決しながらも、将来的にはこういう構想を持っていくということが必要だと思いますので、今後の検討にぜひ加えていただきたいというふうに思います。ということで、3番目の質問を終わります。

4番目ですけども、文化財敷地の管理についてということであります。

先日も、私に相談がありまして、地区内にもいろんな記念碑だとか、史跡等があります。ボランティアのグループの中で、年に草刈りもしたりということもしておるわけでありましてけれども、所有者の方にしてみれば、そういう記念碑等がある場所については、簡単に片付けてしまうというわけにもいきませんので、草刈り等、これからもしていかなければいけない。それには、高齢化など、そういった点で、なかなか自分の土地の中に記念碑、史跡等についても大変になってきているということをお聞きしました。できれば、村等に寄附をして、管理等もお願いをしたいなという意向もあるようであります。若干聞くところによると、そういった意向がほかの地域にもあります。例えば、富士塚だとか、そういうところでも、畑の一角がそういう場所になっている。かつては、新四国霊場も寄附をされて、また管理をしているということで、これからはそういう事例が起きてくるんだろうと考えられます。そうしたときに、寄附してもらえればいいというものじゃなくて、その後、どうしても管理が必要になってきますから、これまた人力が必要になってきます。

そういう意味では、その部署としての担当の教育委員会としても、ある意味で悩ましい問題かなというふうに思いますけれども、現実としてそういう問題が出てく

る可能性が出てきますので、この辺について、村としては今後どのように考えていくか、今まで検討してきた経過があったり、今後どういうふうにしていこうかという検討課題があるとするれば、この辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 文化財に当たるような施設、それから石碑、そういったものを管理してもらえないかと寄附をすると、こんな申し出が一つ、二つあるわけですが、どうも、教育委員会の現状でいきますと、とてもそういうものを管理し、それから草を刈っていったりというようなことは、とてもできかねると。村が私有財産の寄附を受けるということ自体も難しい問題でありまして、なお、また、それを長年にわたってこれから管理していくということは大変なことだなど、こういうことを最初に申し上げておきます。

神子柴地区、それから南殿、北殿、久保等々では、自分の集落にあります石仏、あるいは石造物、そういった文化財を管理し、それから検証していくというような団体が、各種団体ができておりまして、その団体の皆さんが管理をしてくださっております。一番ベターな形の管理かなと思っております。というわけでありまして、教育委員会で寄附を受けて、それを管理していくということは、今のところ考えておりませんので、難しいので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 実際のところになると、寄附をしてもらっても、受けたほうの教育委員会としても管理するのが大変だという、正直なところはよく理解できました。

その中で、そうはいつでも、こういう個人所有の敷地とか、そういう部分のところでも、具体的に管理ができなくなってくるという状態が出てきますから、今もありました、いろんなボランティアの団体、そういう皆さんが草刈りだとかしてくれるところもふえてきているのも確かでありますので、今後はそういうボランティアの団体の皆さんと教育委員会なり、文化財専門委員会なり、そういうところでも連絡を取り合いながら、一緒になって管理をしていくという一つの方向性を検討していってもらえたらいいかなと。もちろん、若干の財政援助とか、そういう部分も含めて検討をぜひお願いしたいなということで、今後の、せつかく長年管理してきた文化財をみんなで守っていくという姿勢で取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、そんな点で、ぜひよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） お願いでいいですか。答弁が必要じゃないですね。

3番（山崎 文直） これから検討してってください。

議長（原 悟郎） お願いだけね。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） それでは、最後の質問に移ります。

5番目の障害を持つ人の雇用促進についてということです。

先日、車いすで生活をしながらいる大学生と話をする機会もありました。ぼちぼち自分も就活をしていかないとけないという話の中で、普通に大学に行って卒業している人たちも、なかなか就職活動が難しい状況の中で、障害を持つ人というのはさらに狭い範囲、非常に勤めというか、自分で職業を持って、自営の方もいるでしょうけれども、勤めて、給与を得て、それから将来は自分で暮らしていかないとけないということを考えると、非常に狭き門になるわけであります。

そういう意味で、これは国の段階でも取り組まれていることですし、地方自治体でも取り組まれていることでもありますので、とりあえず（１）の質問ですけれども、現状の雇用促進策でどんなようなことを展開されているかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 障害者の雇用の関係であります。

大変重要な問題であるというふうには捉えております。これは、雇用率というのが法律で決まっておりますので、いわゆる民間企業では２％、国・地方公共団体では２.３％、法定雇用率に満たない事業所は一定額が徴収され、法定雇用率を超えている事業所に対して、それを原資として助成金を出していくというような仕組みとなっております。しかし、この企業は３００人を超える事業所を対象としております。平成２２年の７月より２００人、そして来年の４月からは１００人というように、その企業の人数が低くなってきております。そういったことで義務づけが強化をされてきておるところでございます。

村につきましては、現在、２.３％でありますけれども、雇用率が２.１５％という状況でありまして、若干下回っているというのが実態であります。今年度も、一般事務職についての障害者枠を設けて募集いたしましたけれども、応募者はゼロでございました。この辺は、また引き続き、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに思っております。そんなことで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） ３番、山崎文直議員。

３番（山崎 文直） ありがとうございます。

（２）ですけれども、そういった中で、村は、行政の立場として、そういう雇用促進策を民間の事業所等にも要請をしていくと、そういう立場にあります。そういう中で、村の中の民間事業所に対する働きかけは、どのようにされているかということをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村が民間事業所に対しての働きかけということでありませ

ず。村内の民間企業の障害者雇用の実態はどうなっているかという情報は、行政として知り得る手段というのはございません。あくまでも、この障害者雇用の部分につきましては、管轄がハローワークでありますので、ハローワークで各事業所の人事

管理担当者研修会が毎年開催され、雇用促進の周知が図られておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

村は福祉の立場からそういうお願いをしていくという、このことは必要だろうなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 村は、福祉の立場から、やっぱりそれに取り組んでいくということで、その辺、その面からも、ぜひ積極的に今後もしていただきたいなというふうに思います。

そういうことで、（3）でありますけれども、この村役場だとかで、村内の官公職場、例えば社協だとか、公社だとか、学校ですか、学校の方も村立ですけれども、村で採用している先生とか、そういった村の中における官公職場における就職状況というか。そういう面では、行政側として、村としても、例えば、この村役場の中にもう一人採用したいと、障害者の状況にもいろんな種類があります。車いすに乗っていて、自分でどんどん動ける人もいますし、介助が必要だということもあります。そういう程度が違って、重い状態なら非常に困難ですけれども、障害のある人たちが1人でも多く採用して、働いてもらう、行政として率先してそういう姿勢を示していくと。そういう意味では、行政の側からも、こういう職場なら、こういうような人たちが働けるだろうと、若干、例えば、施設を改修しながら、こういうところなら、この程度の方の人が来ていても働けるだろうと。こういうようなことで、前向きにそういう取り組みをしていく必要があるだろうと。まずは、民間事業所に働きかけをする以前に、自分の職場のところでも、少し前向きに努力をしていくという姿勢が必要ではないかと思っておりますので、この辺について、環境整備の状況、これからの見通し、これをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職場の環境整備というのは重要であると思っております。この役場自体は、多目的トイレを設置したり、あるいはエレベーター設置をしたり、改修もしたところでもあります。スロープの設置をしたりとか、いろんなことはやっておりますけれども、障害の程度によって、それは変わってまいりますので、それはその都度考えていく必要があるというふうに思っております。

ただ、この役場につきましては、法定雇用率を若干下回っておりますので、採用は、去年も採用をかけましたけれども応募者ゼロ、ことしもかけましたけれども応募者ゼロということでありますので、また、この辺は、先ほども申し上げましたけれども、毎年採用はかけていきたいというふうに思っております。

ほかの公共施設、村で考えられる公共施設といいますと、村民センターとか、あるいは公民館だとか、学校だとか、そんな面であります。社協だとか、開発公社は民間でありますので、そういう部分ではありません。それがそうなっているかとい

うと、なかなか学校あたりは大変難しい面もありますので、それはそういった人の雇用の問題、そうした人に合わせて改築していく必要、改修していく必要が伴ってまいりますので、それはその都度考えてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 人間が、どんな人も同じように働く機会を設けているということで、これからも前向きにそういった環境整備を進めていっていただくことをお願いしながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時15分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議席2番、久保村義輝です。

私は、2件につき、防災の関係ということでお尋ねをいたします。

村長にお尋ねをいたします。

私が質問通告をした次の日に、9月3日に、県も、この防災に関して各市町村職員に説明会を開いたということで、非常に大きな災害が続いた中で、緊急の対応がされてきたと。私の質問の多くも、この県が発表したいろいろな問題と関連をしていると思いますので、また、これについても答弁をお願いいたします。

まず、1として、防災上の危険地域指定状況とその後の対策はということで、急傾斜地崩壊危険地域、また土砂災害警戒区域など、多くの地域が指定をされてきました。これで、地域への周知と住民の意見を受けた対応はどうかという問題であります。大きな1であります。（1）であります。

この中で、村の防災計画では、防災の第一次的責任を有する村がということで、村が責任を有するという立場から、地域と住民の生命、身体、財産を保護する、そして、またその中で、情報収集と連絡体制は迅速、確実にということを述べております。いずれにしても、一生懸命に村としてはやっていますが、何か手落ちがあれば、全部行政の責任という追及を受けるわけであります。ですから、行政は、細心の注意を払って情報を出し、また危険については周知をし、改善をしていく、こういう責任があるというふうに考えます。

15年前の平成11年6月、ここで広島の土砂災害が発生したということですが、私も15年前のことは余り記憶にありません。ことし起きた広島土石流は、本当に何度もテレビで見まして、それが、15年前に同じような事故があったということを実

際には教訓にできずに災害に遭ってしまった、こんなことを思うわけではありますが、この15年前の土砂災害を契機にして、土砂災害対策が論議され、その翌年から、各種の土砂災害防止に関する法律、これを略して、総称して土砂災害防止法であります。このことが公布される中で、村内でも各種のこういう危険地域の指定がされてまいりました。非常に多くの項目がありまして、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面、そのほか土石流や地すべりの危険箇所というふうに、多くのものがあり、いろいろな内容が違う点で危険を指定しているわけであります。

この中で、県は、今後、箕輪町と村との境界付近の危険地帯を指定しようとして検討しているようですが、これは大分前ですが、大雨の後、南箕輪の田んぼ、畑地から箕輪地域へ崩落をしたという場所があるんですが、そのあたりかなと思います。この点について、村長、御存じならお答えをお願いしたいと思います。県が指定しようとしている情報があるんですが、どうなのかということをお聞きいたします。

また、私も、村はしっかり取り組んでいたというふうに考えております。こういう災害防止は。ところが、7月南木曾町や8月の広島での土石流災害を思うときに、これは、やはり非常に安全な村だと思われている我が村でも、村内の状況や指定すべき場所はないか、また危険を周知徹底するなど、再度確認をしていく必要があるというふうに思ひまして、きょう、質問しているわけであります。

この危険地域を指定することで、地域へ出かけて、村の説明会があったわけですが、私もそこに同席しました。その中で、村長は、とにかく命が大事だから、まず逃げてくれという願いをしたわけであります。とにかく、財産を守る前に、命を守ってくれということを行ったわけです。住民にしてみると、そんなことを言われても困ると。やはり、この危険だということは何とかしてほしいという声がありました。そこは、土砂崩れがおってくるところではなく、自宅が、大雨の激流があると下をさらわれて、家が壊れるかもしれない。こういう危険地帯ですので、とにかく逃げるということが命を守るには一番だということは事実です。しかし、危険地帯の指定をされた住民から見ますと、危険ですよ、逃げてくださいだけではやっぱり困るという声があったわけです。何とかしてくれということがそのときありました。

そのような点で、今までの村としては、指定をし、周知をした。そして、その中で住民の意見が出されたわけですが、このことをどのように対応してきたのか、こういう経過についてお知らせをいただきたい。

以上です。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えをいたします。

防災関係で、急傾斜地危険箇所やそういった警戒区域、地域住民の意見を受けた

対応はという御質問でございます。

村の場合、一義的には村が責任があるという、このとおりでというふうに思います。行政の最大の責任というのは、住民の生命、財産を守るという、このことが一番最大の責任になっております。最近の事例を見ますと、本当に災害というのはどこで起こるか分からないが、起こった場合、大災害になるなど。広島の場合なんか、70名を超すとうとい命が失われてしまったという残念な結果であります。避難勧告がどうだ、避難指示がどうだという、そんな報道も盛んになされたところであります。そういった部分につきましては、結果論で批判されるということはやむを得ないというふうに思っておるところであります。これが行政の宿命であるのかなというふうに思います。

指定の状況から、まずお話を申し上げたいと思います。本村の指定につきましては、急傾斜地崩壊危険地区指定箇所については、昭和54年から平成6年にかけて指定がされました。また、土砂災害警戒区域の指定は平成17年から平成19年、この2年間にかけて、指定に関する村内9区の公民館で説明会を開催させていただき、地域が指定されたところであります。全国では、いまだに指定が行われておらず、危険な場所が存在します。県内にも未指定のところもあり、県では計画を前倒して実施すると、新聞などで報道されたところであります。

御指摘もありましたように、今年度は箕輪町で土砂災害警戒区域の指定作業が行われており、5月に説明会が開催されました。箕輪町の指定地域には、箕輪境の久保地籍の段丘の一部が含まれております。これは、久保地区のテノウという地籍の地域でございます。この指定分を含めると、村内では、地すべりで4カ所、急傾斜地の崩壊104カ所、土石流で11カ所、こういった地域の指定がされており、またされることになるということになっております。

指定地域の説明会では、土砂災害警戒区域の指定目的と指定のための調査や指定基準、また指定に伴う制限や対策などの説明と、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生メカニズムの紹介と、土砂災害に対する備えや心構えなどが説明をさせていただいたところであり、出された意見としては、指定箇所に対する対策工事を望む御意見というのがやはり多かったところであり、

しかし、これにつきましては、莫大な費用を伴う対策工事ということは、村の部分から言えば、できないということであり、したがって、警戒情報の伝達と、災害時の避難を優先するための体制整備を整えるための事業を行うということで御理解をいただいたところであり、莫大な費用をかけての工事というのは不可能であります。したがって、先ほども議員御指摘のとおり、私はすぐに逃げてもらいたいというお話をした、議会ではしたかなというふうには思います。説明会で、私、出たのか、出ないのか、ちょっと記憶がありませんので、申しわけございません。そんなことで、減災の部分といたしまして、避難をしていただくことを最優先に考えるべきだろうという、こういう体制の整備を考えた、お話をしたとこ

るであります。

村では、そういった指定を受けまして、防災マップの作成、配付、ホームページでの情報提供、また梅雨時期には、県や県の防災アドバイザー、村では村消防団、自主防災会の皆さんに参加をいただき、急傾斜地等危険箇所の点検や避難経路や避難方法などの確認等を実施を毎年しておるところであります。毎年実施をして、確認をしていく、このことが大切だろうというふうに思っております。

県は、先ほど御指摘がありましたけれども、今月、土砂災害警戒情報に関する市町村職員の説明会を開催しました。村では、伝達方法などの災害に対する備えを検討し、地域防災計画の充実を図り、地域指定の追加などに伴う防災マップの見直しと情報公開を進めていきたいと思っておるところでございます。

村でできる対応というもの、いわゆるハードの対応、これは村でできる部分は村でやってまいります。ただ、本当に、こういった土砂災害の部分につきましては、村ではどうにもならないという面もございますので、そういうものにつきましては、やはり災害防止という部分を、ソフトの部分を重要に考えていかざるを得ないということでもあります。

この防災マップにつきましても、箕輪町が指定されますと、久保の一部が入ってまいりますので、かなり変わってまいります。また古くなってきておりますので、その時点で全戸配付を新たなもっと見やすいものにして、配付をしていきたいという考え方で今進んでおるところでございます。

もう一点出されたのが、これのほうが多かったかなと、私の耳の届いたのはこっちのほうが多かったのかなと思うのが、指定されると、土地の地価が下がってしまうという心配をする意見が出されました。これは指定された後も、かなり私のところへもそんなお話もいただいたところでもあります。本当に、このことで地価が下がってしまうということは残念なことでありますけれども、これは命にかかわる問題でありますので、御理解もいただいたところでもあります。こういった対応を受けまして、村では、固定資産税の土地評価に当たって、この点は考慮して課税事務を行わせていただいております。これは、途中からそういうふうに変更をして、課税を行っているところでございます。そんなところが主に出された意見とその対応でございますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 県の行った市町村職員への説明会の報道の中で、土砂災害警戒情報が発表されたときは既に危険なんだと、こういうことが言われております。広島あの状況を見ますと、夜中に予測はされていたものの、それぞれ住んでいる方はまだ、そうはいつでも大丈夫だろうということでいて、次の日になってから、真っ暗な中で避難することすらできないだろうと私は思うんです。

ですから、村としては、この前も、8年前ですね、天竜川の長雨の中で破堤寸前まで行ったときに、南箕輪はいち早く避難指示という対応をしたわけです。あれは、

まだ晩方だったんでよかったです、あれ、夜中に発令しても、なかなかそれは役に立たないと思うんです。

そういうことを思うと、よほど早い目に、危険だということについてはどんどんと周知をして、崩れる前ならば、今まで通った道になるわけですが、どっかが崩れていると、もう今まで知っている道とは違うということで、避難することが非常に難しいというふうに言われています。本当に、早く住民に情報提供をしていくということが必要だと思うんです。空振りを恐れず警報を出すことが必要だというふうに言われていますが、なかなか行政は行政として、余り当たらない警報ではまずいというような思いもあって、今まで出しおくれがあったというようなことも言われていますので、そんな点については非常に早く対応することが必要だと思います。

今、村長、危険地帯全て、対策工事はとても無理だと、これは当然だと思います。ただし、家の裏が川で、川が増水したときに削られるというような場合には、今度は治水工事、川のほうの工事として安全をとっていくということは、やっぱり、できる対策はやっていく必要があると思うんです。

次に、段丘の問題でお聞きをしますけれども、性質がいろいろありまして、川が増水によって根元の下の方からあらわれる、危険だという場合には、この治水対策のほうで対応するとか、それぞれ、やっぱりきめ細かな対策工事を考えることが必要だと思います。だから、金がかかるから一切できないではなく、やはり、地元、地元の事情に基づきながら、できる対策は打っていくと、このことは必要だと思いますが、その点について、村長のお考えをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） できる対策はとっていく必要はあるんじゃないかという御質問であります。

それは、そのとおりだというふうに思います。村でできる対策はとっていく必要はあるというふうに思っております。また、これは、場所によってかなり違ってまいります。河川工事、河川というか、小河川の工事をすることによって防げるということであれば、それは当然していく必要があるというふうに思いますので、それは、また危険箇所の状況で判断をさせていただきます。

今、一番困るのは、やはり難しいのは夜間であります。局地的にかなりの豪雨があるという状況が強くなってきております。山の下は降っていないけれど、山の上は降っておるということでもあります。この辺については、観測を充実していかなければならないということであり、南木曾町の災害を受けまして、私も国交省や県、国会議員のところに、そういった観測の部分の充実をお願いいたしました。エックスレインというようなものを含めて、そういった部分に配備すべきじゃないかというお願いをしたところでもあります。

一番は、やはり、その気象情報を的確に、いかに把握をしながら対応をしていけるのかということが大切であります。この辺は、この南木曾町や広島市での対応、

災害の部分を受けまして、村も職員体制を変えたところであります。警報が出たら、役場の総務課の管理防災と建設課の管理係は、役場にすぐに出るように。同時に、全ての警報に、どんな警報が出ても、職員はすぐ役場に参集できるような自宅待機という、こういう体制を徹底させたところであります。そういうきめ細かな対応というのにも必要になってまいりますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思います。

十分な周知、早目ということ、これはそのとおりでというふうに思います。そういった気象情報を分析しながら、住民へどう伝達をしていくのか。これからは、そういったことにも趣を置いて、重視をしていきたいというふうに思います。

それから、避難勧告、避難指示につきましては、大変、これは悩む部分であります。私も、平成18年の豪雨災害を経験いたしました。これは、本当に悩みました。しかし、住民の命にはかえられないということで、長野県で一番早く避難勧告を出させていただきました。結果的には空振りでありましたけれども、誰からも非難をいただきませんでした。早く出してくれてよかったという声が圧倒的でありましたので、そんなことを教訓にしながら、私は空振りを恐れずに、避難勧告や避難指示というのは早く出していくべきだろうというふうに思っておりますので、その辺は、住民にも、そういう理解をいただくことは必要かなというふうに思っております。広報や、そんな機会があるごとに、そんな話もこれからしていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） それでは、危険地帯でも、対策のできるどころ、きめ細かに、また調査をしながら対応していただくことをお願いし、（2）に参ります。

危険地域には、抜本的な安全対策が必要であります。このことについては、村長、なかなか全体としてはできないということを言っておりますが、この中で、段丘地帯や河川周辺に集中している危険地帯、これはこの防災マップにも載っております。その中で、既に、土砂災害の警戒区域、中込の南になります。ああいうところは、以前から言われていたところですが、だんだんと治水対策が進められているという部分もあります。あの下を見ますと、非常に土石流の危険地帯というような、マップには載っているわけではありますが、できるだけ、そういう状態にならないような事前の対策を進めていただきたいと思うわけです。

そこで、一つは、段丘地帯は、地震による崩壊、また雨が長く降り続いて、緩んだところが崩れるという心配、それと地震と雨との相互作用で崩れるかもしれない、こういうことが考えられるわけであります。以前に、大雨で地盤が動いた塩ノ井の国道の西の高いところ、また北殿駅の西南のあたりです。ああいうところが、長雨で非常に緩んだときに、地盤が全体として動くというようなことがあります。今のところ、これは落ちついているんだと思うんですが、この段丘地帯と、そういう

今までに心配されたあたり、こちら辺も含めて、今後の抜本的な安全対策はできないというだけではなく、一つ、どんな取り組みが可能なのか、この点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 抜本的な安全対策につきましては、先ほど申し上げましたけれども、これは本当に難しいというふうに思っております。特に、本村というのは、山間地が少ないということでもあります。まだまだ全国的に見れば、山間地が非常に多い地域、災害が起きやすい地域、はるかに多いわけですので、こういったところから安全対策をしてきておるといのが実態でございます。

したがって、本村の場合には、できる対策はやってまいりますけれども、安全対策としてはソフト面を充実していく、これに尽きるわけであります。したがって、先ほど申し上げましたけれども、危険箇所の点検だとか、そういったことは怠らないようにやっていきたいというふうに思いますし、中込から塩ノ井にかけての栃ヶ洞の改修は、今終了といたしますか、やりましたので、終了したところであります。そういったできる対策をやってまいりますので、お願いをいたします。

急傾斜地につきましては、対策は全て終わっておるということであります。したがって、後は、のり面で保安林になっているところなどは、これからやる場所もありますし、要望しながらやっていくところもあるわけであります。いずれにいたしましても、田畑、神子柴のあの段丘が一番危険かなというふうに思っております。これは県で手をつけていただけるということになりました。そんなところで、段丘が多い部分があるわけでありまして、そういったところもきちんと見回りながら対応していきたいというふうに考えております。

しかし、南木曾を見ましても、高い山の下にすぐ住宅があるという状況であります。本村とは全く状況が違うわけでありまして。広島を見てもそうです、あれ、広島市ですけれども。そういう部分が多いということも理解していかなければならないだろうなど。したがって、村としてできる対応はしっかりやっていく。このことがまず先決だろうというふうに思っておりますので、その辺の御理解をお願いいたします。国を巻き込んでという、南箕輪の地形でいきますと、なかなかそうはなっていないということも理解をいただきたいというふうに思っております。

自分が住んでいるところが本当に危険なのかどうかということ、これは自分で判断をまずしていただきたいというふうに考えておるところであります。ことしの8月31日に行われました防災訓練、職員は、主として危険箇所の把握に取り組んだところであります。何班かに分かれまして、全職員、どこがどう危険なのかということをしてもらいましたが、全職員同じ意見でありました。したがって、職員は全部危険な箇所というのは共有しているなどという、私はその点ではそんな感じを持ったところであります。

そういった危険なところの周知は、行政の責任としてやっていかなければなりませんので、機会を捉えながらやってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） もう、大分なりました、この危険地帯の周知説明会も。やはり、繰り返し、地元、地元、新しく入った皆さんもいるし、地形もだんだんかつての畑が宅地になったりしているわけですので、ぜひ、この説明会、周知をより徹底するような活動を今後、やはり迅速にする必要があると思います。ぜひ、それを進めていただきたい。以上で、1を終わります。

次は、2であります。

気候変動による局地的な大雨が発生しております。予報を重視しながら、この地域の情報をつかむ体制が必要ではないかと考えるわけであります。

(1)で、この狭い村の中ではありますが、村内の情報収集の取り組みをどう進めるかということでもあります。ちょっと高いところに登れば、基本的には南箕輪の空は全体が見渡せるような村ではありますが、それでも、曇った状態の中で、どこかに大きな真っ黒い雲が発生して、集中豪雨を起こすというようなことがかつてありました。

この前は、与地から南原にかけてですが、これで国道361号の側溝は、本当に両側があふれて、畑を削るというようなことになったわけですが、地方事務所に電話しましても、全然それは把握できていないということでもあります。それで、地方事務所に先日も行って、お聞きをしたところ、この長野県の河川砂防情報ステーション、これが新聞記事にも載っています。ウェブサイトを出していると、1キロ四方ごとに表示する詳細情報だということでもあります。それでも国道、与地から下の大雨が地方事務所にいるとわからないというような、こういう本当に局地的な雨になっているわけです。

そんな点で、村の中で、各地区ごとでも、今、ここはこうなっているよというような、村へ通報、村から見れば、連絡が入る連絡網のようなものがやはり必要ではないかと思うわけであります。本当に、私も、村へ通報せずに事務所のほうへ通報していたんで、村はわからなかったというようなこともありましたけれども、やはり、これ、ちょっと大雨であったり、長期の雨であったら、こんなふうになっているということをやっぱり村の中で情報が入ってくる連絡網、こういうものをつくる必要があるのではないかと、そういうふうに私は考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 情報連絡の御質問であります。

村内、そうはいつでも4キロ、4キロぐらいの部分になるわけであります。そういった狭い地域でありますけれども、なかなか情報をつかむことは難しい。本当に、

南原にかなり大雨が降っていても、役場のあるここは全然降っていないとか、そういった現象が起きておるのが最近の状況であります。南木曾町の災害にしても、役場のあるところはほとんど降っていなかったと、そんな話も聞いたところでございます。したがって、村内各地における雨の状況をつかむことは重要だろうなというふうに考えております。

村内には、雨量計というのがないわけでありまして、したがって、ピンポイントの重要な情報が収集できないという状況はあります。これからは、村内数カ所に雨量計の設置も検討していかなければならないというふうに思っております。

そういった部分は、それはそれといたしまして、やはり、この辺は自主防災会を中心としながら、そういう情報体制というのを徹底していく必要があるというふうに思っております。本当に激しい雨が降ったら、連絡をしていただけるといふ、連絡をするという、そういう体制強化というのは、これから検討して、お願いをしたいと思います。

気象庁では、高解像度降水ナウキャストの提供を始めたところであります。これは、従来の500メートルから、250メートルごとに降水の短期予報を提供できるというシステムであります。こういったものの活用、それから、御指摘にもありましたように、長野県の河川砂防情報ステーションの情報の活用、あらゆる部分を活用して情報提供を行っていく必要があるというふうに思っております。長野県のこの河川砂防情報ステーションでは、60分の雨量と降った雨が土壌にどれだけたまっているかという指数化した土壌雨量指数、こういったことで危険度の情報提供もしているということでもあります。

こういったこと、あらゆる情報を加味しながら対応していく必要があるというふうに思います。そのためにも、先ほど申し上げました職員体制の強化もしたところでもありますので、万全を期してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） この情報ステーション、これでちょっと配置図をいただいたんですが、これ、箕輪にあり、伊那西西部にあるということと伊那建設事務所という点があるわけですが、これはその与地になるのか、ちょっとこの細かな配置がわかりませんが、基本的には、これを村としても入手しながら、常時こういう情報を手に入れているということかどうか、そこら辺、わかりますか。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 長野県の防災ステーションでありますけれども、それぞれインターネット、または携帯電話でも配信できますので、各自皆さんがその場で見られるわけです。御利用いただけたらというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） この計測地点は、おおよそどこら辺かというのはわかりますか。お聞きします。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） ピンポイントの場所については、ちょっと把握はしておりません。ただ、雨量計等につきましては、民間の雨量計も含めて、県内では三百何十カ所で把握をしているというふう聞いております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） それでは、今、課長が言うように、村民としては個々に情報を入手する。これは、これでいいと思います。

ただし、先ほど村長も言われたように、夜間の情報聴取、また先日もありました、ファクスで送られたのを見ていなかったというような話もありますので、この情報を常に間違いなく入手をすると、送られたものは必ずつかむというような体制として、役場体制も危険な状態、警報がある場合には庁舎に集まるということになれば、そこできちっとつかめるわけではありますが、本当に、夜間急遽起こるとか、やはり情報をきちっと常時つかんでいくということについてはなかなか難しさもあると思うんですが、ここら辺の対応しては大丈夫か、この点をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大丈夫かと言われれば、それは万全というわけにはまいりません。ただ、今考えられるあらゆる面からの最善の方法をとっていくということですので、それ以上はどうにもならないということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 確かに、絶対大丈夫ということはありません。そのとき、そのとき、考えられる最善策をとっていくということで、特に、県や近隣自治体との連携ということでは、本当に何の問題もない、こういうきょうのような日に、危機感を持たなくてもいいんだと思いますが、少しでも気象情報が荒れるということ、あるいは大雨が予想される場合は、昼間であれ、夜であれ、村内の全精力をつぎ込んで、その情報収集をし、対応していくことが必要なんだと思います。村長が陣頭に立って、村民の生命、財産を守っていく、こういう立場で、全ての地域の人たちの協力も得て、安全な村であるように、災害を少しでも小さくし、防ぐ、こういう立場で努力をされることが必要だと思います。もう一度、村民に呼びかける意味で、村長の決意をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、行政の最大の責任、いろんな最大の責任があるわけでありまして、私は、やはり命を守ることが一番の責任だろうというふうに思っております。したがって、あらゆる情報収

集をしながら、早目に住民に呼びかけていく。これはやっていきたいというふうに思っております。それは、全職員に、その部分は同じ思いでありますので、私が先頭に立ちながら、そういった部分に対応してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 比較的安全な村ではありますが、それに甘んじることなく、しっかりと災害を防ぐために、私もまた力いっぱい頑張っております。

以上で、質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、明日11日の午前9時から一般質問を続けたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 3時54分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 9 月 1 1 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

8 番 都 志 今朝一

9 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年9月11日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。

それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） おはようございます。議席番号8番、都志今朝一です。

まず、冒頭に、今回、一連の台風、豪雨災害に被災された皆様に対して、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、昨日より、同僚議員の質問と重なる点も多くあろうと思いますが、よろしくをお願いいたします。

私は、先に通告いたしました3項目について、村長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、1項目めの村の災害対策についてをお伺いいたします。

昨日は、東京、千葉県など、ゲリラ豪雨があり、今朝も、北海道では、大雨特別警報が出されております。

それでは、まず1件目の村の豪雨対策についてをお伺いいたします。

本年度に入り、7月9日の南木曾の豪雨は、台風8号からの温かく湿った空気が木曾谷に吹き込み、一部が中央アルプスにぶつかって上昇、雨雲ができ、南木曾町では、9日、午後3時50分ごろから雨が降り始め、土石流発生時の午後5時40分までの1時間に、70ミリの降雨があり、7月の観測史上最多を観測した。

また、8月に入り、17日にも前線の影響で、北陸、東海、近畿を中心に大雨が続き、土砂崩れや浸水の被害が相次いだ。京都府福知山市では、24時間雨量が300ミリを超え、観測史上最多を記録した。福知山市では、1時間雨量でも62ミリを観測、レーダーの解析で、17日未明の1時間で約90ミリの猛烈な雨が降ったと見られております。24時間雨量は、羽咋市や岐阜県高山市、京都市、丹波市、高知県馬路村などで200ミリを超え、高山市では、観測史上最多タイ記録の1時間に57ミリの激しい雨が降りました。

また、19日の深夜から20日未明にかけ、広島市を中心に、局地的な豪雨となり、市内広範囲で土砂崩れや土石流が発生し、大規模な被害となった。気象レーダーの

画像によると、広島市付近には、20日午後1時ごろから3時ごろにかけ、北東から南西に延びる雨の区域がかかり続け、土砂災害のあった安佐北区付近では、1時間に120ミリの猛烈な雨が降った。アメダスのデータでも、安佐北区では、午前4時半までの3時間で、平年の8月、1カ月分を超える217.5ミリ降り、この地点の観測史上最大となった。午前3時50分ごろ、1時間に100ミリを超える記録的短時間大雨情報が安佐北区付近に出され、この記録的短時間大雨情報は通年は1件ないし2件程度の情報であるが、ことしにおいては既に25件に及んでいる。

村においては、南原区の雨水対策も始まっておりませんが、いつ、どこで起こるか分からない豪雨災害に対する対策は大変とも思われますが、安心・安全の村づくりに向けての対策をお願いし、1件目の豪雨対策についての質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えを申し上げます。

村の豪雨対策はという御質問でございます。

昨日から、災害関連の質問が続いておるところであります。御指摘のとおり、ことしは全国的にかなりの豪雨災害が出ておるところであります。大災害にもなっております。また、昨日は、東京23区で集中豪雨というようなことで報道がなされておりましたし、北海道もかなりの雨が降ったという報道もあったところでございます。今、本当に、この局地的な集中豪雨、大変な状況となっております。この対応をどうしていくのかという、新たな課題も出てきておるところでございます。

村の豪雨対策でありますけれども、村では、昨日も申し上げましたが、8月31日から、大雨警報が発令された場合には、総務課、建設水道課の関係職員は直ちに役場に参集し、また別の職員は自宅待機、または連絡をとれる体制に変更するなど、まずは職員体制の強化をしたところであります。また、大雨時の村内のパトロールを強化するとともに、長野県河川砂防情報ステーションからの土砂災害警戒情報や気象情報、また従来よりピンポイントで降水の短期予測が可能となりました高解像度降水ナウキャストなどを活用し、村内の気象状況を把握するように努めております。

その上で、短時間で大雨情報が出された場合の避難勧告の判断と、どこに避難するかが課題となっております。本来でありますと、避難所の開設につきましては、各自主防災会に依頼することになりますが、時間的に余裕がない、また夜間での勧告も想定されますので、職員が運営することも検討をしていかなければならないと思っております。

それでも、課題というのは尽きないわけでありまして、夜間の豪雨では、避難勧告、避難指示を出しても、住民の皆さんは避難できるかが問題であります。災害につきましては、何度も申し上げますが、住民みずからが、自分の住んでいる場所が危険

な場所であるかどうか確認すること、気象情報に注意すること、とにかく早目に避難をすることを確認することが重要であります。自分の家が危険であれば、危険でないところにいち早く避難する、まず、それが第一次的な避難であろうというふうに思っております。そんな意識の高揚が必要となりますので、自主防災組織連絡会や区長会、あるいは出前講座や防災アドバイザー、防災士を活用しながら、周知を図ってまいりたいと思っております。

災害には、やってやり過ぎということはないわけでありまして。本当に、住民意識がどう高まってくるかが一番の課題でありますので、そんな点も周知をしていく必要があるというふうに思っておるところであります。

本村の場合には、山間地が少ないわけでありまして、そういった意識がやはり希薄になっているということもあるんじゃないかと思っておりますので、そういった喚起を促していく、当面はそんなことに力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 地球温暖化も関係していると思われまして。豪雨災害に向けての対策は大変難しいと思われまして、村民の皆さんの安心・安全のための対策をお願いし、続いて、2件目の急傾斜地崩壊危険箇所などの指定地の安全対策についてをお伺いいたします。

南箕輪村は、天竜川の河岸段丘と大泉川の扇状地に広がり、扇状地は村の中央部を西から東に流れる大泉川を中心とした広大な地域と、天竜川の沖積平地との間に段丘崖が南北に伸びています。このような地形、地質から、土砂災害が発生する危険性の場所もあり、水害などによる土砂崩落、地すべりなどによる災害の発生が考えられます。また、村は、地質構造の特異性から、天竜川河岸段丘を中心に、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所が存在しており、平成19年9月に指定された土砂災害警戒区域56カ所と土砂災害特別警戒区域45カ所の指定があり、区域内には住宅もあります。

村の地域防災計画によると、急傾斜地崩壊対策及び現状対策、現状及び課題の中にある、がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるために、事前処置として、平素より危険予想箇所の把握と防災パトロールを強化する。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めると定めております。また、実施計画の中には、防災パトロール、情報の収集、気象予報、警報の発令及び伝達、周知方法についても定められております。土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、円滑な警戒、避難に必要な情報を住民に周知する。これらの事項を記載した災害ハザードマップを配付し、その他、必要な措置を講じ、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知すると定められてい

る。土砂災害などの災害予防計画基本方針にも掲げている土砂災害を防止するため、国、県の協力を得て、総合的かつ長期的な対策を講じるとも定めております。

では、お伺いしますが、急傾斜地崩壊危険箇所などの安全対策はどのように対処されているかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 急傾斜地等々の安全対策についての御質問であります。御指摘のありましたように、土砂災害の警戒区域、特別警戒区域は数多くあるところでもあります。また、急傾斜地の指定は、塩ノ井4カ所、北殿2カ所ということになっております。急傾斜地の場合のこの指定に伴ったところは、既に安全対策は実施済みでありますので、この辺はそんな御理解をお願いしたいと思います。

土砂災害の警戒区域や特別警戒区域、これは100カ所を超える指定をされた区域があるわけでありまして。住民の皆さんには、説明会をして、指定に対する御理解もいただきながら指定をしてきたところでございます。したがって、住民の皆さんが、自分の住んでいるところはそういった指定地域内であるということは理解しておるということで考えておるところであります。

そういったことで、梅雨前には、必ず危険箇所のパトロールも実施しておるところであります。そういった警戒パトロール等を強化していく以外にはないというふうに思っておりますし、同時に、そういった事態に対応するためには、住民意識、先ほども申し上げましたけれども、住民の意識の高まりということを促していくことが重要であるというふうに思います。できるだけ早く情報を伝達していくことはそのとおりでありますので、それぞれ、あらゆる手段を通じながら、情報伝達に努めてまいりたいと思っております。

土砂災害関係のところを全て工事するということは、本当に至難の業でありますので、国でも、全てを対応するといったことはできないということできております。本当に危険なところから、今、手をつけているという状況でありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

本村の場合には、地形が比較的平らでありますので、なかなかそういった対策というのは国の部分では進みにくいということがあります。しかし、村で実施をしなければならぬ部分につきましては、昨日も申し上げましたけれども、計画的に対処していく必要がありますので、その辺は十分対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 天竜川の河岸段丘には、多くの土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所などが多く点在しております。災害防止のため、対策が必要とも思われます。住民の財産、命を守ることをお願いし、続いて、3件目の小河川の安全対策についてをお伺いいたします。

村には、1級河川が3河川、準用河川が10河川、用水路の3河川が流れております。河岸改修の河川改修の整備なども進んできており、出水時の対策も整備されつつあります。これらに対して、部落内の小河川は、改修の整備のおくれが目立っている場所も見られます。部落内の河川は、水路幅も狭く、深さも浅い、平常時は水の量も少なく、問題もないが、降雨時になると、道路の排水、住宅地の排水などにより、洪水、氾濫などが起こりやすくなってきている。また、天竜川の沖積平地には、他に変わり、住宅地域に変貌しており、治水能力が低下し、水路も田んぼの用水路のため、豪雨に対しての対応ができない。排水路も設置されているが、石積みのため、修理が必要とも思われ、浚渫なども行われておらず、豪雨時の排水機能も持っておりません。集中豪雨では、対応できない小河川の数も多く、管理も大変とも思われます。

では、お伺いしますが、小河川の安全対策はどのように行うかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 小河川の安全対策の御質問でございます。

生活用水などの小河川につきましては、地域の皆さんにそれぞれ管理をさせていただいておるところであります。いざらいなどを実施していただいております。そんなことで、安全対策にもつながっているのではないかと感謝をしておるところであります。

近年の集中豪雨、河川断面以上の水が河川に入り込み、道路等の冠水する箇所が出てきておることもそのとおりであります。その都度、職員が対応して、応急措置をしております。また、老朽化したところにつきましては、修繕も実施しておるところであります。

そういったことで、職員のパトロールや、あるいは住民からの情報によりまして、危険箇所の把握を行いながら、優先度を検討して、計画的に整備をしていく必要はあるというふうに思っております。これからもそんなことで進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

小河川につきましては、地区計画事業を中心としながら整備をしていくことで対応しておりますので、よろしくお願ひいたします。また、一級河川や準用河川につきましては、村計画で実施をしております。特に、そういった河川、危険は、大清水川が一番かなというふうに思っております。この辺は、いろんな用地の絡みがありまして、前に進めていなかった面もありますが、そこら辺も解決しつつありますので、県に要望の強化をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 小河川は、住宅の宅地内などの生活水路としての役目も

なしております。改修が難しいところも多く存在しております。豪雨に備えての対策をお願いし、4件目の村防災マップの見直しについてをお伺いいたします。

昨日の回答もありましたけれども、もう一回、確認の意味でお伺いいたします。

現在、手元に配付されている防災マップは、平成21年度3月に発行されたものがあります。村に住民登録をされたときに配付をされているようであります。また、マップの裏面には、避難に関する情報、備蓄品、ふだん及び防災時の心がけ、風水害への備えなど、多くの重要事項がおさめられております。家族での話し合いの場をつくり、検討も必要とも思われます。

また、防災マップ面には、避難所一覧表が表示され、避難所別の番号も表示されております。地図の施設名称の表示は大きく見やすいが、番号の数字の表示が小さく見づらい。危険箇所も重なり、判読が難しく、また作成の日から日数も経過しているために、国道153号線バイパスの路線の表示もされておられません。防災マップも、発行より5年が経過しており、住民にとっても大切な冊子であり、見やすさ、正確さが大切です。

以上、4件目の村防災マップの見直しについての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の防災マップの見直しについての御質問でございます。

昨日も多くの議員の皆さんから御質問をいただきました。

御指摘のとおり、現在の村の防災マップは、天竜川、大泉川、大清水川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地の崩落危険箇所等を通常に落とし込み、平成21年3月に全戸配付をいたしました。転入者には窓口で、その都度、配付をしておりますし、村のウェブサイトでも掲載しておるところであります。

議員、御指摘のとおり、発行からもう5年が経過をしております。国道153号バイパスの記載もないということでもあります。確かに古くなってきて、記載もないところでもあります。防災計画と整合した避難箇所等の修正も行っていかなければならないところでもあります。

ただ、現在、県では、今、箕輪町の土砂災害警戒区域の指定を進めております。この指定の一部が、本村の久保地区の村境の一部にかかってまいります。新たに土砂災害特別警戒区域に指定される見込みであります。したがって、こういったことが指定され、情報が整いましたら、防災マップを作成してまいりたいと考えております。そして、全戸に配付をしていく予定であります。その指定がいつになるか、恐らく、来年度中には全戸配付ができるのではないかなという予想を立てております。

また、防災マップの作成に当たりましては、見やすくするということが大切なことでもあります。今のマップを見ますと、色もちょっと同じような色がありまして、

これはどっちかなというような、迷う部分もあります。そんな点も見やすくすることに心がけて、全戸配付をしてみたい。そして、住民の皆さんに防災意識の高揚を高めていただく。こんな一助になればと思っておりますので、箕輪町の指定状況にもよりますけれども、平成27年度中には配付ができるのではないかとこのように考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 各家庭で取り組める防災訓練にもなると思われま。冊子の見直しには、手間、予算も必要になると思われま。早い時期の検討をお願いいたします。

続いて、5件目の各避難所開設マニュアルについてをお伺いいたします。

村内には、39カ所の避難場所と27カ所の避難所を定めております。避難場所については、駐車場、公園、グラウンドなど、一部閉場してある場所もありますが、避難は可能であると思われま。27カ所の避難所開設については、平日の対処はできると思われま。土日、祭日、真夜中などの対応に問題が起こる可能性があります。豪雨などによる避難所開設は、避難勧告以前に開設が必要と思われま。各避難所別の違いもあり、開設に向けて、よりスムーズに開設ができるため、各避難所別の開設についてのマニュアルの制作が必要とも思われま。村の考えをお伺いし、5件目の各避難所開設マニュアルの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所の開設マニュアルの御質問であります。

村内の避難箇所につきましては、今27カ所と、村で把握しているのは26カ所で、この辺はちょっと整合性をとりたと思っております。そのうち、半分が学校等の公共施設、残りの半分が地区公民館、コミュニティセンターとなっております。地区の公民館等の地区の避難所につきましては、各自主防災会に運営をお願いしております。

マニュアルの作成ということではありますが、確かに、各避難所ごとの状況というのは違ってくるわけでありま。その避難所ごとにマニュアルを作成するということはちょっと難しいのかなというふうに思っておりますので、一般的なガイドラインというのは定めていく必要があるというふうに考えております。各地区自主防災会に合った、そういったものを定めていただくようお願いもしていきたいと思いま。村もそういった部分は支援をさせていただく考え方でございま。まずはガイドラインを定める中で、それぞれ地区に合ったマニュアル作成を地区ですていただければ、一番いいのかなというふうに思いま。それをどう村が、行政が支援をしていけるのかということが課題となってまいりまけれども、できるだけ支援をしていくようにしたいと思っております。

やはり、地区の避難所というのは、地域の皆さんが一番実情を把握しております、承知をしております。そういった中で、地区でつくっていただくことが、またその地域の防災意識の高まりとなっていくのではないかというふうに考えております。

学校や体育館や村の公共施設につきましては、それぞれ対応をしております。今回の避難訓練におきましても、避難所開設訓練、1泊訓練、2地区で実施をしていただきました。昨年が2地区で、これで4地区となったところでもあります。大変でありますけれども、1回はしていただく必要はあるのかなというふうに思っております。そういったことによって、いろんな課題も見えてまいりますので、その辺は、また来年の防災訓練に合わせてお願いをしてみたいというふうに思います。

昨年の1泊訓練で課題となったところは、ことしはそういったところを補強や補充をしながら実施したところでもあります。昨年は電源の問題、明るさの問題等がありましたので、バルーンの投光器を数多くといいますか、設置もさせていただいたところでもあります。そういった備品等につきましても、村で計画的に準備をしてみたいと考えております。したがって、12地区で、全区で1回はやっていただくようなお願いはしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 一つ、関連質問をちょっとお願いします。

平成18年、梅雨前線豪雨による災害での避難勧告及び避難指示は、他市町村に先立っての発令となりました。村内は、各地で床上、床下浸水などが発生、天竜川の洪水予報の対象となる水位観測所及び水位による勧告発令と思われます。全国で起きている豪雨災害での避難勧告の発令がおくれ、大きな災害につながっております。村の地域防災計画にも、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の中に、発令時の状況が定められております。降雨量での定めが定められておりません。降雨量による発令基準も必要と思われますが、村としてのお考えをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 判断基準、降水量も必要ではないか、降雨量も必要ではないかという御質問であります。確かに必要かなというふうには思います。ただ、県内で、この雨量基準を設けているのは4市町村のみであります。77の市町村のうち4市町村のみであります。したがって、降水量で定めていくというのは本当に難しいなというふうに考えております。この辺は、また、引き続き検討してまいりますけれども、大雨警報、大雨特別警報、特別警報が出れば、そのときにどうするのかということも基準として考えられるところでもありますので、その辺も参考にしながら検討してまいります。

平成18年の豪雨災害につきましては、本村で本当に災害が小さく済んでありがたかったところでもあります。そのときの教訓をもとに、これからもいろんなことを考えてみたいというふうに思います。

昨日も言いましたけれども、避難勧告、避難指示というのは、市町村長の仕事であります。この判断をするということは、大変重い判断をしなければならないということでもありますけれども、やはり命、このことを優先的に考えるべきだというふうに私は思っております。したがって、空振りを恐れず、早目に出すことが必要だろうというふうに思いますので、これからもそんな対応をしてみたいと思います。その辺は住民の理解も必要であります。余り空振りが続きますと、なかなか本気にしていただけないということがあるようでもありますけれども、本当に命という部分を考えれば、いち早く避難勧告なりを出して避難をしていただくことが大切でありますので、そんな意識も住民の皆さんに持っていただくよう広報をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） いつ、どこで起きるかわからない災害の対策は難しいとも思われます。人口1万5,000人余りの生命、財産を守る、災害に強い村づくりをお願いし、2項目めの質問に移りますが、通告書の通告文の訂正をお願いいたします。文中の中川原橋を下川原橋に変更をお願いいたします。

県道486号線、通称、伊那北殿線、下川原橋クランク部の工事の進捗状況についてをお伺いいたします。

国道153号線のバイパスの開通以来、通勤時間帯には、県道伊那北殿線の交通量も増加しており、クランク部分の拡幅が前々からの要望であります。クランク部分の橋が狭く、相互通行ができなく、一方の車が待っている状況が長い間続いております。本年度に入り、クランク部分をS字カーブに変更の上、橋部分も現在の幅の倍以上の拡幅になり、車の相互通行が可能になり、念願の要望が解消できると思われれます。本年度より、基本設計に着手する計画とも思われれます。県単の工事でもあり、村の希望どおりには進捗しないと思われれます。クランク部の現在までの工事の進捗状況はどのようなかをお伺いし、クランク部分の進捗状況について質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 下川原橋クランク部の工事の進捗状況の御質問でございます。

この問題につきましては長年の懸案事項でありました。ようやく前に進み出したところであります。

平成25年に、伊那建設事務所から、天竜川河川区域などのいろんな制限を考慮した緩やかなS形状の道路改良といった計画が示され、議会全員協議会でも報告をさせていただいたところであります。計画の了承を受けまして、村は、平成25年度中に地権者等へ事業計画を説明し、事業への協力を取りつけ、県へ報告いたしました。事業の推進もお願いをしてきたところであります。

県では、平成26年度県単事業で事業化し、まず地形測量を行い、道路形状を確定

し、用地測量の上、できれば用地取得していきたい。さらに可能であれば、各種事業の年度末の予算残を集中して事業推進を図りたいとの意向が示されております。

平成26年度の県事業の要望をする中で、伊那建設事務所から、平成25年に示したS字カーブをより緩やかにし、より直線的な形状が可能かどうか、天竜川の河川管理者であります天竜川上流河川事務所と協議する、こんな報告を受けたところでもあります。しかし、まだ、この協議がこれからというようなことで、この質問が出て、確認をし、さらに事業の推進を図るようお願いをしたところでもあります。できれば、直線的になればありがたいわけでもありますけれども、この辺の協議がどうなってくるのかということでもあります。当初示された道路形状が変わるということであれば、改めて、また報告はさせていただきます。

事業着手、事業化ということはもう決まっておりますので、できるだけ早く事業が進むように、さらに要望してまいりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 県単の工事がスムーズに進捗することをより県へ要望していただきたいと思っております。

続いて、3項目めの全国の町村よりの行政視察に対して、村として何を発信していくかについてをお伺いいたします。

通年では、村への行政視察は年間一、二件の件数であります。本年度は、村議会が、ことし2月、議会活動の功績を認められ、全国町村会議長会の特別表彰を受けた影響もあり、また5月の全国町村議会正副議長会研修会での4人のパネリストの1人として、村の議長も登壇し、議会改革などの発表を行った。このシンポジウムの後、全国の町村議会からの視察依頼が急増し、11月までに、全国19議会よりの視察の依頼があり、約半数の視察内容が子育て支援、人口増加の要因、元気な村づくりなど、行政に対しての視察でもある。村長が就任以来掲げている日本一の子育ての村を目指しての定着、安心・安全な村づくりなどの施策が、村民に浸透してきていると思われまます。

では、お伺いいたしますが、元気な村を全国の町村議会の行政施策に対し、村として何を発信するかをお伺いし、3項目めの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政視察の御質問であります。

議員、御指摘のとおり、行政視察が殺到しております。これは、当村の議会の特別表彰、また発表等々のおかげであるというふうに思っておるところであります。議会活動によるところが大きいのかなということで感謝を申し上げます。

25年度には、北海道の根室町村会を皮切りに3件、ことしは、北は北海道から南は九州、熊本まで、また、ここに来てふえましたので20件という視察が予定されて

おりますし、既に済んだものを含めてであります。

視察の目的でありますけれども、やはり各機関から公表されました人口推計の結果で、人口増の要因や子育て支援策についての視察が多くなっておるところであります。私も考えてみますと、長野県の村で、なぜ人口がふえるのかなというの不思議である、そういうふう思うところあります。私も、この村に住んでいなくて、よそのところにいた場合には、長野県の村で何で人口がふえるのかなと、そんな疑問を抱くこともあるのではないかなというふうに思っております。

御承知のとおり、本村の場合では、人口増加対策とか、定住促進対策、特別なことをやっておるわけではありません。本当に、南箕輪村は、平たんでコンパクトな地形の中に、高速自動車のインターチェンジや交通網も整備され、行政効率がよいという、本当に恵まれた条件であります。また、同時に、一番、これも大きいところありますけれども、伊那市や箕輪町、活力のある自治体に挟まれているということも、大きく発展をしていく要因だというふうに捉えておるところでございます。

一様に、この視察に訪れた皆さんが言われることは、車で来ますので、伊那インターチェンジであります。そこが南箕輪村でありますので、なるほどという、本村がなぜ伸びるのかわかったという、このことが一様に言われていることであります。平らであるという地理的条件、交通の利便性、こんなことが一番大きいのかなということでもあります。

子育て支援等々の御質問もあるところあります。この辺につきましては、今はこの自治体でも実施をしているところがございます。これも、前々から申し上げておりますとおり、いち早く取り組んだ、そんな効果が出てきておるのかなということでもあります。ようやく、国でも、人口減少、地方再生ということに力を入れ始めたところありますので、これからどう展開していくのか、情報を注視しながら、取り入れられるものは取り入れていきたいというふうに思います。

何を発信するのかということでもありますけれども、やはり、村の魅力というのはもちろん伝えてはおります。行政視察の中で、村の現状等の説明を申し上げ、いろんなお話もさせていただいております。そういった情報発信はしておりますし、また視察側からの情報もお聞きしております。そういった相互の交流は図られているのではないかなというふうに思います。中には、本村よりもはるかにすぐれたところが視察に訪れているわけでありまして、そういったところが学ぶ機会にもなっております。

本村の場合は、御承知のとおり、姉妹都市がないわけであります。そういった部分も模索できればいいわけありますけれども、なかなかそこら辺は難しいなというふうに感じておるところであります。

お互いに意見交換をしながら、お互いのよいところを学んでいく、こういったことができているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 長野県の田舎の村の元気が、全国に発信でき、生活優先の村づくり、共生の村づくりに一層の努力をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 以上で、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

9月定例会一般質問に当たり、4件について、村長に質問いたします。

8月20日の未明、広島のと砂災害は、多くの方の命を一瞬にして奪い、猛スピードで津波のようだったという、改めて御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願うものです。

地域の方の協力で、放課後学習について提案し、実現されています。平成25年第1回定例会、こども応援人材バンク事業を登録して、実施したらという提案で、委員長からさまざまな相談員もいるが、今後考えていきたいということでした。これらの点からも、実現されて、うれしいなと思っております。また、運転免許証の返納者の恩典ということで、20人の方に1万円のまっくんバスの回数券が送られたということです。提案者として、実現され、感謝申し上げます。今までに幾つかの提案で実現していることがあります。今回も、女性の視点、子育ての経験など、生活者の視点、保健師、また長年の行政経験を生かした質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず、1点目の質問です。マイナンバー番号制度導入に向けて、まず自治体がすべきことは。

2016年1月から、共通番号利用開始に向け、自治体には情報システム、組織、制度等、全庁的な対応が求められております。税、社会保障、防災の三つの分野でのメリットが享受できるというようなことだそうです。14年度、15年度に予算を確保しなければいけないというようなことも聞いております。その目的とその対応はどうか、住民生活への影響はどうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えを申し上げます。

マイナンバーの番号制度導入に向けての目的と対応、住民生活への影響という御質問で御質問でございます。

御指摘のとおり、マイナンバー制度は、平成25年5月31日に関連法案が公布され、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されることが決定されております。行政機関が使う住民のさまざまな情報を番号で連結することにより、一元管理が可能となります。このため、各種の申請手続の際に、添付書類を提出する必要がなくなり、

住民の皆さんの利便性が向上することとなります。また、行政機関におきましても、申請手続きのたびに、情報の照合や転記入力などに要する時間が削減されるため、行政の効率化が図られることとなります。そんなことが言われておるところでありますし、私もそのとおりだろうなというふうに考えておるところでございます。

平成27年の10月には、国民一人一人にマイナンバーが通知され、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策の各分野での行政手続の際にマイナンバーを使用していくこととなります。具体的には、住民の方が役場の窓口で申請、申告を行う際に、マイナンバーを記入していただくこととなります。この記入によりまして、申し上げましたように、住民票や納税証明、そういった添付書類を省略することができます。また、各機関に出向いていただき、証明証等を入手する、そんな時間的な負担の軽減も図られるところでもあります。

地方自治体では、それに向けて、今、準備をしておるところでございます。情報システムを番号制度へ対応できるよう改修すること、マイナンバーに連結して取り扱う特定個人情報が確実に保護されるか評価を行うこと、また個人情報保護条例やマイナンバーを利用する事務手続を規定する条例の改正が掲げられております。このうち、情報システムの改修につきましては、上伊那情報センターで今年度から改修の作業を進めているところでもあります。また、庁内で行う情報保護の評価や条例等の改正につきましても、制度の改正に間に合うように進めてまいります。なお、条例改正の時期につきましては、平成27年の第2回、あるいは第3回の定例議会に上程し、御審議をいただく予定で今考えておるところでございます。今、制度の導入に向けまして準備をしておるところでありますし、もう順調に行っておるというふうに考えております。

住民生活への影響でありますけれども、申し上げましたように、行政手続が簡素化されるということと同時に、負担の軽減ということも図られるところでもありますので、大きな住民生活、メリットがあるのではないかなというふうに思います。

一方では、いわゆる個人情報の保護等々が問題になるわけでもありますけれども、この辺はきちんと対応できるようにしてまいりますのでお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

今回の補正にありましたように、やはり情報センターでの取り組みもシステムを改修しながらやっていくということですので、様子を見ていきたいと思っております。

次に移ります。

子ども・子育て支援体制についてということで、今現在、日本の子供の貧困ということが問題になっていまして、OECDの諸国でも下から4番目ということで、ひとり親家庭、大人一人で子供を養育している、経済的に困窮しているというようなことがうたわれており、不安定雇用の中で、合計特殊出生率も低い水準で推移を

しており、児童虐待数も後を絶たないというようなことがあります。先ごろは、同級生を殺傷した事件というようなこともありまして、なかなか問題が多いかなと思います。

2012年8月に、子ども・子育て関連法案が成立し、子ども・子育てを社会全体で支えていくという法案ができたわけですが、村では、子ども・子育て会議というのを労使の代表、利害関係のあるステークホルダー、労働者と使用者、そんな代表者が入っているのかどうか、実行ある場になっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子ども・子育て支援関係につきましての御質問であります。

御指摘のとおり、村では、平成25年12月に南箕輪村子ども・子育て審議会を設置しました。この内容でありますけれども、委員には保育園の保護者、小学校のPTA、学校関係者、青少年健全育成会、教育委員会、幼稚園の園長、障害児の教育経験者、民生児童委員等々、また村内には幼稚園がないことから、子供が通園している幼稚園の園長さんにも御参加をいただきながら、あらゆる分野の方を委嘱させていただいております。

労使の代表ということでもありますけれども、この審議会の委員、労使の代表という部分では区分けをしていないところであります。委員のメンバーを見れば、勤労者の方が圧倒的に多いところであります。また、使用者側としても幼稚園の園長さんや教育委員会にも参画をしていただいておりますので、そういったことを考えれば、労使の代表を含むステークホルダーということになっておるのではないかと、うふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

そういった広い考え方もあるかと思えます。とにかく、そういったいろんなものにとらわれない、お互いの立場を尊重して次世代育成をしていくということが大切かと思えます。

次に移りますが、子育てサポートをしていますから認定事業者主という、次世代認定マークというのがあるんですが、こういったことの活用をしているかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 認定マークの推進、活用をしているかということでありまして。

次世代の認定マークにつきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が県の労働局に申請し、認定される仕組みとなっております。認定されますと、厚

生労働大臣の次世代認定マークが受けられるという仕組みになっております。認定されますと、企業には、建物等の税制上の優遇措置の適応や認定マークを商品や名刺につけるなど、企業のイメージアップが期待をされておるところであります。

村では、現在、子ども・子育て支援事業計画を策定中でありますので、認定マークの推進につきましては、子ども・子育て支援事業の中に組み入れるなどして検討してまいります。今は、積極的に取り組んでいるという状況ではないところであります。計画策定の中で検討をさせていただくということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 行動計画の中へアピールをしていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

次に、多目的室というのができました。期日前投票に使用され、南側で一番よい場所ということで、先日見たところ、開かずの間になっておりまして、一番奥で4時過ぎにやっと開かれ、相談していました。

そこで提案があります。もったいないというような気がしますので、子育て支援相談室、当初に比べて3人体制で充実されておりますが、役場に比べて遠い、行っても暗い、狭い、あいていないことが多いというようなことで、もし一画を借りて、移動相談室的な利用ができればいいなと思っております。それから、最近、配偶者間の暴力とか、面前のDV、児童虐待等の児童相談の数が多くなっており、先日も、きのうですか、子育て相談室の延べ数が830人というようなことでありました。

私も、かつて相談員として教育相談と2人でやっておりましたが、昨年からは3人体制ということで充実されて、17日の12カ月の勤務ということになりますと、204日になります。830人割る3人は276人ということで、特別多いというような数字ではないのではないかとと思っておりますが、解決不可能な問題も多くて、こういった役場の相談室を利用できたらなと思っております。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 役場の多目的室につきましては、新たに設置をして、今、活用させていただいております。期日前投票などに活用ができるよう、あわせて整備をしたところであります。いろんな相談がありますので、活用を、利用をしております。ただ、相談がないときは、開かずの間という、今、御指摘がありましたけれども、そんな状況もあるという、このことはやむを得ないというふうに思っておりますし、来客等があったときはそこで対応するようしておりますのでございます。

ただ、移動子育て相談室の有効活用という質問でございます。これは、いわゆる子ども・子育ての相談室の皆さんと相談をしてみないと何とも言いえない状況でございます。問題は、大勢の人が来庁する役場では困るという話もお聞きをしておりますので、その辺の整合性を図っていく必要があるかなというふうに

思います。その辺は、必要があれば、それはどこで開いてもらってもいいわけでありますので、活用していただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 相談員の方に、また相談していただいて、幅広く予約して移動相談ができたらいいなと思っていますのでお願いします。

次に移ります。

放課後児童クラブの充実をということで、夏休みの希望者が130人で、現場が混乱しているということでSOSが来て、見に行きました。会議室でビデオ学習をしており、また小学校の体育館では風船ゲームや、クラブ室で切り絵とか、大人数を分散しての指導でした。1年から3年までの学年やクラスが違い、性格もわからない、にわかになら集まった集団なので、大変混乱しているというようなお話もお聞きしました。ビデオ等も借りてきたり、買ったりで、なかなか準備が思うようにいかないというようなことがあります。来年度から6年まで受け入れてもいいという方針だそうで、せいぜい30人から40人が限度ではないかなというような気がします。寄せ集めということで開放的になり、はじけたり、けんかが始まったり、てんてこ舞いの様子でありました。

指導員からの提案ですと、せめて夏休み中だけでも、各地区の公民館が充実しているの、田畑、大泉、神子柴、久保等、分館を使ってやってみてもいいのではないか、本当に大変であるということをおっしゃっておいりましたので、教育委員会としても相当心配してくれて、よく配慮してくれているが、なかなか大変だというようなお話がありました。そんなような提案をされておりますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 放課後学童クラブの充実強化の中で、私のほうでは夏休みの実態についてお答えさせていただきます。

夏休みですけれども、土曜日と日曜日を除いて、またお盆を除いた19日間、土曜日は希望の方には来ていただいておりますけれども、その間、開所いたしまして、1年生から4年生までです。参加した児童の総計ですけれども、南箕輪小学校131名、議員さんがおっしゃったとおり、南部小学校は56名、計187名ということでした。学校の通常授業をやっている日と比べて、南箕輪小学校の場合には43人、南部小の場合には15人、合計すると58名の児童が増加ということでございます。これを1日に平均いたしますと、大体73人と27、8、5、6人となるのかなと思いますが、その児童たちを南箕輪小学校では5から6人、南部小学校では4人ぐらいの指導員の方が、午前と午後とに分かれてローテーションしながら、子供たちの学習とか、今、議員さんがおっしゃいました遊びとか、さまざまな活動を通して指導に当たっ

てきておりました。

数多くの子供たちが参加している学童クラブでございます。子供たちは1カ所にいるわけではございません。指導員の方々、非常に大変だったかなと、本当に御苦労をかけたなと思っております。今後、長期利用など、増加した児童への対応をはじめ、施設とか、設備の規模、指導員の確保など、難しい問題も、また課題等もありますけれども、そういうようなことも含めて、総合的に学童クラブの検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、次の質問につきましては、教育長のほうよりお答えいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、後段の部分の件についてお話をしたいと思います。

来年度から児童福祉法が改正になると、6年生まで事業の対象範囲になると、こんなことが明確になってまいりました。子育てや子供の育ての支援新規制度では、支援にかかわる利用者の希望等を把握した上で、今後の事業量の見込みと提供体制の確保を盛り込んだ、学童クラブ事業計画の策定が急務であると考えております。

南箕輪小学校、南部小学校の児童たち、小学生1年生から5年生までのところを対象に、世帯単位としてアンケート調査をしております。高学年まで学童クラブへ入所させたい児童数は、そのアンケートの結果によりますと60人ぐらいいて、小学校全体では9%ぐらいに当たるところで、世帯のほうで、この学童クラブの高学年までの受け入れをと、こんな希望を持っているようであります。

6月の議会で、百瀬議員からも同じような質問がございましてお答えしたところでございますが、全て6年生まで希望者全員を受け入れるという場合ですが、この支援体制、それから有資格者の指導員の配置、あるいは場所の広さの問題等々、まだこれから整備をしたり、あるいはどんなふうにするか基本線を考えたりと、こんなところを経ないと、なかなか来4月から、こういった高学年まで受けれるということはなかなか難しいかなと思っておるところでございます。もちろん、教育委員会の中でも、こういった状況は共有化しまして、議題の一つには中に入れて、少しずつ話し合いをしておるところであります。

提言いただいた、夏休みぐらいは地区の公民館の活用と、私も、この地区の公民館の活用という意味でいけば、地区で受け入れてくれるところがあれば、本当に助かるなと考えているところでございまして、もちろん学童クラブの中身のところにも触れていきたいなと考えております。来年の4月から、五、六年生、希望者全員を入れるということについては、本当に難しい問題がございまして、もっと詰めなくちゃいけないところがございますので、問いあえず、この間の定例の教育委員会では、5年生から少し入れてみようかなと考えているところでございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 昔は、家にいるか、あるいは友達の家に行ったりして遊

んでいたんだと思うんですが、五、六年生も受け入れなきゃいけないという国の方針なんです、実情はなかなか難しい。教員とか、保育士とか、有資格者の方が、子供の気持ちを和らげ、聞いてあげて、充実できるように、本当に学習も見てやれば、親御さんも安心なのではないだろうかと思しますので、また御検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

持続可能で健全な経済の発展のための自主財源確保対策はということであります。

日本の社会全体に深刻な不安の影を落としていて、ここ20年間、所得税の最高税率の引き下げや資産税等、税の軽減、消費税から社会保険料の引き上げが行われる中で、本当に社会保障費の抑制が続いていたわけですが、日本は今、本当に所得格差が大きい国の一つになっております。こうした厳しい状況を踏まえて、働くことを軸とする安心な社会を支える社会保障と税の一体改革として、公平、連帯、納得の税制改革を目指し、所得、資産、消費課税のバランスのとれた税体系の改革を目指してきたところであります。

決算統計の決算状況を確認してみますと、本当に、各種の税金の未納対策は大変だなと思えます。村税の収入済額が19億9,633万円、不納決算額が667万1,000円、収入未済額が1億2,088万円というように、村民税、それから固定資産税、それから介護保険、国民健康保険を見ますと、本当に収入未済額というのがとても多くて、もう本当に、全ての会計の未収金を合わせると1億2,804万円というふうになります。これは、余りにも膨大な数字ではないのかなと。これらをどのようにして集金し、結果的にどれぐらいの徴収率となるのかと。それから、不納決算額が996万4,791円ということで、余りにも何か、税の不公平さというか、何と申しますか、どうしてその徴収の見込みが立たないということが出てきたのかというような、そんなところをお聞きしたいと思しますので、まず1番についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税金の未納対策の問題であります。

本当に頭の痛いことでもあります。これは、ここ数年で始まった問題ではなくて、過去からずっとそういった問題がついて回っておるところでございます。

現年課税分と滞納繰越金を合わせますと、国保税が5,200万円ほどありますので、全体で1億7,300万円、こういった多額な滞納額となっております。年度により増減はありますけれども、なかなか減少していかないのが実態であります。徴収率につきましては、現年課税分では98%前後、税によって違いますので、そんなことになっております。

この未収金対策、あらゆる手を使ってやっております。自宅訪問や電話催告、業者による電話催告も実施しておりますし、差し押さえ予告書の送付、預金・給与の財産徴収、最終的には差し押さえということでもあります。また、徴収困難な案件につきましては、県地方税滞納整理機構に移管して、徴収を行っております。これは

効果が上がっておるところでありますし、県税徴収対策室との共同滞納整理も行っております。あらゆる手を尽くしてやっておりますが、なかなか徴収率が上がっていかないというのが実態であります。最終的には、差し押さえという処分になるわけでありますけれども、差し押さえたくても、差し押さえられるものがないという状況が数多くといたしますか、ほとんどの部分でありますので、これからもあらゆる手段を使いながら、この滞納整理に力を入れてまいります。粘り強く進めていくことが最善でありますので、そんな努力はしてまいります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） なかなか、その年度において、2人の徴収員が平成25年度では1,314万円で、職員チームが821万2,100円ほどを時間と手間をかけて徴収してきたというような話がありました。それと、不納欠損を見ますと、平成24年度から25年度にかけて、明らかにこの不納欠損がふえてきているということで、早急にこの原因と対策を明らかにする必要があるのではないかと。払えない人に課税していて、どんどん人口がふえてきて、そういった不納欠損がふえてきているのかどうか、ちょっとわかりませんが、24年と25年の数字を見ますと、明らかに不納欠損が多いのではないかなというような気がします。やはり、こういったところで雇用社会の矛盾とか、非正規労働の急増とか、そういった低所得者層がふえているのではないかと思いますので、税金対策にはよろしく、自主財源確保ということでお願いしたいと思います。

次の医療費の増大で、国保の会計状況と対策はということで、25年度の医療費が、もう39.3兆円となって、今までにない伸びを示しているというような記事がありました。1人当たり2.4%増で30万8,000円、75歳以上92万7,000円、74歳以下は20万7,000円という、4.5倍の伸びだというようなことがあります。こういった医療費の伸びは、今後も増大すると思われれます。長野県は46万4,000円ということで、多いほうから32番目ということで、後発、ジェネリック医薬品の使用を促すとか、レセプトから医療費を抑制するにはどうしたらいいかというようなことを国でも考えているようでございますが、2番について伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 医療費から国保会計の御質問であります。

国保会計は、御指摘のとおり、大変な状況であります。大変厳しい状況ということでもあります。幸い、平成25年度につきましては、医療費、療養給付費の伸びが本当に少なかったものですから、助かったところでございます。これは、いろんな要因があろうかと思えますけれども、高額医療にかかる患者の増減によってかなり違ってまいりますので、そんな状況になったのかなというふうに思っておるところであります。

医療費を抑えるには、やはり健康推進活動といたしますか、そういったことは大切

になってまいりますので、その辺に力を入れていかない限り、この医療費は伸び続けていくだろうというふうに思います。今、村でも検診事業の充実だとか、あるいは食生活、運動を含めましての健康増進対策、こんなことを進めておるところであります。なかなか医療費の減少につながっていかないという悩みもあるところでございます。これは、本村ばかりではなくて、全国的にそういった傾向となっております。これからも、受診率の向上、それから保健指導、食生活や運動を含めまして、そういったライフスタイルというようなものも真剣に考えて、推進をしていかなければならないと思っておりますので、粘り強く、その辺はやってまいります。

国保会計全体につきましては、都道府県単位の広域化や財政支援の拡大、拡充等の案が出されておりますが、この辺はまだはっきりしてきていないところであります。情報を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

ぜひ、努力をお願いしたいと思います。みんな、住民自身が自分の健康は自分で守るということで、健康運動、栄養のバランスのとれた食事をしてほしいと思います。

次に、収納率向上のために、モバイルレジやペイジーの導入をしてみてもというように記事を読みました。群馬県の前橋市では、ICTの活用による収納率向上に取り組んで、全国から注目されているということで、PC、モバイル、ATMから税や公共料金を容易に納付できる電子決算システム、ペイジーの導入が果たした役割は大きいようで、滞納税額は100億円を超えていて、一般の収納率が88.7%、国保税に至っては63.7%であったのが、ペイジーを導入したところ、9カ月の準備で、いろいろ収納スケジュールとか、取扱手数料の設定等で準備がかかったんですけども、2.7ポイント改善し96.9%、収納率、国保税も10.6ポイント改善して82.5%になり、年間市税、本当に大変、500億から520億だそうですねですけども、導入コストはかかるけれど、実際、自主財源がふえて、とても効果が上がったというような報道がありました。なかなか導入にもお金がかかるということですけども、こういったモバイルレジだとか、そういったサービスを取り込む考えはあるかどうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 収納率向上のモバイルレジ、ペイジーの導入の考え方であります。

これからはそうなるだろうなというふうに思います。今、そういった全体的な社会がそうなっておりますので、パソコンやスマートフォンを使って支払いをすること、できるシステム、これに移行していくことは間違いないだろうというふうに思っております。

ただ、村独自でという対応はなかなか難しいということでもあります。現在、上伊那広域連合による統一したシステムを使っておりますし、我が村のような小さな自治体で独自というわけにはまいりませんので、その辺はそんな御理解をお願いをしたいというふうに思います。ただ、時代が進んでいきますと、上伊那広域連合自体もそういった考え方も生まれてくるかもしれませんので、その辺は足並みをそろえてまいりたいと思っております。現状では、ちょっと不可能でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） この取り組みは、やはり自分の家でそういった操作をして、自主納入してくれたということですので、自主納付、納期内納付ということを進捗する、結構、効果的だったようです。税金を自分から納付できる、24時間自分から納付できるというサービスで、やはり忙しい生活の中で、いろんなスタイルがありますので、こういったことで効果が上がったということであれば、導入を近い将来考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、公共施設にPPSの電力を導入してはということ、ある地区では、14施設の特設公共施設にPPSの電力を導入して、これは特定規模電気事業者ということなんですが、500万円の削減だとか、文化施設、図書館、公民館、福祉施設に導入をして285万円の経費節減をしたというような記事がありましたので、このことについてもいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） PPSの導入についての御質問であります。従来は、こちら辺は中部電力のような大手の電力会社を中心となって、電力エネルギーの供給をしておりましたけれども、そういった大手の電力会社の電線を活用して、新たな電力の供給を行う特定規模電気事業者が注目をされておることはそのとおりであります。これから、そういった時代に入ってくると思いますので、いろんな状況を勘案しながら、また考えてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

定住促進問題といいますか、5番と6番を一緒にさせていただきますが、人口減少地域を見ると、跡取りがいない、家そのままになっていて、親はどこかの施設に入所しているケースが多い。後継者不足で空き家がふえている。また、定住促進を図るには、子供が家を継いでくれることが肝心です。昔は、何世代も同居し、苦労しながら何とか一緒に暮らしましたが、今では都会に行き、帰ってこないことが多く、村に残ってはいるが、跡取り、あるいは後継者であっても別暮らしが多いものです。

こういったことで、定住促進対策として、今、空き家が大分ふえていますけれども、人口減少地域でこういったことがあって、区費や住民税も入ってくるどころか、介護保険、国民健康保険税は町の持ち出しが多く、今は県下一若い村、高齢化率が低いということですが、こういう住民増加ということになれば、後継者づくりを考え、村民税等の所得確保こそが大切だと思います。今後、人口増加をしていけば、高齢化した住民の社会保障費が財政を圧迫すると考えます。定住促進対策としていろんなことをしなくても、うちの村はふえている、空き家はあってもふえているというようなことかと思えますけれども、よその家族支援事業というようなことでは、入ってくる家の購入とか増改築に補助を試みたり、30万の補助とか、それから奨励金、若者が定住し、住宅購入で奨励金を200万円交付してみたり、それから老朽空き家撤去で、固定資産税を要綱の中に決めて、2年間減免してみたりというようなこと。それから、空き家適正管理条例を施行してみたりというような方策をとっております。こういったことについて、村長としてどのように考えているのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 5番、6番一緒に、唐木村長。

村長（唐木 一直） 定住促進対策であります。

おかげさまで、本村の場合には、特別な対策をとらなくても今のところは大丈夫でありますけれども、これからどうなっていくかというのは、これはこのまま行かないだろうなというふうに思っておるところであります。

空き家につきましては、純然たる住宅の空き家という調査はしていないところがあります。これからしていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺はしてまいります。

いろんな対策をとって定住促進を促しております。今、議員が申されましたように、空き家の改修だとか、あるいは家を建てた場合には、かなり高額な補助金を出したりとか、固定資産税の減免ということはできませんので、それは固定資産税相当分を補助するというやり方だというふうに思います。そんな対策をとっておるところもあるわけでありまして、そういった本村の場合には、個人的にお金でどうこうするという定住促進対策、今のところはとる予定はありません。そんな点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、私は前々から申し上げておりますけれども、人口1万5,000人ぐらいの規模というのが、うちの村は適当かなというふうに思っておるところであります。もともと6,000、7,000人の村でありますので、それが倍以上になりますと、これは大変な状況も生まれてまいります。もともと1万5,000人ある村であれば、人口が減っていて、また1万5,000に戻るということであれば、それはそれで対応はできますけれども、大変な状況がありますので、1万5,000人ぐらいが維持できればというふうに思っておるところであります。

しかし、これはなかなか至難の業でありますので、これからは定住促進ということも真剣に捉えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

今、田舎暮らしや自然志向という皆さんがふえております。そういった皆さんをどう呼び込むかということも真剣に考えられている地域、市町村もありますので、その辺もまた参考にさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

特に、世代の後継者という点では、これは大変難しい問題だなど、生活スタイルが違ってきておりますので、これは本当に大変な問題であります。それは、そのとき、そのときのその家庭の考え方もありますので、私からいろいろ申し上げるわけにはまいりません。

農業につきましては、これは真剣に考えていくことも必要であるというふうに思いますし、地域おこし協力隊制度の活用ということも考えていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺も検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 次に移らせていただきます。

村では、10月から、まっくん生活支え愛事業ボランティア募集について村報に載っております。現時点で、受けた方が2人、ボランティア登録者6人というような、こういう低調な状況なので、ちょっと問題点を提言してみたいと思います。雪かき、ごみ出し、ごみの分別、電池・電球・蛍光灯の交換、生活必需品の買い物、灯油の給油、30分につき300円ということで、1回30分につき300円の利用者負担が50円、村が250円ということで、どうしても応募者がいないのかなというふうに考えてみました。

まず、本来ボランティアは無償であり、こういったことをして代償を求めることをためらう傾向があるのではないだろうか。民生委員さんや区の役員さんも登録して、やってみなければうまくいかないのかどうか。村の負担が多いので、気軽にまず役職のついている方がやってみる。無償のボランティアで気兼ねだから、50円でも払えば、お互い解決にできるのではないかということで、今、シルバー人材センターに登録している方に呼びかけて、ボランティア数をふやすとか、民生委員に頼っていて、受けた人の該当すると思われる方に通知などをして啓発してみたらどうか。

よその町村をちょっと調べてみましたら、800円を市が全部出して、コーディネーターがいて、長年かけて軌道に乗っているという有償ボランティア制度があるようですが、こういったことで、もう少し定着してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

1、2番についてお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まっくん生活支え愛事業につきましては、これから始めるところでありますので、これは初めから、かなり多くという予想はしておりませ

んでした。ただ、ふえてきておることも事実であります。利用者は現在で7世帯となりました。ボランティア登録も9人とふえてきております。これ、やりながら、そういったことが定着していけばいいというふうに考えておりますので、そんな点はそういう御理解をお願いしたいというふうに思います。利用者負担もいただきながら、また村でも補助をしながら、そういった支え合いができる地域社会構築を目指してまいります。

この利用者がふえてきておるというのは、そういったことが徐々に、今、浸透してきておるのかなというふうには思いますけれども、まだまだこれから始まる事業で、やっていくうちにふえてくるということも考えられますので、その辺はやりながら充実をしていくということで考えておるところであります。これは、最初から、そんな想定をしておりましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 介護保険の利用で、次に移りますが、厚生労働省は、2013年の9月に、介護保険部会に見直し案を示し、特別養護老人ホームの重点化として、原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定して、在宅での生活が困難な中等度の要介護者を支える施設としての機能に重点化したということです。ただ、2013年11月に、例外規定で、認知症とか、虐待があれば、要介護度1、2もいいというようなお話でありました。現在、特養の待機者は、村で30人ぐらいなのか、11人と聞いてもおりましたが、そういった中で、どのような特養への入所の実態はどうで、現実そんなことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特養の入所の御質問であります。

村内の入所待機者は、9月1日現在で38名であります。そのうち、在宅待機者が16名ということであります。入所状況でありますけれども、要介護1が9件、要介護2が14件、要介護3が15件、要介護4が20件、要介護5が20件の計78件となっております。

法の改正で、要介護1、2が外されるということでもあります。これ、条件つきでありますけれども。今、現状を見ますと、要介護3以上が55件で、入所者の7割となっております。しかし、3割は外れてしまうということでもあります。ただ、これも知的障害や精神障害、あるいは認知症や生活を続けることが困難な場合、あるいは家族等の虐待が深刻であるとか、そういった皆さんには要介護1、2であっても入所できる方向で今、検討はされておりますので、その辺はそんなふうに改正となっていけばいいなというふうに思っておるところであります。村内の実態は以上であります。

これから、介護保険法の改定よりまして、要支援1、2が市町村事業に移ってまいります。そういった面を含めると、真剣にこの辺も検討し、捉えていく必要が

あるというふうに思います。地域の中でそういったことがどうできるのかという、これは民間事業所を含めて検討していくべき問題であろうというふうに思います。そんな機運も高まってきておりますので、これからさらに充実をしてみたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました8議員の一般質問を終わりにいたします。2日間、御苦労さまでした。

あす12日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前10時37分

議 事 日 程 (第4号)

平成26年9月12日(金曜日) 午後3時00分 開議

第1 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告)

第2 発議第1号～発議第5号 提
案～採決

第3 議案第18号 提
案～質疑

第4 議案第1号～議案第4号 討
論～採決

第5 議案第5号～議案第10号(委員会の審査報告) 委員長報
告・質疑

第6 議案第5号～議案第10号・議案第12号～議案第16号・議案第18号 討
論～採決

第7 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年9月12日 午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案及び意見書案が提出されましたので、それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案及び意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告いたします。

議案1件、意見書案5件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、意見書案5件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

最初に、丸山福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（丸山 豊） 福祉教育常任委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」につきまして説明を申し上げます。

去る9月1日、上伊那聴覚障害者協会会長、樋口絹子氏より提出された請願について、当委員会を開催し、委員全員出席のもと、藤田住民福祉課長の同席をいただき審査いたしました。慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定いたしました。内訳は、採択4名であります。

この請願書の主な内容は、人とつながり、学校、家庭、職場や地域で人間関係を築く役割を果たしているのが言語であり、聾啞者の場合には100%認識できる言語は手話である。聾啞者が、人間として基本的人権を保障されるためにも、言語として手話を使える環境の法制化を求める請願であります。

審査の中で、手話言語に対する周知がおくれていることを理解し、音声言語と対等な言語であることを国民に広め、誰もが平等な権利を保持しなくてはならないと

いう全員の賛成意見がありました。

以上、請願6号の報告であります。

続きまして、陳情5号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」についてであります。

慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定をいたしました。内訳は、採択4名であります。

この陳情書の主な内容は、軽度外傷性脳損傷は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災などの補償対象にならないケースが多く、働けない場合は、経済的に追い込まれるケースがありますが、裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断は可能であるということから、労災認定基準の改正と神経学的検査法の導入などを求める陳情であります。

審査の中で、早急に裏づけ検査の導入と専門医の育成をすること、働けない状況は生活保護対象になりかねない、後天的な障害であるからなど、全員の賛成意見がありました。

以上、陳情5号の報告であります。

また、陳情7号、10号につきましては、さらに調査、検討の必要がありとの意見が多数を占め、継続審査といたしました。

以上で、福祉教育常任委員会に付託された請願・陳情に対する委員長報告といたします。

議長（原 悟郎） 次に、山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、総務経済常任委員会に付託されました請願・陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第4号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する請願書」は、審査の結果、全員賛成で採択となりました。

陳情第6号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」は、採択3人ということで、審査の結果、採択となりました。

陳情第8号「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情」につきましては、採択で、委員長判断で採択ということになりました。

なお、陳情第9号の「国に対し、消費税率10%への増税中止に関する陳情」につきましては、さらに調査・研究を進める必要があるということで、継続審査といたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） これから、福祉教育常任委員長報告に対する請願第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

請願第6号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、請願第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改定などを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、陳情第6号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（原 悟郎） 続いて、総務経済常任委員長報告に対する陳情第4号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書の提出に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、陳情第4号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書の提出に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第6号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第8号「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

この意見書を出すということなのですが、集団的自衛権に関する閣議決定を撤回することを求める意見書ということで、これ、閣議決定された表題は、国の存続を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障性の整備についてという表題がついております。今回のこの撤回を求める意見書の審議の内容について、少し聞かせていただけたらと思います。この閣議決定された全部を撤回しろということなのか、この集団的自衛権の撤回というと、今回の閣議決定の文書の中のどの部分を撤回し

ろということなのか、ちょっと教えていただければと思いますが。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 総務経済常任委員会で審議をしまして、いわゆる、どの部分ということではなくて、7月1日に閣議決定した、そのこと、前に閣議決定しないようにということで、主たる、そのことに対して審議の結果、撤回をされたいと、こういう内容で論議をしてきたところでもありますので、中の一文ずつの細かくということではございません。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） すみません。閣議決定の文章、私も全部読ませていただいたんですが、A4で8枚にわたっております。その中で、集団的自衛権のここと言われる部分がそこなのかどうなのかわかりませんが、第3番目の章の憲法第9条のもとで許容される自衛の措置というところで書かれていて、集団的自衛権というのはそのところの（4）に1回書かれているだけです。それも、根拠となる場合が、憲法上、あくまでも我が国の存立を全うしということ書かれているので、そのときの委員会での議論の中では、この閣議決定された文章を全て読みながら議論したのかどうなのかというのをもう一度お伺いします。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 7月1日に出ていたその文章を全部読んだというわけではございません。陳情で出てきた部分についての審議をしたところでございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

陳情第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 私は、この意見書を提出することに反対なんです。それはなぜかという、やはり、先ほど委員会の審議の中で、全文を読んでいないということなんですが、この全文の中で何を言わんとしているかということなんです。前文と四つの章に分かれていまして、内容は、平素のとき、周辺事態のとき、近隣有事のとき、我が国が有事のときという、この事態の推移に応じた切れ目のない対応を整備していこうというのが今回の閣議決定の内容になっております。

その中で、審査要件を厳しく決めているわけなんです、その中で、法の番人と

言われる横畠法制局長官が、衆議院の予算委員会の発言の中で、「今回の閣議決定は、憲法9条のもとで、例外的に自衛のための武力行使が許される場合があるという、昭和47年の政府見解の基本論理を維持し、その考え方を前提として、これに当てはまる極限的な場合は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福の追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当たるとされるものであり、この限りにおいて、結論の一部が変わるものですが、昭和47年の政府見解の基本論理を整合するものであると考えております。」、また参議院の予算委員会の発言の中でも、「これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであると考えております。したがって、今般の閣議決定は、憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらない。」と発言されています。

これ、憲法をめぐる論議ですので難しいと思います。報道も、批判的なところや、肝要で縛りがきついというところもあります。いろいろな考えがあると思いますが、やはり南箕輪議会として出す意見書ですので、こちら辺はしっかりと考えた上で結論を出していかなければいけないものだと私は考えますので、反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

反対ですか。

賛成討論はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 小坂です。

この陳情に関して、採択することに賛成する意見を述べさせていただきます。

前回の定例会で、集団的自衛権に関するものと同じような審議の中で、私、憲法そのものを変えるべきだというような私の意見を述べさせてもらってありますけれど、今回、私、村で自衛官募集相談員という役割を担う中で、この3年間、毎年、今、自衛官の募集時期なんですけれど、7、8、9月、毎週、受験生の勉強のボランティアをさせていただいております。その中で感じたことを申し上げますが、自衛隊の役割は三つあります。国の防衛と災害派遣、そして国際貢献、この三つです。

国際貢献に関して、現在、上伊那で自衛官を目指している受験生、多くの受験生は、国際貢献についての意見は、国際貢献すべきだという意見を持っている方が多いです。ただし、この国際貢献、もう20年前からPKO等で自衛隊は行っているわけなんですけれど、今回の集団的自衛権に関しては、集団的自衛権を認める、認めない、こういったことに関して、受験生や、まして現役の自衛官の皆さんが意見をすることは非常に難しいことでありまして、ここで私が思うには、現在の自衛隊員は、海外に出て、国際貢献の名のもとにおいては、国際関係上、日本人の性質とし

て国際貢献すべきだと考えているにもかかわらず、ただ国の情勢上、どの国も安全で、単なる貢献活動ができるというばかりではありません。

そういった中で、やはり、憲法9条にある武力をもって国際紛争の手段としないという、この憲法そのものに無理があるわけで、自衛隊員は、現在、この憲法9条下、非常に働きにくい現状であります。私自身は、改憲すべきだという考えを持っておりますけれど、今回のこの集団的自衛権を閣議決定で、政府の判断で解釈を変更するという欺瞞、普通の高校生以上に人たちが見てみましても、この憲法の解釈を変えるということで、本来の文言から読んで、その文言が果たせない法律や条文がそのまま通されるようでは、日本において、ルールはあってないようなものになってしまいます。

自衛官が国内の災害派遣はもちろん、国外における国の防衛や、また国際貢献に対して、自衛隊、自衛隊員が胸を張って働けない状況が現在ありまして、例えば、憲法を改正するなど、日本国民がやはりこの国家情勢を考えて、自衛隊員が、自信を持って働ける環境を国民も、国家もつくっていくべきだと思います。

それを通さずに、いきなり自国を守る論議もきちんとしていないまま、憲法解釈の変更で、集団的自衛権を認めようなどという欺瞞を通すことは私は反対であります。今回の陳情の内容については賛成いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 次に、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 私は反対の立場から、閣議決定を撤回するというようなことで、閣議決定されたこと自体が問題だということで、もう指摘も受けております。しかしながら、国会で憲法改正をする、そうした中で、9条等についても論議すべきところではありますが、現在の国際状況を見たり、近隣の関係を見た中で緊急性があると私は考えております。それゆえに、閣議決定せざるを得ない状況にあって、これは当然であるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） この文章、こういう法律をつくるときに、悪いことを決めますよということは誰も言いません。必ず必要だ、いいことだということで、先ほども文章が代筆されました。しかし、執行をする側の大臣たちが集まって、今まで長いこと国会で議論されてきた憲法論議をないがしろにして、自分たちだけで、自分たちの都合いいように閣議決定する、こんなことは許されるはずはありません。必要な手だてを踏んで、国民にも、国会にもきちっとわかるように説明をして、法改正をするなら必要なことをやればいい。そういう立場から、閣議決定を勝手にしてはいかんと、これは撤回せよと、これはまさにそのとおりだと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 戦争に走らせる集団的自衛権に関する閣議決定は、もちろん撤回することは当然のことです。また、なおかつ、憲法第9条を守っていくということで、改正はあってはならないと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第8号「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

それでは、ここで意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「手話言語法制定を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 手話言語法制定を求める意見書につきまして、その内容を朗読しまして提案理由にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。音声は聞こえない、音声で話すことができないなど、手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別された長い歴史もありました。

平成18年12月に採択された国連の障がい者権利条約には、手話が言語であることが明記されています。

障がい者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障がい者基本法では、「全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されています。

また、同法22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、誰でもみんなが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向け、法を整備し、法の制定を国として実現する

ことが必要であります。

よって、国においては、上記の内容を盛りこんだ手話言語法を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、全議員の御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「手話言語法制定を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第2号「軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であります。

国においては、現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望するというところで、一つ、業務上の災害、または通勤災害により、軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存し、また労働者を労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。2としまして、労災認定基準の改正に当たっては、他覚的、体系的な神経学的検査法など、画像にかかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。3としまして、軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ、国民、教育機関への啓発、周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第2号「軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それでは、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書の趣旨説明を行います。

この法律は、昭和55年の5月にできたものでありまして、地震対策等の財源を助するものであります。そして、近年、東日本大震災をはじめ、内外における大震災があり、それから教訓を踏まえた中で、公共施設の耐震化、防災資機材の整備等を一層推進するところであります。しかしながら、この地震財特法が、平成26年度末をもって効力を失うということがございます。それですので、ぜひ、この地震財特法の有効期限の延長をということで、強く要望するということでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第4号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 発議第4号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを求める意見書」の趣旨説明を行います。

農業をめぐる諸課題は山積みしております。関係者をはじめとした積極的な取り組み、改善が必要なことは、言を待たないところであります。

特に、農業改革に当たっては、民間組織である農協組織の自己改革を基本にしていくべきであるということですが、今回、政府から、6月24日に決定しました規制改革実施計画等は、その組合員の討論が進まない中で進められております。そういう中で、総合農協の解体とも言える改革につきましても、地域にとって非常に大きな影響を及ぼすものであります。そうしたことから、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを求めていくという意見書でありますので、御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 農協は、生活の中で、技術指導、貯金、共済と歩んで、今、大企業化しました。かつての郵便局と同じように、農協を潰そうという政府の

横暴は許すことはできません。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第4号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを求める意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第5号「集団的自衛権に関する閣議決定を撤回することを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 集団的自衛権に関する閣議決定を撤回することを求める意見書の趣旨説明をいたします。

政府が、7月1日の臨時閣議で、自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している状況であります。しかし、去る6月13日の当議会でも、こういう閣議決定をすべきではないという意見書を提出しているわけであり、これは、全国の議会からも、また国民の批判もあり、たくさん政府に寄せられているわけですが、その国民の声を聞かずに閣議決定をしてしまった。こういう状況であります。

この憲法をめぐる、また集団的自衛権をめぐる問題は、長い間、国会でも議論をされ、その執行者である内閣が、きちんと、どこまでが憲法の範囲であるということを書いてきているわけであり、そして、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力行使の範囲を超えるものであり、許されない。こういうことが確定をしているわけであり、にもかかわらず、安倍総理大臣、閣議決定でこの考え方を覆す。こういうことを言ってみれば決定をしたわけであり、ですから、立憲主義に基づき、我々村議会も、国のそういうでたらめな暴走に対してはきちんと意見を言うていくことが、国の真つすぐに行く道を示すために必要なことだと考えます。

以上のことで、最終の行にあります、よって国においては、集団的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回することを強く求める、こういう意見書であります。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第5号の討論を行います。

先に反対討論はございますか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

私も、6月のときの解釈を変えることはけしからんという考えでいましたが、7月1日の閣議決定文が出てきて、中身をしっかりと読ませていただいて精査する中では、今ここに書かれている意見書のような解釈、改憲ではないということで反対をさせていただきます。

憲法9条のことをここでは言っていますが、憲法の前文では、平和のうちに生存する権利がうたわれていて、また13条では、生命、自由及び幸福追求をする国民の権利がうたわれております。ですから、日本の憲法は、9条、これは戦力を持たない、戦争をしないということなんですが、ある意味、矛盾するような憲法のもとで、国民の生命、平和を守るのに、どうしたらいいかということをやはり考えていかなければいけない時代になってきて、時代背景も、アメリカ、米軍頼みで今まで守ってきもらったわけですが、考えると、弾道ミサイルが日本の上を飛んで、太平洋に落ちる。また頻繁に発射をしている。日本全土が射程圏内に入っている。尖閣では、領海、領空の問題で、毎日ぐらい大変な思いをしています。そういった中の環境が変化する中で、日本の安全保障をどう考えるか。確かに、自衛隊は、この憲法のもとで戦力を持たないという中なんですが、この前文と13条がある上で、政府は国民の生命を守らなければいけない。その上で、どうしたらいいかということで、自衛隊がつくられてきたわけです。

そうした流れを見る中で、今回の閣議決定の内容、皆様、しっかり読んでいただきたいんですが、あくまでも自衛のための措置なんです。集団的自衛権と言われますが、私は6月の時点でなぜ反対、それは確かに意見書を出さなければいけないと言ったかということ、集団的自衛権の国際法上のフルスペックだったら、やはり、それは問題になるんです。今回の閣議決定の中を見ると、憲法上許容される上記の武力行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があると、ここに書かれているだけなんです。それも、他国が日本と親密、ですからアメリカが、例えば攻撃されて、それが日本の住んでいる我々の生命だとか、安全が守られない場合に限って武力行使ができるということなんです。外国が攻められて、それがけしからんといって外国を攻めていくという閣議決定文ではないんです。ですから、どこまでも憲法の条文、前文と9条、13条を整合性をとって、日本の安全保障を考えていくかというのが非常に大事になってくるんだろうと思います。

これ、憲法をめぐる非常に難しい論議です。日本を取り巻く環境は、本当に今、変わっていて、どうしたら日本を守っていけるのか。アメリカの力も、今、低下しております。その中で、日本がやらなければいけないことはあるはずなんです。そういうことで、この閣議決定の内容を皆さん、しっかり読んでいただいて、本当にこれが集団的自衛権行使、フルスペックの中の行使だったらいけないんですけれども、憲法上は許される範囲のぎりぎりの限界を今回は突き詰めて、閣議決定文として出されたということは、しっかりと読んで、わかっていただきたいと思います。

私は、これは反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

ほかに反対討論はございますか。

加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 今、百瀬議員が説明された中でもありますけれども、日本のこの9条を含めた自衛隊法から始まって、いろいろ矛盾に満ちた中で今現在が行われております。そして、日本が、戦後、もう70年近くなる中で、独立国家として自分の国は自分で守る。アメリカ、日米安保だけに頼って、アメリカに守ってもらっているような日本じゃしょうがない。独立国家である以上は、日本、また国民、その日本国民の財産を守ることがぜひ必要である中で、もう少し、国民も声を上げて、憲法論議をしたり、集団的自衛権についても、もっと声を大きくして議論していく必要がある。その中に、今回の集団的自衛権の閣議決定みたいなことが出た。この中から、議論をますます深めていくことが必要であると思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第5号「集団的自衛権に関する閣議決定を撤回することを求める意見書」は原案のとおり可決されました。

これから議案の上程を行います。

議案第18号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第18号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第

5号) 」について提案理由を申し上げます。

本案は、中部保育園用地の借地権設定登記のための費用の補正です。

歳入が歳出に対し不足する額は、予備費で調整するものとし、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長(原 悟郎) 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長(原 茂樹) 議案第18号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算(第5号)」の細部説明を申し上げます。

予算書案の4ページをごらんいただきたいと思います。

3款、民生費の2項2目、0340保育園運営事業で115万3,000円の追加をお願いいたします。中部保育園用地の借地権設定登記のための費用でございます。

現在、中部保育園用地の一部、2筆、計4,764.07平方メートルは、地権者1名から賃借をしておりますけれども、このほど、借地権設定登記をさせていただくことにつきまして内諾をいただくことができましたので、権利の購入費及び登記費用の計上をお願いするものでございます。この登記によりまして、現在、園庭として利用している部分も含めまして、第三者に対する対抗力を確実にすることができます。

なお、17節の借地権購入費、一般的には登記の承諾料と言われる代価でございますが、113万1,000円を計上させていただきます。

おめくりをいただきまして、14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただきまして、予算の総額に変更はございません。

以上、細部説明を終わります。

議 長(原 悟郎) 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長(原 悟郎) 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長(原 悟郎) 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(原 悟郎) 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 反対の立場で討論いたします。

国が、保育園に入れない児童がたくさんいる、いわゆる待機児童が多いという中で、いろいろな施設、規模のものを想定し、民間の皆さんに担ってもらい、こういう形で進めてまいりました。私は、保育というのは、行政がきちんと最後まで責任を負うべきものと考えております。当村では、そういう立場から、村長以下、完全に村の保育が実施をされております。この条例案をつくるのに、職員の皆さんが、国の基準との整合も含めて大変手間をかけてやってきた。こういうことについては本当に御苦労様と言います。ただ、私は、国が少子化で大変だということを言いながら、片方では保育にかかる費用というものを自治体に投げ、民間に投げ、自分たちが本当に責任を負うという姿勢に立っていない。このことに対して問題提起をし

ているわけであります。

このような細分化し、民間でいろいろ担ってもらう。その基準を決めるということではありますが、現在でも、家庭保育や小さな規模の施設は、人手がない中で子供をたくさん預かる。そういう中で、死亡事故から、いろいろ、場合によってはけが、そういうことが起きますが、最後にそれは何が起こるかという、預けた親と預かった人との裁判闘争になるわけであります。貧弱な施設で、少ない人員で保育をすれば、そういうことが多発するわけであります。本当に、日本の活力を上げるためには、国が、本当に保育に対する予算をしっかりとって、待機児童のいる自治体にはもっとしっかりと支援もする。そして、本当に健全な保育を実践することが大事だと考えるわけであります。このような民間への責任転嫁、こういう点について決めたこの条例について、私は反対をいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第4号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号から議案第10号までは、総務経済常任委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 総務経済常任委員長報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託されました議案第5号から議案第10号までの6議案につきましては、去る9月4日、5日の2日間にわたり、二つの常任委員会における連合審査として審査を行いました。ここで審査の結果を報告いたします。

議案第5号「平成25年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第6号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第7号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第9号「平成25年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の

結果、認定すべきものと決しました。

議案第10号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程におきまして、各議員から出されました指摘事項等が多々あります。十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、特に、収入未済や不納欠損は、税等の公平性から、きちんと取り組みがなされるよう要望をいたします。

以上で、総務経済常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成25年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「平成25年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第6号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第7号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第9号「平成25年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「平成25年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

議案第10号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

議案第12号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「南箕輪村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「南箕輪村道路線の認定について」は、認定することに決定いたしました。

議案第18号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、全ての議案審議・採決を終了いたしました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。全議案可決・認定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、今後の村政に生かしてまいります。

ことしの夏は、不安定な天候が続き、雨が多かったり、日照時間が短かったりと、異常な夏となりました。いまだに天候不順が続いておるところであります。異常気象に伴い、全国各地で災害が発生し、とうとい命が失われ、甚大な被害となっております。

一般質問でも、災害対応につきましての御質問を多くの議員からいただきました。災害を完全に防ぐことはできませんが、生命、財産を守るため、でき得るハード事業の推進を図りながら、特にソフト事業を中心に、可能な限り対応してまいります。そして、安心・安全な村づくりに努めてまいります。

また、今議会では、各会計の平成25年度の決算認定をいただきました。地方の景気回復がおこなわれている中、税収も20億円を割り込み、厳しい財政運営となりましたが、計画しました事務事業は、ほぼ執行することができました。繰越財源で、平成27年度以降の事業にも備えることができ、この点ではありがたいことでもあります。今後も、計画的な事業執行により、健全財政を維持しながら、持続可能な村づくりに努めてまいります。

事業の執行の中で、さまざまな課題も発生してきております。これから難しい局面も出てくることが予想されますが、課題解決に向けて、全力で村政発展のために努力してまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

9月議会閉会と同時に、敬老行事や運動会、区民祭等々、多くの行事が計画され

ております。村の元気と活力と地域力を発信する時期でもあります。村民が力を合わせながら、村の活性化のために努力をしていただくことを期待しております。そんな秋になればと願っております。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 相変わらず、全国各地で、大雨による被害が発生しており、被災者についてはお見舞いを申し上げます。

このところ、少し秋空の天気が続いておりますけれども、これから学校の運動会、また議員研修、視察等々、何かと多忙になるかと思いますが、議員としてしっかり任務を果たされますことをお願いし、これをもって平成26年第3回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時17分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員